

平成20年9月決算特別委員会目次

◎ 第1日（8月29日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	1
4. 出席説明員	1
5. 出席事務局職員	2
開会	3
散会	13

◎ 第2日（9月16日再開）

1. 議事日程	15
2. 出席議員	15
3. 欠席議員	15
4. 出席説明員	15
5. 出席事務局職員	16
再開	17
散会	99

◎ 第3日（9月17日再開）

1. 議事日程	101
2. 出席議員	101
3. 欠席議員	101
4. 出席説明員	101
5. 出席事務局職員	102
再開	103
閉会	176

1 議事日程

[平成20年太宰府市議会 決算特別委員会]

平成20年8月29日

午前 11 時 14 分

於 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

2 出席委員は次のとおりである（20名）

委員長	清水 章一 議員	副委員長	小柳 道枝 議員
委員	原田 久美子 議員	委員	藤井 雅之 議員
〃	長谷川 公成 議員	〃	渡邊 美穂 議員
〃	後藤 邦晴 議員	〃	力丸 義行 議員
〃	橋本 健 議員	〃	中林 宗樹 議員
〃	門田 直樹 議員	〃	安部 啓治 議員
〃	大田 勝義 議員	〃	安部 陽 議員
〃	佐伯 修 議員	〃	村山 弘行 議員
〃	田川 武茂 議員	〃	福廣 和美 議員
〃	武藤 哲志 議員	〃	不老 光幸 議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	井上 保廣	副市長	平島 鉄信
教育長	關 敏治	総務部長	石橋 正直
協働のまち 推進担当部長	三笠 哲生	市民生活部長	関岡 勉
健康福祉部長	松永 栄人	建設経済部長	木村 洋
会計管理者併 上下水道部長	古川 泰博	教育部長	松田 幸夫

総務・情報課長	木村甚治	経営企画課長	今泉憲治
協働のまち 推進課長	大藪勝一	市民課長	木村和美
福祉課長	宮原仁	高齢者支援課長	古野洋敏
国保年金課長	木村裕子	都市計画課長	神原稔
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄
監査委員事務局長	井上義昭		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	茂田和紀		

開会 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

本日は、認定第1号から認定第8号までについて、各所管部長からの説明にとどめたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 認定第1号 平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） それでは、日程第1、認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（石橋正直） 平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算につきまして、その概要等についてご説明を申し上げます。

平成19年度の予算執行に当たりましては、厳しい財政状況が続く中であって、限られた財源の重点配分と経費、支出の効率化に努め、各種事業、施策等の積極的、効率的推進に努めてきたところでございます。

その結果、決算書2ページ及び3ページの決算総括表になりますが、平成19年度の一般会計の決算額は、歳入総額202億4,882万1,993円、歳出総額190億6,483万7,431円で、これを前年度と比較いたしますと、歳入は2億2,033万1,785円、1.1%増、歳出は3億2,930万5,608円、1.7%減となっております。

歳入歳出差し引き後の形式収支は、30ページの実質収支に関する調書のとおり11億8,398万5,000円で、翌年度に繰り越すべき財源9,316万3,000円を差し引きました実質収支額は10億9,082万2,000円の黒字決算とすることができました。

それでは、歳入の主な項目につきましてご説明申し上げます。

これからは決算書にあわせて事務報告書も使って説明してまいります。

説明の都合上、決算額は1,000円単位でご説明させていただきます。

まず、決算書の32、33ページになります。1款市税の決算額は、収入済額欄79億9,527万3,000円で、前年度と比べますと6億5,640万円、8.9%の増収となっております。

続いて、事務報告書をごらんください。事務報告書4ページの市税収入の状況、上の表の市税決算にその内訳を載せております。市たばこ税と入湯税は減少しておりますが、その他の税は増加しております。特に個人市民税は、恒久減税廃止など税制改正の影響により5億9,058万3,000円、20.2%の増となっております。

なお、この影響で減税分の補てんとして交付されていた決算書34ページの2款地方譲与税は4億3,486万6,000円、68.3%の減、決算書38ページの9款地方特例交付金は1億5,300万5,000円、71.6%の大幅な減少となりました。

次に、決算書38ページの10款地方交付税は29億1,493万1,000円の決算で、前年度と比較いた

しますと9,054万8,000円、3.0%の減で、ここ数年の大幅な減額と比較しますと小幅な減少で済んでおります。内訳は、普通交付税が7,955万円、3.1%の減の25億2,187万8,000円、特別交付税が1,099万8,000円、2.7%減で、3億9,305万3,000円となっております。地方一般財源の不足に対処するため、地方交付税の振りかえとして発行します臨時財政対策債の借入額は5億9,156万7,000円、74ページになります、であり、平成18年度の6億5,200万円から圧縮されておりまして、普通交付税と臨時財政対策債の合計額では、1億3,998万3,000円減少しております。

次に、決算書48ページの14款国庫支出金であります。平成19年度は大型事業や災害復旧事業関連の負担金、補助金の減によりまして、前年度より約1億3,117万4,000円減の20億9,445万円の決算となっております。

次に、決算書68ページの18款繰入金でございますが、平成19年度は、平成18年度より13億365万6,000円ほど多く、総額で15億3,021万4,000円の基金取り崩しを行いました。これは、公債費の繰上償還のために財政調整資金と佐野土地区画整理事業基金の取り崩しを約7億円行ったことが大きな原因であります。

その結果、平成19年度末の基金残高は、前年度より12億8,114万7,000円減少し、13億6,622万2,000円となっております。事務報告書10ページに記載いたしております。

次に、決算書74ページ、21款市債については、減税補てん債、消防債、災害復旧債などが前年度より減少し、2億1,013万3,000円減の16億3,936万7,000円の借り入れとなっております。主な内訳は、75ページからの備考欄になりますが、道路事業債約3億円、史跡地公有化事業債7億円、臨時財政対策債約6億円などとなっております。

なお、市債現在高の状況は、事務報告書10ページの下表になりますが、平成19年度末の市債残高は約218億9,533万9,000円で、前年度末より19億2,058万円ほど大幅に減少いたしております。

以上で歳入の説明を終わりました。次に歳出について概要を説明させていただきます。

決算書78ページの2款総務費では、財政調整基金積立金の減などにより、前年度より約1億1,743万円減の支出済額欄約23億3,331万7,000円の決算となっております。

124ページの3款民生費は、児童手当等の扶助費増などにより、約2億3,141万円増の46億7,627万7,000円となっております。

なお、特別会計への繰出金は、国民健康保険事業特別会計へ3億8,997万2,000円、介護保険事業特別会計へ5億447万2,000円、住宅新築資金等貸付事業特別会計へ2万5,000円の繰り出しを行っております。

次に、158ページの4款衛生費は、大野城太宰府環境施設組合負担金の減によりまして、前年度より約3,172万円の減、22億4,977万8,000円の決算となっております。

192ページの8款土木費は、20億9,079万9,000円の決算となっております。平成19年度は、通古賀地区都市再生事業、高雄中央通り線整備事業、佐野土地区画整理事業、地区道路整備事

業の終息により、決算額は前年度より約11億2,621万円減少いたしております。

212ページの9款消防費は、防災コミュニティ無線設置費完了により、約1億1,732万円減少いたしております。

218ページの10款教育費では、市民プール用地購入費、水城跡展望広場整備工事費、耐震診断委託料などにより、決算額は約1億1,616万円増加し、26億5,462万9,000円となっております。

264ページ、11款災害復旧費は、災害復旧工事もほぼ終息したため、約7,616万円減の2,935万7,000円の決算となっております。

最後に、264ページ、公債費でございますが、決算額は38億8,839万4,000円、繰上償還の影響で前年度より約7億6,597万円増加いたしております。今後も起債発行額を20億円以下に抑制することによりまして公債費を減少させ、計画的な市債の活用を図ってまいります。

次に、性質別歳出決算状況をご説明いたします。

事務報告書の8ページをお開きください。義務的経費のうち、平成19年度の人件費につきましては、職員数の減により2.2%減少しております。扶助費は、児童手当、障害者自立支援費、重度障害者医療費、乳幼児医療費の増加などにより8.2%の増、公債費は先ほど説明しましたように繰上償還の影響により23.7%増加いたしております。義務的経費総額では、9.9%増の100億2,820万8,000円の決算となっております。

投資的経費は、普通建設事業費及び災害復旧事業費の減少などにより、6億4,766万9,000円、27.4%の減少となっております。

その他の経費では、佐野土地区画整理事業基金の積み立てなどの減により、7.4%の減となっております。

以上で歳出についての説明を終わらせていただき、最後に本市の財政状況についてご説明申し上げます。

事務報告書9ページのグラフを見ていただきますと、財政構造の弾力性を示す指標の一つであります経常収支比率は97.8%で、前年度100.9%から3.1ポイント改善いたしております。改善の主な要因といたしましては、退職者不補充による人件費の減、大野城太宰府環境施設組合や下水道事業会計補助金の減、その他特別会計繰出金に特定目的基金を充当したことなどにより、経常経費に充当された一般財源の額が減少したためであります。

また、10ページに今年度から新たに健全化判断比率を載せております。健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つから成り、いずれかが早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を定めなければならない、また将来負担比率を除く3つの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めることとなります。本市の平成19年度健全化判断比率は、一般会計等の実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の表示はなく、公営企業会計も含めた実質収支の合計でも黒字であるため、連結実質赤字比率の表示もありません。また、一部事務組合まで含めた実質公債費比率が12.8%、さらに

地方公社や第三セクターなどまで含めた将来負担比率が11.8%となっておりまして、太宰府市の財政状況はすべて早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要でございます。

健全化法は、夕張市の破綻が発端となり整備されたものでございますが、本市の判断比率を見る限りでは、大変健全な状況にあると言えます。しかし、経常収支比率は100に近い数値で推移しており、単年度の収支は原油価格の高騰などの外部要因も影響し、厳しい状況が続くようであります。

このように、昨今の社会、経済環境の変化や今後予想される財政需要の増大から、今後も厳しい財政運営を強いられると思われませんが、多様化する市民ニーズにこたえ、総合計画に掲げる各種施策、事業を着実に実施するためには、内部管理費の削減や事務事業の見直しはもちろんのこと、徹底した行財政改革を進め、抜本的に歳出構造を見直すなど、健全な財政体質を確立することが必要であると考えております。

以上、一般会計の歳入歳出決算についての概要をご説明いたしましたけども、詳細につきましては配付させていただいております決算書並びに事務報告書、監査意見書等を参照していただければと考えております。

これで平成19年度の一般会計におけます決算内容の説明にかえさせていただきたいと思えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 認定第2号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第2、認定第2号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算概要についてご説明を申し上げます。

決算書は、267ページからでございます。

決算額につきましては、269ページの歳入総額は63億7,683万2,444円、273ページの歳出総額は65億2,120万3,408円で、歳入歳出差し引き残額は1億4,437万964円の赤字決算となっております。その歳入不足額につきましては、去る6月議会におきまして平成20年度補正予算としまして専決処分のご報告をさせていただいたところでございます。

歳入の主なものにつきましては、277ページ、1款1項国民健康保険税が18億6,444万1,532円で、前年度比2,072万731円、約1.1%の増となっております。

2款の国庫支出金は15億3,344万9,400円で、特別調整交付金の増額により2,816万3,750円、約1.9%の増となっております。

279ページ、3款療養給付費交付金は16億9,538万741円で、退職被保険者等の増加に伴う医

療費の伸びに伴い、2億3,367万5,741円、約16%の増となっております。

4 款の県支出金につきましては、3億1,687万9,236円で、2,545万6,863円、約8.7%の増となっております。

281ページ、5 款共同事業交付金は5億5,400万5,978円で、平成18年10月から創設されました保険財政共同安定化事業交付金が平成18年度は6カ月分でしたが、平成19年度は1年度分交付されたことから、2億5,285万9,426円、約89.9%の大幅な増となっております。

次に、歳出の主なものにつきましては、289ページ、2 款保険給付費が総額41億7,016万5,146円で、対前年度比4億2,364万6,761円、約11.3%の大幅増となっており、歳出総額に占める割合は約63.9%となっております。平成18年度は診療報酬改定3.16%の引き下げが実施されたことが、平成19年度において伸び率が大きく伸びた要因の一つであります。受診延べ日数の増加に伴い、1人当たりの医療費の伸びていること、国保被保険者の増加や高齢化が医療費増大の大きな要因となっております。

次に、293ページ、3 款老人保健拠出金につきましては12億2,225万3,558円となっており、対象年齢の引き上げの影響により、対前年度比4,600万3,954円、約3.6%の減、歳出総額に占める割合は18.7%となっております。

5 款の共同事業拠出金につきましては6億4,876万5,981円で、歳入のところでご説明いたしました国保保険料の平準化、保険財政の広域化を目的とした保険財政共同安定化事業拠出金の大幅な増額に伴い、2億8,292万9,601円、約77.3%の大幅な増となっております。被保険者を見ますと、年度平均総数は2万2,523人で、前年度より157人増加しており、そのうち老人保健対象者は160人減の5,339人となり、全被保険者の23.7%となっております。

平成19年度国民健康保険事業特別会計の収支は、平成18年度に引き続き赤字決算となり、累積赤字が増大しております。国民健康保険税収入の伸びは約1.1%にとどまっている一方、医療費の伸びは11%を超えており、本市の国保運営は一層厳しさを増しております。医療制度が複雑化する中、本年4月からは後期高齢者医療制度が始まり、75歳以上の国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、国保加入者の減少に伴う国保財政への影響が予想されます。本年度において税率の改正を行っておりますが、今後も医療制度の安定運営に向け、関係機関にさまざまな働きかけを行うとともに、医療保険者に義務化されました生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の推進を図りながら、健康管理の啓発や医療費の適正化に努めてまいります。よろしくご審議いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 認定第3号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第3、認定第3号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算概要についてご

説明申し上げます。

老人保健特別会計決算は、決算書305ページ、歳入総額は58億8,631万7,782円、対前年度比では3.9%、約2億1,975万円の増に対し、307ページの歳出総額は58億8,325万8,123円、対前年度比では5.6%、約3億1,155万円の増となっております。歳入歳出差し引きは305万9,659円の黒字決算となっており、平成20年度に繰り越しさせていただくものです。

決算の事項別明細は310ページから313ページで、おおむね支払基金や公費による負担収入です。

歳出は314ページからで、支出の主なものは、2款医療費の57億8,162万1,119円で、前年度と比較しますと3億549万5,478円増加しております。主な要因としましては、平成19年10月から年齢到達による新規加入や高齢化に伴い、年間1人当たりの医療費支給額が92万3,419円で、前年度より約8万円増加していることとございます。

なお、老人保健制度は、本年4月より後期高齢者医療制度に移行しておりますので、老人保健特別会計は2年間で精算してまいります。よろしくご審議をいただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 認定第4号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第4、認定第4号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

321ページの歳入総額は、33億3,332万369円に対しまして、323ページ、歳出総額は32億4,315万2,838円で、歳入歳出差し引き額9,016万7,531円となっております。

歳入の主なものからご説明申し上げますと、326ページ、1款1項1目の65歳以上の第1号被保険者保険料は、7億840万47円の収入があり、平成18年度と比較して3,751万5,219円の増収となっております。国庫負担金として326ページ、2款1項1目の介護保険費負担金5億3,809万4,000円となっております。

328ページ、3款1項1目の介護給付費交付金は、40歳から64歳までの2号被保険者保険料をそれぞれの健康保険料と一緒に徴収いたしまして、9億1,971万7,068円を受け入れております。

県負担金としまして4款1項1目の介護給付費負担金4億4,907万2,000円、330ページの一般会計から繰入金のうち、6款1項1目の介護給付費繰入金3億6,720万5,805円となっております。

なお、国庫支払基金からの歳入につきましては、年間の介護給付費確定時期の関係から、翌

年度精算となっております。

次に、歳出の主なものとしたしましては、338ページ、2款の保険給付費で、29億3,836万3,263円、歳出総額の90.6%を占めております。

また、342ページ、2項の介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された被保険者がサービスを利用した場合に保険者が負担する分で、1億7,276万7,919円となっております。

344ページの5項の特定入所者介護サービス等費は、低所得の人の施設利用が困難とならないよう所得に応じた自己負担額を設定し、残りの基準額の差額を給付する制度で、7,210万8,520円の支出がっております。

346ページの4款地域支援事業費につきましては、地域で自立した生活ができるよう支援する事業で、5,861万9,309円の支出となっております。

350ページの5款1項公債費につきましては、介護給付費の伸びによって、平成13年度から平成17年度まで県から借り入れをしました借入金の償還金として、3,226万1,110円を支出いたしております。

以上で歳入歳出の主な項目についてご説明を終わらせていただきます。今後も介護保険事業の適正化を推進し、健全な財政運営を目指して努力いたしてまいります。よろしくご審議いただき認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 認定第5号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第5、認定第5号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 認定第5号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

決算書355ページから369ページをご参照ください。

平成19年度の歳入歳出決算につきましては、歳入が879万6,405円、歳出が864万8,292円となっております。差し引き14万8,113円の繰り越しとなっております。対前年度比では、歳入で68.5%、歳出で70.5%といずれも減額となっております。

決算額が減額になりましたのは、歳入では平成18年度で償還が終了された方がおられたことで、対象者の減による償還額の減、及びそれに伴う県補助金の減額によるものであります。

また、歳出においては、公債費の償還による減少が主な理由でございます。

今後の滞納解消に向けた取り組みとしましては、昨今の景気の動向を反映して、依然として厳しい社会状況の中にあつて、特に滞納者の方々も経済的に厳しい状況のもとにありますが、滞納者への戸別訪問、夜間徴収等により個別対応を行い、滞納解消に努めてまいります。その

他、抵当権の設定等による債権の保全を図っていきたいと思います。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 認定第6号 平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について**

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第6、認定第6号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） それでは、認定第6号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

本会計は、平成15年度に購入いたしました高雄公園の用地2ha分ですが、この分につきましての償還に係るものであります。

決算書は371ページから381ページでございまして、事項別明細は378ページに歳入が、また380ページに歳出が掲載されております。よろしくご参照願います。

平成19年度につきましては、歳入歳出決算額はいずれも7,940万1,465円でございます。歳入は、一般会計からの繰り入れでございまして、歳出は公債の償還ということになっております。この分につきましては、平成16年度から4カ年、平成19年度までですが、この間4カ年で償還をするということで計画されてございまして、計画どおり平成19年度をもちまして償還が完了いたしましたところでございます。

以上のとおりになっております。よろしくご審議賜りますよう、また認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 認定第7号 平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第7、認定第7号「平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について」説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 水色の別冊になっております。

平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について、その概要について補足説明をさせていただきます。

平成19年度は年間降雨量が松川、大佐野両ダム平均1,420mmで、平成18年度の68.6%にとどまり、一時期気をもみましたが、1万8,900m³の1日最大供給能力の中で安定供給に努めることができました。

それでは、決算書の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、営業面でございますが、当年度の年間総給水量は前年度と比較して2.3%増の499万

6,446m³で、年間有収水量は1.5%増の469万9,792m³となっております。有収率は94.1%でございました。1日最大給水量は、12月31日に1万5,139m³を記録いたしております。年度末給水人口は5万3,420人で、普及率は78.3%となっております。これら業務量の前年度比較表を5ページに載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、建設改良につきましては、配水設備において第6次拡張事業等配水管新設工事9件、都府楼団地内老朽管更新等配水管布設がえ工事4件、ほか水道施設テレメーター更新工事等4件を施工いたしております。

建設工事の概要につきましては、4ページに掲載をいたしております。

次に、経営面でございますが、当年度の収益的収支におきましては、総収益は12億3,102万5,286円で、前年度と比較して、給水収益の増により、626万8,213円、0.5%の増となっております。

一方、総費用は11億1,964万8,761円で、前年度と比較して1,461万3,440円、1.3%の減となりました。これは、鳴淵ダムからの受水のうち篠栗町からの水融通分、日量900m³が契約が終了したことにより、受水費が前年度より2,803万1,990円減少したことによるものでございます。

この結果、損益収支において1億1,137万6,525円の純利益を生じたところでございます。

収益的収支の前年度の比較につきましては6ページ、損益計算書につきましては12ページに掲載をいたしております。ご参照いただきたいと思います。

なお、15ページの剰余金処分計算書（案）では、前年度未処分利益剰余金5億8,136万2,299円につきましては、平成19年度純利益20分の1相当額557万円を減債積立金へ積み立て、翌年度繰越利益剰余金を5億7,579万2,299円とする案を提出いたしております。

1ページに戻りまして、資本的収支におきましては、収入総額は1億571万7,600円で、前年度と比較して工事負担金の減によりまして2,347万4,669円、18.2%の減となりました。

一方、支出総額は5億3,384万9,084円で、前年度と比較いたしまして4億9,315万5,969円、48.0%の減額となりました。これは、前年度の国債を購入をいたしてございましたため、総額として減少したことによるものでございます。

なお、資本的収支不足額4億2,813万1,484円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,260万6,368円及び過年度分損益勘定留保資金4億1,552万5,116円で補てんをいたしております。

以上で平成19年度水道事業会計決算概要の補足説明を終わらせていただきますが、決算審査意見書をご参照の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきます公営企業を経営する地方公共団体につきましては、毎年度公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告をし、公表することとなりました。資金不足比率につきましては、資金の不足額を事業の規模で除していた額の数値となります。2日目の本会議において報告を

させていただきますが、平成19年度水道事業会計におきましては、決算書16、17ページに貸借対照表で示しておりますように、流動資産の額が流動負債の額を大きく上回り、資金不足は発生はいたしておりません。監査委員の経営健全化審査意見書の2ページをご参照いただきたいと思います。

以上で資金不足比率概要の報告を終わらせていただきます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 認定第8号 平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第8、認定第8号「平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 黄色の表紙になります。

平成19年度太宰府市下水道事業会計決算の概要について補足説明させていただきます。

決算書1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、営業面でございますが、当年度の有収水量は595万5,906<sup>m</sup>で、前年度と比較して0.8%の増となっております。1人1日平均水量にしますと253 $\ell$ となります。年度末水洗化人口は、前年度より0.9%増の6万4,219人、行政区域内人口に対する普及率につきましては94.2%となっております。これら業務量の前年度比較表を5ページに載せております。ご参照いただきたいと思います。

次に、建設改良につきましては、総額4億9,429万9,062円を投じ、汚水管渠及び雨水管渠の整備に努めてまいりました。汚水管渠は4件、714.05m、15haを整備いたしまして、整備面積は前年度末累計で1,280.2ha、整備率にいたしますと81.5%となっております。雨水管渠につきましては4件、445.02mを整備を行いました。なお、汚水管渠1件、雨水管渠2件、関連工事及び移転補償金6件、雨水管渠実施設計3件について、平成20年度へ繰り越しをいたしております。建設工事の概要につきましては、4ページに掲載をいたしております。

次に、経営面でございますが、当年度の収益的収支におきましては、総収益は15億7,366万7,113円で、前年度と比較いたしまして、主に一般会計の補助金の減により4,577万891円、2.8%の減収となっております。

一方、総費用は15億4,768万2,131円で、前年度と比較して、主に企業債支払い利息の減により2,973万195円、1.9%の減となっております。この結果、損益収支におきまして2,598万4,982円の純利益を生じております。

収益的収支の前年度の比較につきましては7ページに、損益計算書につきましては14ページに掲載をいたしております。ご参照いただきたいと思います。

なお、17ページに剰余金処分計算書（案）で、当年度未処分利益剰余金9,435万3,875円のうち、減債積立金として平成19年度純利益の2分の1の額1,299万2,491円を積み立てを行い、翌

年度繰越利益剰余金を8,136万1,384円とする案を提出いたしております。

2ページに戻りまして、資本的収支におきましては、収入総額は14億7,019万6,000円で、前年度と比較いたしまして1億4,606万9,450円、11.0%の増となっております。

主な要因といたしましては、一般会計補助金が減少したものの、繰上償還に係ります借換債の発行に伴い、企業債が1億9,440万円増加したことによるものでございます。

一方、支出総額は19億5,413万8,270円で、前年度と比較して1億9,235万8,113円、10.9%の増となりましたが、これは利率7%以上の財政融資資金の繰上償還を行ったことで企業債償還が1億9,901万4,860円、15.8%増加したことによるものでございます。

なお、資本的収支で不足いたします額4億8,394万2,270円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額831万1,084円及び過年度分損益勘定留保資金4億7,563万1,186円で補てんをいたしております。

以上、平成19年度下水道事業会計決算概要の補足説明を終わらせていただきますが、決算審査意見書をご参照の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、平成19年度下水道事業会計におけます資金不足比率、その概要につきましては、決算書18、19ページの貸借対照表に示しておりますように、流動資産の額が流動負債の額を大きく上回り、資金不足の発生はいたしておりません。監査委員の経営健全化審査意見書3ページをご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 以上で説明を終わりました。

質疑については9月16日及び9月17日の決算特別委員会で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後0時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議事日程

[平成20年太宰府市議会 決算特別委員会]

平成20年9月16日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

## 2 出席委員は次のとおりである（19名）

|     |       |    |      |      |    |
|-----|-------|----|------|------|----|
| 委員長 | 清水章一  | 議員 | 副委員長 | 小柳道枝 | 議員 |
| 委員  | 原田久美子 | 議員 | 委員   | 藤井雅之 | 議員 |
| 〃   | 長谷川公成 | 議員 | 〃    | 渡邊美穂 | 議員 |
| 〃   | 後藤邦晴  | 議員 | 〃    | 橋本健  | 議員 |
| 〃   | 中林宗樹  | 議員 | 〃    | 門田直樹 | 議員 |
| 〃   | 安部啓治  | 議員 | 〃    | 大田勝義 | 議員 |
| 〃   | 安部陽   | 議員 | 〃    | 佐伯修  | 議員 |
| 〃   | 村山弘行  | 議員 | 〃    | 田川武茂 | 議員 |
| 〃   | 福廣和美  | 議員 | 〃    | 武藤哲志 | 議員 |
| 〃   | 不老光幸  | 議員 |      |      |    |

## 3 欠席委員は次のとおりである（1名）

委員 力丸義行 議員

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（35名）

|                  |      |        |      |
|------------------|------|--------|------|
| 市長               | 井上保廣 | 副市長    | 平島鉄信 |
| 教育長              | 關敏治  | 総務部長   | 石橋正直 |
| 協働のまち<br>推進担当部長  | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 関岡勉  |
| 健康福祉部長           | 松永栄人 | 建設経済部長 | 木村洋  |
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 古川泰博 | 教育部長   | 松田幸夫 |

|                     |      |               |       |
|---------------------|------|---------------|-------|
| 総務・情報課長             | 木村甚治 | 経営企画課長        | 今泉憲治  |
| 管財課長                | 轟満   | 協働のまち<br>推進課長 | 大藪勝一  |
| 市民課長                | 木村和美 | 税務課長          | 新納照文  |
| 納税課長兼<br>特別収納課長     | 鬼木敏光 | 環境課長          | 蛭川二三雄 |
| 人権政策課長兼<br>人権センター所長 | 津田秀司 | 福祉課長          | 宮原仁   |
| 高齢者支援課長             | 古野洋敏 | 保健センター所長      | 和田敏信  |
| 国保年金課長              | 木村裕子 | 子育て支援課長       | 花田正信  |
| 都市計画課長              | 神原稔  | 建設課長          | 大内田博  |
| 観光・産業課長             | 山田純裕 | 上下水道課長        | 宮原勝美  |
| 教務課長                | 井上和雄 | 学校教育課長        | 松島健二  |
| 生涯学習課長              | 古川芳文 | 文化財課長         | 齋藤廣之  |
| 中央公民館長              | 木村努  | 会計課長          | 和田有司  |
| 監査委員事務局長            | 井上義昭 |               |       |

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 浅井武  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 茂田和紀 |      |      |



再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） ただいまから休会中の決算特別委員会を開催いたします。

審査に入ります前に、各委員からの質問及び執行部からの回答や説明につきましては、委員会の効率よい運営のため、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、審査に当たりましては事務報告書、施策評価、監査意見書、決算審査資料等を参照の上、審査をお願いします。

直ちに審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 認定第1号 平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第1、認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

審査に入ります。

決算書76ページの議会費から入ります。

では、1款議会費、1項議会費、76ページ、77ページ、78ページ、79ページまでで質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、78ページの総務費、1項総務管理費の1目の一般管理費、78ページ、79ページ、80ページ、81ページ、82ページ、83ページまで質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、続きます。

82ページ、2款総務費、1項総務管理費、2目文書費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目法制費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目広報費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） ページ数、86ページ、87ページです。5目財政管理費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっと今から調べますので、ちょっとお待ちください。

○委員長（清水章一委員） はい。

○委員（武藤哲志委員） まず資料要求しておりました決算審査資料32ページに、ここ3点ばかりありますが、福岡県市町村災害共済基金組合に1,000万円という形で、この普通納付、これは災害給付で、それから任意も取り崩しておりましたが、現在のところ任意が1,132万8,525円、普通納付についてが4,717万8,689円。大体今年はこういう1,000万円だけしか積み立てておりませんが、この積み立て基準というのはもうないのかどうか。余裕があれば任意にも毎年出しておりましたが、今回は1,000万円だけになってますので、これが1点ですね。

それから、施策評価を出していただきたいと思うんですが、この施策については当初からちょっとお願いがあるんですが、この貴重な施策がですね、各款に飛んでおります。今決算書の87ページをしているところですが、施策評価のもう最後のほうになりまして、この太宰府市の今回は決算に当たって市長が健全財政ということですが、まず施策評価の82ページを出していただくんですね、対象指標という形でア、イ、ウとありまして、対象がどう変わったかというのがア、イ、ウとあります。そういう状況の中で指標の実績と推移をみますと、同じ数字が平成19年、平成20年、平成21年出てまして、行財政改革の関係で仕事ぶりだとかこういう部分が年々、平成19年は69%、平成20年は70%、平成21年は75%と、こういう状況が具体的に出されております。それから、ちょっと戻りまして80ページですが、財政健全化の推進の中で、これは一般質問でも評価をしておりましたが、経常収支比率が100.8%が今年97.8%になったと、その後も、下のほうにですね、施策を取り巻く状況の関係で実質収支比率、連結赤字比率、実質公債費率、将来負担比率、この4つの指標を義務づけられたということで今回出されたんですが、成果指標の力の欄について大変評価したいと思うのはですね、太宰府市の市税収納率がこの県下の中でも大変優秀です。税務課の職員の努力もあるんですが、こういう状況の中で経常収支比率は来年度は少しまだ下がるという見込みが市長の答弁あっておりましたが、平成20年度については97.8%が97%におさまる可能性があるのかどうか。一挙に、大幅に下げることにはできないと思うんですが、0.8%ぐらいが下がる見込みかどうか、この辺をまず報告いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まず、1点目の災害共済基金の分の1,000万円につきましては、任意はしておりませんで、通常の普通納付の基準にございます100分の0.5に相当する金額の1,000万円を限度に納付をしております。任意につきましては、余裕があるときには任意で積み立てておりますけども、基本的には普通納付のみでございます。

それと、経常収支比率につきましては、下げる方向で努力はいたしますけれども、97%になるという確約は今のところはっきり申し上げることはできませんが、努力をしていきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 86ページの6目の会計管理費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 7目財産管理費について質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員(渡邊美穂委員) 7目のですね、普通財産管理関係費のところなんですけど、いきいき情報センターの借地料、相変わらずこれまで平成19年度決算に出ているんですけど、これは取得するように毎年努力はされているという話ですが、来年度に向けてどういうふうな経過になっていますか。

○委員長(清水章一委員) 管財課長。

○管財課長(轟 満) ご質問の件につきましては、いきいき情報センターの用地に一部個人で持っておりまして、その分の市有地としての取得のことだろうと思いますが、毎年地権者の方に交渉はしておるんですが、なかなか承諾をいただけない状況であります。

○委員長(清水章一委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 90ページ、8目契約管理費、9目財政調整基金費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 10目人事管理費について質疑はありませんか。92ページ、93ページです。94ページ、95ページまで、人事管理費について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) まず、決算審査資料をお願いしましたら、33ページに追加資料を出していただいております。内容についてはですね、職員互助会負担金が前年より559万円の減額になっておるという状況で、掛金率が13.5%が10%になったということでこういう状況になっておりますが、大変前回新聞でもいろんな論議になりました。こういう状況の中で追加資料のですね、見ておりまして、特に決算審査資料の36ページ、この中にですね、4給付金というのがあります。1項2目で1,126万円、これが市互助会の、職員互助会の分の中からですね、県市町村福祉協議会に福祉協会給付金と選択型福祉事業としてですね、626万円と500万円が含まれておりますが、一度出したものがまた県の市町村福祉協会に出される。そこから出される給付金はこの中には入ってこないと思うんですがね。ここがまた第二の互助会の制度になるような感じがするんですが、ここではどんな、県に1,126万円も出してどういう給付があるのか、この辺を説明いただけませんか。

○委員長(清水章一委員) 総務・情報課長。

○総務・情報課長(木村甚治) 県の福祉協会のほうから入ってきます給付金というのは、結婚祝い金でありますとか入学祝い金等、そのようなものが入ってきております。この福祉協会につ

きましては、私ども単費で行う互助会ではなくて県下で入っておるんですが、この辺のですね、単独でももうそろそろいけるのではないかというようなことでも現在協議は継続して行ってきております。今言いましたように、この給付金というのは単純な結婚祝い金でございますとか入院見舞金でございますとか、そのようなものが福祉協会のほうからまた私どものほうに入ってきておるといふ形でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、今決算審査資料の34ページをお開きいただくと、説明がありましたように、結婚祝い金が6名、入院見舞金が6名だとかですね、こういうものが別に県に掛けた給付金の中から支払われると。以前問題になっておりました退職祝い金というか、こういうものも出されておって見直しが県の監査委員からも出されておりましたが、ある一定この県の部分については将来見直しが行われると、二重支払いというのがありますからですね、ところが県の給付内容はここの中には出てこないと。市と県と別々ということになるのか。この今6名と6名については両方含めたものが給付されているのかどうか。この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 項目で競合するものはございません。単独で持っている部分と県のほうから来るもの、それぞれはありますけれども、同じものを2つ出すということはございません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、今この中の7の慶弔給付金というのは、県の部分を含めてここに書かれているのかどうか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） はい、そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、見直しがされる場合は県に出している金額が余りにも大きいんですが、1,126万円というのを県の福祉協会のほうをやめることによってどういうふうなメリットがあるのか、デメリットがあるのか、その辺はわかりますか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 1つメリットといいますのは、ほかの参加市と同じような制度を持っておるといふことは他市と同じような形ということが言えるかと思えます。ただ、今いろんな公務員の勤務労働条件の見直しも含めまして検討課題として上がってきておりますので、こここの7番慶弔金等の給付状況の欄でも載せておりますけれども、そのあるべき基準といいますか、内容についてそろそろ見直しも必要なものもあるのではないかということで、継続して話し合いは行っておるところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 改めて、決算審査資料22ページから30ページまで資料を出していただいておりますが、太宰府市としては財政力安定のために職員採用を極力抑えてきました。昨年度1名保健師さんの採用がありまして、今年度7名という形で、当然それを補うためにここに書かれていますように、平成18年度から平成19年度にかけて事務補助員の一覧表をたくさん出していただきました。平成18年度と平成19年度の対比をして30ページまで各課の事務補助員が計上されていますが、平成20年度はまああれですが、平成21年度、将来にかけてこの部分は見通しとしては増加傾向にあるのか、現状維持なのか、この辺についてはどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 基本的には現状で考えております。職員の採用があればその分臨時的な雇用は減るということで考えております。ただ、職員の育児休暇でございますが、育児休業等があれば総数的には増えたりもしますが、基本的な総数は同じような数字でいきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 職員の衛生管理費の産業医のところなんですけども、現在この産業医の方がですね、対応してある範囲をちょっと確認しておきたいということで、正職員の方のみなのか、臨時、嘱託の方もあわせてあるのかということが1つと。

もう一つは、制度変更によって教職員に関してもこの産業医が、できれば産業医に対して相談等行うようにというふうになってきているんですが、これ50人以上じゃないと一応置かなくていいということで、太宰府市では50人以上の小・中学校の職場というのがないという現状なんですけども、今後こちらの産業医の方がですね、教職員の方々の分も対応されるように今考えておられるのか、その範囲の拡大を考えておられるのかどうか、教えてください。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 現在は一般職員のみで産業医の先生にはお願いをしております。ただ、昨今の職員の健康管理の問題の中でいろいろな相談したいというような案件も出てきておりますしですね、メンタル的なものも出てきておりますので、組合のほうからもこのあり方について充実を図ってくれという要望も来ておりますので、今後その辺の産業医の先生及び相談を受ける窓口でありますとか、その辺の整備は行っていきたいというふうに考えておりますが、現時点では一般の正職員、事務職員のみを対象としております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） もう一点、教職員については今後何か、この産業医の方の職務範囲になるのかどうか、まだ検討中ですか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 今のところ検討はしておりません。県費職員という形でもございますので、その辺との兼ね合いもあろうかと思いますが、現時点ではまだ対応はいたしており

ません。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） その件ですけれども、先ほど言われましたように、やはり県教育委員会のほうからも設置の必要性を言われておりますし、職員団体のほうからもやはりぜひ設置してくれという話もあっておまして、今課長さんの話にありましたように、学校職員の場合、県の採用になって、各市町を回るといことがございますので、筑紫区内の4市1町の教育委員会のほうでどのようにしようかということをお話しているところでございます。そういう状況ですので、状況だけ報告をいたします。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 高等学校あたりやったら50人ぐらい学校一単位でありますけどね、小・中学校の場合は一単位では対象外というのがありますけれども、例えば市で一括して置いて他の学校を見るとか、そういうようなことなどもちょっと検討をしていただければいいかなど、要望みたいになるかもしれませんけども。小・中学校独自では50人というのはありませんから、市全体で産業医がおって、学校の先生は、市の職員さん、メンタル面もいろいろ悩みもあるようですから、そのことが生徒たちに負担にならないようにするためにも、やっぱり産業医というものは重要性があるということで、県教委もそういうふうな姿勢のようですから、その検討をしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次に移ります。

94ページ、95ページ、1款2項企画費に入ります。

1目企画総務費について質疑はありませんか。

ページからいくと96ページ、97ページ、98ページ、99ページまでです。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、施策評価の30ページ、災害問題については行政で大変努力もいただいでですね、5年前の災害も含めて大変な市税を投入し、災害対策、それから年金センターの問題についても、砂防ダムの問題について県と協議をしながら解決を図っているという報告もいただいでおりましたが、まずこの施策評価の30ページの部分でですね、この防災というところを見ておりますと、逆に平成21年度は25カ所、平成19年度が21カ所、平成20年度が21カ所で、逆に平成21年度は防災の危険箇所が目標として上がっておりますが、まずそこはどのような形で出されているのかが1点ですね。

それから、このページには施策がたくさんありまして、78ページと62ページが大体重な内容になってんですね。ここの部分は読めばわかりますからあれですが、それから84ページと62ページが同じですが、76ページをお開きいただきたいと思うんですよ。この協働のまちづく

り推進というのが協働のまち推進課のほうで大変努力もいただいております、この中の状況を見ますと、NPO、ボランティアの団体が増えてきたとか、少子・高齢化が進んでいる、財源不足により財政の硬直化というのがあります、こういう状況の中です、地域で協働のまちづくりが一貫して7カ所という形で小学校校区で決めた経過があります。こういう状況の中で、一挙にですね、平成19年度は地域人口7カ所で2万3,500人が、今年度は3万9,100人、平成21年度は一挙に倍近くの7万2,000人で100%にしたいと、こういう協働のまちづくりの推進というのが目標として出されておりますが、あと一年です、こういうまちづくりの推進が地域的には7カ所、小学校校区で可能なのかというのが一つありますが、この辺いかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 1点目の施策マネジメントシートの災害危険箇所数の関係でございますが、現在県のほうで土砂災害防止法に伴います特別警戒区域等の指定の関係がございます。そういった面で箇所的には増えてくるのかなということで計上しているところでございます。

次に、コミュニティ関係の部分でございますが、現在防犯員さんを各行政区のほうから選出いただきまして、準備会に向けての話し合いをいただいているところです。今年度、今まで3校区でしたけども、1校区については準備会を発足するという方向でご協議いただいておりますし、もう一校区についても今年度準備会という形で進めていきたいということで考えています。平成21年度7校区ということで、目標という形でやっておりますけども、平成21年度、できますれば全校区準備会というふうな形で組織していただければということで考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

不老委員。できましたら、ページ数と説明項目を言って。

○委員（不老光幸委員） 99ページの15節サイン整備工事ですけども、この内容はどんなものか、ちょっと教えてください。

○委員長（清水章一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（神原 稔） 事務報告書です、82ページ、中ほどからちょっと下になりますけど、4つの工事を挙げております。合計の1,427万5,800円ということで挙げております。これはですね、太宰府駅前、都府楼前駅前に観光客向けの大きな看板、それから太宰府館の説明板、それから歴史の散歩道に数カ所、小規模な説明のサイン、その他古いものを修理、かけかえたという内容であります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 歴史の散歩道が案内板がですね、今後ともこのサイン工事は続けてやら

れると思うんですけども、板でこちらへ行ったらどこへ行くとか案内板がありますね。あれがどうも太宰府に住んでいる人はよくわかる内容だけども、全くよそから来られた方がどちらへ行きたいと思うときにわからんという話があるんですよ。だから、ああいうのを設置する場合ですね、太宰府の人やなくて外部の人の意見もですね、聞くというか、旅行会社の外部の人の意見も聞くとか、そういうことをするようにしたらどうかというのが1点ですね。

それから、外国人の人が結構増えてきてますよね。だから、その人たちに対する対応の仕方というか、そういうこともやっぱり今後考えたらどうかというふうに思っています。

それから、よく聞く話ですけども、内山におふろがありますよね、あれをですね、韓国人の人がよく聞くと。まほろば号に乗って、そしてその場所をと聞かれるけども、運転士さんがわかっている人とわかっていない人がいて、よく乗とる人に聞いたりされるということで、これがどうも聞いたらすね、インターネットに載とるらしいですね。だから、その情報を知って、そして聞かれると。ところが、まほろば号に乗って聞かれても運転士さんが知っている人と知らない人として、乗とる人に聞かれるとか、そういうことがあるから、もう少しやっぱり今から先はそういう外国人とかいろんなものに対するですね、対応を考えたらいいんじゃないかなというふうに思ってます。

それからもう一つ、駅前に漏刻の石があったですよ。漏刻のあの水時計、あれはどこに行ったんですかね。

○委員長（清水章一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（神原 稔） 前段のサインに関してですが、一応現在つけているサイン関係の壊れたり、それから劣化によって倒れたりしたものは取りかえていこうということにしております。外国語表記なんですけど、4カ国、日本語はもちろんのことですが、英語と韓国語、中国語ということで検討はしました。ただ、ああいう限られたスペースの中でそれを表記すると、やっぱりどうしても難しいもんがございます。それから、方向板、こちらに行くとか観世音寺とかという方向板については、4カ国語を入れられるだけ入れますけど、表示、マップ類ですね、地図類についてはどうしてもちょっと4カ国語は無理で、日本語と英語というような2カ国語表記になっております。推移を見ながら、観光客等の地域といいますか、その場所に応じたやつで検討していかなければならないと思います。それから、そういうサインに関してはガイドラインというのを作りまして、どのセクションが、立てても同じ表記、同じ形、同じデザインができるような形でガイドラインをつくっておりますので、今後地元の方はもちろんですけど、観光客の方にもわかりやすいものを整備していきたいと考えております。

それから、太宰府駅前の漏刻ですが、金物でできた金物自体は今現在保存しております。保管しております。場所等あれば復元といいますか、設置は可能だと思いますけど、材料のみを今保管しております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。



○委員（不老光幸委員） 漏刻の件ですけども、多賀城市ではですね、漏刻をきちっとした一つの観光の案内地のような感じで整備してましてですね、太宰府も駅前はそのようなサインの関係とかいろんな関係でちょっと外したと思うんですけども、あれはあれなりにやっぱり立派なものだから、どっかですね、それなりの場所にですね、やっぱり早く復元したほうがいいじゃないかなというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 内山の件は。いいんですか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 内山の件はさっきと同じかな。さっきの説明の中に含まれているかな。

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次に行きます。

ほかにございませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 関連で聞きますが、このサイン工事は今市が考えておられる工事のいわゆる平成19年度まででパーセンテージからいくとどれぐらいが終わっているのか。今考えてある工事はこれで全部一応終了しているのかどうか。もし、そういったパーセンテージがわかれば教えてください。

○委員長（清水章一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（神原 稔） 今現在、歴史の散歩道といいますか、史跡地関連だけをガイドラインに観光系ということで上げておるんですが、パーセントにすると、パーセントを出しておりませんが、ぱっと見て数%の程度じゃないかなと思います。5%に満たないと思います。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それは年次計画かなにかでやるようには決まっているんでしょうか。それとも皆さんから指摘があった部分からの工事ということになるのか、決まっておれば、それなりの計画がないのであればいいですけども、いいというか、答えなくていいということなんです。年次計画で今年は何%まで、何十%までというような計画があるのかどうかだけお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（神原 稔） 先ほど申しましたが、劣化したり、壊れたりというので考えておりますが、年次計画でというのは今現在はございません。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 人の質問をとってどうこうというのは誠に失礼かもしれませんが、先ほど不老委員のほうからまほろば号の件で話がありましたけども、そういった問い合わせがあるんであれば、まほろば号そのものに案内をつけたらどうですか。運転士さんにどうこうというよりは、もう韓国語、中国語、そういったことでこうですよというものをね、あの中に張ったほうが早いんじゃないかというような気もいたしますので、回答は要りませんが指摘だけさせていただきます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 委員長、99ページいいですか。

○委員長（清水章一委員） はい、いいですよ。

○委員（武藤哲志委員） まず、この市史編さん……。

○委員長（清水章一委員） まだそこは行ってません。1目までです。99ページの。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、今2目に入ります。市史資料室費につきまして、2目について。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） この市史編さんというのは、太宰府の歴史、以前、町の時代からこの市史編さんをどうするかという形で歴史のある市史をつくろうという形でやってきまして、大変な専門的な研究者含めですね、でき上がったわけですが、その後資料室をつくるというか、こういう貴重なものを公開するという形で出されてますが、やはりここでも決算関係では837万7,699円という金額が出ておりますが、これは今後これだけ貴重な資料を公開するために、この予算が、平成20年もありますが、今後これは増えていく可能性があるのかどうか。この市史をつくるのに5億円、6億円近くも市税を投入してきた経過がありますが、今後のこの公開に向けてはやはり予算上どうなるのかというですね、見通しがわかればお願いしたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） ご指摘のとおり、市史は既に整理をしております。今後は、埋もれた部分についても掘り起こしをしていかなくちゃいけないというふうなこともございます。それと、先日市史編さんの条例関係も目的再設定ということで、市史編さんは終わったけれども、調査研究は続ける。それと、公文書館構想に向けての調査研究というのがございますので、基本的には増加傾向になっていくのではないかというふうには思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかに。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ただ、今国分の文化ふれあい館の中で市史編さん室が設けられてですね、しているわけですが、あれだけ膨大な部分を具体的にはマイクロフィルム化していくのかどうか。それと同時に、これだけの資料をですね、図書館の中でどういう形でマイクロ化されたものを公開するのか。それとも、あの資料を図書館の中で閲覧ができるようにするのか。大きなある一定の方向性を考えないとですね、わざわざ太宰府の貴重な歴史、古代、中世、近代とありまして、これをどういうふうにして研究者が出したものをですね、文書館的なものでやるとすれば、また施設をつくれれば、そこの施設の運営管理、大変な額が必要になってくるんで

すが、最少の経費で最大の効果を上げるとすれば、ある一定の方向性をつくらないとね、財政的な問題もありますし、執行部の中で私どもには、議会には貴重な資料ですからこれを有効活用したいという報告はあっていますが、建物をつくったり何たりすると大変な金額になりますが、何かそういう中期的な、短期的な計画がなされているのかどうか、この辺はいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まさにご指摘のとおりでございまして、最少の経費で最大の効果を上げるように、今後そういうふうな研究を詰めていかなくちゃいけないというふうには考えております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 関連してお伺いしたいんですけど、今5億円、6億円という話だったんですが、トータルでいくと8億円を超えていたんじゃないかということが1つ確認したいですね。

それから、当初の大きな目標としての市史が物として完成したわけですね。現在、在庫がですね、どれぐらいあるのか。今後どういうふうにそれを売っていくのかという方向ですね。先ほど課長は今後ここの部分の予算はまだ増えていくというふうなお答えがありましたけど、それはしかしやはりもう一度市民にそういうふうなことがどうなのかということはやはり問うべきだと思うんですね。その辺に関して執行部含めてお答えください。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） トータルな経費と在庫数については、ちょっと後ほど調べてご報告させていただきます。

それと、増えるといいましても、莫大に増えるわけじゃございませんで、民家に眠っている資料の掘り起こし等で若干費用がかさむのではないかという程度でございまして、何百万円、何千万円増えるということはございません、当面はですね。資料については、ちょっと後ほどご報告させていただきます。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） この市史につきましては8億円ほどかけて、期間も費やしました。それだけのボリュームと内容があるというふうに私は思っております。それから、川添先生を初めとしているんな自分の手持ちの資料等も含めて寄贈されております。こうした市史編さんに係りますバックデータといいましょうか、それが膨大なものでございまして、これをいかに後世に伝えていくか、あるいはまた市史については新たなものも生まれてくるわけでございます。昨日9月12日でございましたけれども、東京で私は奈良のゆかりのフォーラムに参加しました。そのパワーポイントの中においても、太宰府市史のものを宣伝をし、そしてその中で価値というようなものが、評価がございまして。私ども太宰府よりも外部のほうが太宰府に対する評価が高いなというふうにも実感して帰ってきたところです。私どもはこの辺のところを再度再認識をし

て、そして太宰府だけの財産ではないというふうなこと、それには国の補助とか、そういった形ももちろん必要になってきますけれども、そういった中で改めて私も勉強したわけですけども、それなりにボリュームは本当深い、専門性があるというふうに思っております。13巻14冊をすべて目を通し頭に入れば、太宰府のことがすべてわかるし、また未来の思考ができるというふうに私は思っております。

そういった中におきまして、市史についてはアーカイブ的な公文書館的な形もありますけれども、それは太宰府市に合ったものを今後どういった形で構築をし、また後世につないでいくすべとしてどうしたらいいかというようなことを協議で結論づけをしていけばいいというふうに思っております。当面は今ある資料をいかに整理をし、そして公開をしていくかというふうなこと等を考えていきたいというふうに思っております。今福岡県についても公文書館アーカイブのそういった統一的なものがございますけれども、私はこの分野については統一的にはなじまないと、市史の分野等については県の全体的な中における部分に組み込まれるということについては、危惧をしておるところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今市長のほうからのお話、そのとおりというふうに私も思います。せっかくこれだけの予算をかけて、あれだけ立派なものをつくり上げた、それをどう公開し、また保存をし、後世に伝えていくかというのは我々の仕事であろうというふうに思いますけれども、公開というか、オープンに公開するというのも大事なことだというふうに思うんですね。やっぱり物というのは置かれた場所によって輝くものもあれば輝かないものも出てくる。同じ価値があっても、その価値観そのものが違ってくるような気もするわけですね。今この市史編さんの太宰府市史についても、これだけを考えるのではなくて、総合的な太宰府、今からいろんなまた要望、今日は具体的なことまでは申しませんが、その市史だけをどうこうするというのではなくて、全体的な考えの中にその市史を置いて、オープン化したり、また専門的には専門的な方にまた見てもらったり評価をしてもらうというようなですね、ぜひそういう中心たるべき、やり方まで言うと、また語弊があるかもわかりませんが、そういったところにこれを置いて、大いに市史のですね、随分すばらしい方が携わっておられますし、途中においてはもういいんじゃないかというような意見とか質問ももしましたけれども、ぜひこれが生きるような形でね、やっていただきたいということを要望しておきます。

○委員長（清水章一委員） 2目について質疑はありませんか。

私1つお尋ねしたいんですが、今市史のことが出てまして、事務報告書の83ページにですね、書籍の販売業務委託料ということで出ているわけですが、このジュンク堂書店というのが際立って販売が、実績だろうと思うんですが、24冊という本が平成19年度で売れているような感じがするんですが、これはもう非常に専門店で、いろんな本がたくさんあります。これは1つの書店なのか、全国に太宰府の市史の本を置いているのかですね。いろんなところへ、東京

に行ったり、さまざまなところにこういう本屋がありまして、私もここによく行くんですよ。この24冊という、内訳というわけじゃないですけども、かなり専門家の方がご購入いただいたのかなと思っているんですが、これは今年が初めてですかね。ずっと今まで過去やってきていたんですかね。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 詳細についてはちょっと確認いたして報告しますけれども、専門店の書店にお願いしまして、多分ジュンク堂は数店お願いしていたと思いますけれども、そういうふうな本を売ってあるところをなるべく拡大をしてですね、少しでも市史を買っていただくような努力はしております。詳細については改めて報告させていただきます。

○委員長（清水章一委員） はい。では、次に進みます。

3目まるごと博物館推進費。

中林委員、どうぞ。

○委員（中林宗樹委員） この中でですね、事務報告書の20ページに太宰府子ども探検塾というのがあるんですけど、これの参加者が10名ということですね、ちょっと少ないんじゃないかなと思ひまして、これは先ほどから市史の問題もありますけども、太宰府はこれだけの歴史のある町でございますので、子供たちにですね、この町の歴史について、町のあり方についてですね、もっと理解していただくためにですね、こういう企画をですね、チャンスとしてやっぱり子供たちに広めていく必要があるんじゃないかなということで、子供たちに対する呼びかけとかですね、何かどんなふうにしたのか、そこら辺ちょっとお尋ねしたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 太宰府発見塾の一環といたしまして太宰府子ども探検塾というものをですね、開催しております、広報等で呼びかけをいたしております。これで人数的にちょっと少ないということでご提言いただいております関係は、どうしても子供参加に対して現地のほうですね、歴史等の勉強をしていただくわけですので、保護者の方も一緒に来てくださいという呼びかけをさせていただきましてですね、広報等で呼びかけしまして、保護者も一緒に加わっていただくという仕掛けを今回させていただきました関係で、若干人数的には少なくなったという経過がございます。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 子供たちの参加はですね、学校を通してですね、広報等ではですね、なかなか集まらないと思うんですよ。学校を通してですね、これは市の行事ですから学校を通してこういうふうなことで夏休みいつつやるよというふうなですね、ものをやっぱり学校を通してやられたらですね、もっとたくさん集まるんじゃないかなと思いますので、ここら辺ですね、文化財課も教育委員会の中へ入っておりますけども、横の連携でですね、なるべく多くの子供たちがですね、参加できるようなシステムというですかね、そういう仕掛けをつくっていただきたいと思ひまして、これは要望としておきます。はい、以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 101ページにですね、太宰府館使用料4万6,120円が出てますが、全体的に見ておましてね、中央公民館だとか、市の施設ですよ、それで前年度、株式会社ジーケイの契約書を出していただいて見ておまして、矛盾点というか、市の事業をやるのに市の施設に使用料を払うのか。だから、これは契約条項の中でですね、市の行事に公共施設の使用料を払うとかというのは、契約条項の中に当然市主催の行事についてはですね、委託の段階では使用料的なものも舞台操作についてもですね、やっぱり契約の中に入れていくというか、そうすることによってこれたくさん出てきます。事務報告書の、ちょっと飛びますけど144ページを開いていただいたら、中央公民館を例に出しまして申しわけないですが、七夕祭りに21万円使っていると、それから舞台操作とか音響保守点検に540万5,400円使っている、それから夏祭りの演奏会に10万800円、市民文化祭に36万6,450円、こういう金額が出てくるんですね。当然市の施設で年間、契約書を見ていただくと保守点検だとか舞台操作とか、そういうのはあるんですが、財政をやはり見直すときに、市がやる事業、委託している業者についてもそういうものをですね、ある一定見直して経費の削減をすべきじゃないかなと。公共施設ですから、市主催ですから。幾ら契約の中に市行政、だから何もなくてもはっきり言って中央公民館の大舞台、それから太宰府館のああいうホールの的なものを使わなくてもですね、やはりもし、太宰府館の場合は委託はありませんが、その都度舞台操作があるかわかりませんが、特に中央公民館あたりはですね、何もなくてもこれだけの、540万円ほどの委託料を出しているわけですよ。だから、年間の利用率の、後で出てきますけど、そこは行政側が施設をですね、委託をしている部分の使用料、後からいっぱい教育委員会もほかの課も出てきますが、その辺は内部検討してですね、市がやるものについては使用料とか、そういうものについては年間トータルしてみても経費の削減を図る必要があるんじゃないかと。なぜ公共施設に市が使うのに使用料を払うのかという矛盾点が出てくるんですよ。この辺いかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 使用料の件ですが、減免制度を廃止しまして、すべて100%いただくという期間が6カ月ほどございました。それで、平成19年度の予算時につきましては、所管課、その施設を管理する課が使うのはもちろん無料ですが、市の他の課が使う場合は100%料金をいただいて、歳入で100%歳入が入ってくるということで、不明朗な会計じゃなくて、そこら辺を明朗化しようという一つの取り決めの中で平成19年度は予算化いたしております。それで、この分については、昨年10月から減免制度を再度スタートさせておりますので、予算的には平成21年度の予算からは使用料というのはないんですが、それぞれが事務事業の評価の中で幾ら費用をかけて、幾ら効果を上げたのかということも明確に施策評価として出るようにしていこうということで、減免制度を廃止した時点から今指摘されているようなことになっております。ただし、支出の予算の中で払っていますけども、歳入のほうにも上がってきている

と、100%上がってきているということになってます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ただ、契約を結ぶときにですね、やはり私としてはこの舞台操作にしても、館の管理委託している場合についてはですね、初めからもう出さなくても、本来ね、委託しているんだから。ただし年間行事というのは成人式があったりですね、文化祭があったり、そういう市主催でやる場合は初めからですね、契約書の中には市主催については当然その舞台操作であれ、補助員であれですね、年間契約の中に入れ込んでいくというふうにすべきじゃないかなど。契約書の中に入ってないんですよ。だから、一度出してみても、それからまた入ったものが、たしか補助員とかですね、という部分については新たに出さなきゃならないようになっとんですね。それも含めて年間契約をするようにしたらどうかと。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長（木村 努） 実はですね、この関係につきましては以前は中央公民館がすべて持っていました。ところが、市主催によるものを入れると物すごい金額になっておりまして、もう中央公民館のほうで主催、ここに上がっているような主催をするときは自分ところで持とうと、それとほかの市の担当課でするものは担当課で予算を組むという、前何か取り決めがされているみたいでして、そういうことでずっと今までこのようになっていると思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、昨年私この問題についてね、質問をしたんですよ。他の自治体、筑紫野市も同じような業者だけど、あれだけ利用率があって金額的に文化会館があり、それからまどかぴあがあり、春日市と比べてみてね、常駐している部分、市が使う部分については全部そういう状況の中で公的機関が使うもの、それから一市民が借りて使うものとの関係があるけど、太宰府市だけ当初できたときの長い慣例的なものがあるんで、大々的に見直す必要があるんじゃないですかという状況、そして経費の削減をですね、委託をしてさっき言いましたように、これだけ大きな金額を、会場を365日使っておればそりゃ大変な額になるかわかりませんが、中央公民館大ホールの稼働率というのは年間にして大したことないんですよ。だから、こういう状況で年間稼働率まで含めて見直しを、昨年からも要求してましたけど、予算上に出てくる関係でですね、学校の教育が中央公民館を使って演奏会をやりたい、プラスバンドが九州大会まで出るとかですね、そういういろんな部分はあるんですが、教育委員会や行政が使う場合は、もうその中に入れ込むような見直しをやっぱりしていただきたいなというふうには、内部検討してみてください。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） まるごと博物館、これは市では物すごく力こぶ入れとるのに、たった300万円の予算ですね。それだけ節約してあるだろうと思います。その中で1つ気になった

のが、旅費が1万4,000円。これは各部課あたりを見ても10万円以下ばかりですよね、ほとんど。それが県に行けばそれで用が済むというような感じを持ってあると思うんですね。しかしながら、今サインの問題やら出てきましたね。ああいうのは国土交通省に直訴すればかなり交付金が変わってくるんですね、一般質問でも言いましたように。そういうところにどんどんやっぱし職員を行かせるようなね、旅費を組んでもらいたいと思うんですね。そういうことを含めて、全般的に旅費の見直し、そして職員にやっぱし活を入れんと、やはりもう少しそういうところに行って勉強したりすれば、かなり変わったあれが出てくると思いますね。それと、やっぱし交付金をどんどんどん、県を相手にじゃなくて、国あたりを相手にしていくようなふうにやっぱし方向づけを切りかえてもらいたいと思います。

以上。一応旅費等の考え方をちょっとお願いします。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） まずちょっと株式会社ジーケイの件についてお答えしますが、後ろのほうに今度出てくると思うんですけども、一度筑紫野市のほうの委託料が非常に安いということで研究をなさいということでご指摘を受けました。よく聞いてみますと、私どもそのときは随意契約でずっと中央公民館の当初からしておりまして、それが障害になっているのかなというふうに思っておりましたら、筑紫野市が指名競争入札でしてありまして、私どもそれに替えましたらほぼ半分近くぐらいになったんじゃないかと思います。そういうことで、かなり絞られた予算化になっているというふうに思います。

それから、平成15年7月に災害が起きまして財政的に非常に苦しくなりました関係で、議会の皆さんのほうとも一緒に視察、勉強をさせていただきましたけども、三、四年間ちょっと待ってくださいということでお願いをしましたけども、今年から少し勉強もさせないかなというようなことで思ひまして、今年度から議員の皆さんと一緒に、それも若い人を育てるという意味で、係長級を勉強させるようにしております。来年からはですね、以前は自治大学校等々にも研修に出しておりました。そこまでいくかどうかわかりませんが、多少将来を見据えた研修、人材の育成も考えなければいけないというふうに思っておりますので、多少は政策的につけていきたいなと、そういうふうと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続きまして再開いたします。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 先ほど宿題をいただいております件の報告をさせていただきます。

まず、市史の総費用でございますけども、先ほどから出ておりますように約8億円でございます。

それと、市史の在庫につきましては、口頭で言うのは非常に難しゅうございますので、お手元に資料を配付させていただきました。

それと3点目のジュンク堂につきましては、平成19年度は福岡店、平成20年度からは新宿店を追加して現在2店でございます。

以上でございます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3目まるごと博物館推進費について質疑はありますか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 済みません。ちょっと1点気になったのがですね、備品購入費のところですね、ポータブルワイヤレス拡声器を購入されてますけども、私の認識だと、これ今までも何かあったんじゃないかなというふうにちょっとうっすらと思っているんですけども、今回新たに買われた理由というのと、何台買われたんでしょうか。

○委員長(清水章一委員) 文化財課長。

○文化財課長(齋藤廣之) 太宰府発見塾でフィールドワーク等を開催しておる関係もございまして、現地で説明をするための拡声器。既存の市役所で持っています拡声器が壊れまして、この事業費を活用してですね、今回購入をさせていただいている。購入台数は1台です。

○委員長(清水章一委員) ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 4目交流費について質疑はありせんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 施策評価の74ページをお開きいただきたいと思うんですが、ここで施策関係が出ておりまして、下のほうに施策を取り巻く状況という5年前と比較してどう変わったかというのがありましてね、国内で初めて耶馬溪町と姉妹都市を結びましたが、ここでは中津市に合併したために交流は終了したというのが一つあります。ところが、耶馬溪町としてはいつも市民祭りにご協力をいただいているわけですが、こういう地域交流関係でお互いに市民祭りにご協力いただいているが、何らかの形で中津市に地域交流覚書とか、こういうような内容的なものがないかというのが1点ですね。

それから、やはり海外では町の時代に扶餘と国際交流を結びまして、教育関係だとか、またさまざまな活動をしていることについては実績がありますが、今後奈良市、それから同じ多賀城市ですか、文化財の都府楼政庁と同じような跡がありますが、今後この国際交流を進めていく上で、やはりどのようにやっていくのか。国内交流も含めてですが。やはり結んだものの交流がないということではですね、ある一定、昨年ですかね、今年ですか、不幸なことがありまして、行政側から代表が多賀城市に行かれたような経過があるようですが、現市長さんですか

ね、こういう個々を見ておりました、国際化の推進、市民的な創造ということで国際交流協会もあるわけですが、個々を見ておりました、どういうふうこれを充実していくのかと。この平成21年までの部分について住民の数としては6が7に上がってますし、それから地域間交流の住民の比率だとか、団体数についても平成19年度は8がやはり9に上がっています。だから、こういう見通しはどういうふうになっているのかをもう少し補足説明いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） まず、1点目の中津市との関係でございますが、以前耶馬溪町との交流ということで締結しておりました。それが中津市の合併に伴いまして、耶馬溪地域との交流という形で今太宰府市が交流を続けてきとると思います。そういうことから、行政体としての中津市がどうなのかということは正式に話を持っていったこともございませんけども、耶馬溪との絡みもありますので、何か機会があればですね、向こうの中津市のほうの考え方も聞いてみたいというふうに考えております。そういう機会があればというふうには思っております。

2点目の奈良市、多賀城市の件でございます。先ほど市長が申しあげましたように、先日東京のほうで奈良フォーラムがございました。そのときに奈良県知事及び多賀城の市長さんもお見えでございまして、そのときに多賀城の市長さんと井上市長が話された折に、多賀城市が本来来年結びたいが、2年後をめどにですね、奈良市と友好都市の締結を行いたいと、そのときには奈良の平城遷都1300年のメインフェスティバルがございまして平城京で、そこで奈良市と多賀城市が友好都市の締結をしたい。そのときに太宰府市長さんも立ち会いに来てほしいというご提案がっております。そういうところから、特に奈良、太宰府、多賀城というですね、関係がますます深まっていくというふうに、国内的にはその辺がメインとしてですね、非常に太く、また広くなっていくものであるというふうに考えております。

今年の政庁まつりのほうにも多賀城市のほうから特産物として米とノリが送ってくるようになっております。それを記念としてですね、市民の方へどうぞお配りいただきたいというような話もございまして。提案の趣旨としてはですね、向こうからの農産物等の提携もやりたいというふうな話も来ておりました、そういう話の進むのもですね、ご提案いただいております。それは、また折に触れてご説明していきたいと思っております。

次に、海外との交流でございますが、現在太宰府市内に約950名ほどの大学生、大学生全体では約1万人でございますが、うち950名ほどの留学生がおります。そのうちの約500名ぐらいが外国人登録しておるような関係、そして外国人の内訳としてもやはり韓国と中国、中国につきましても南部地域というんですかね、広州とかその辺の学生が多いようでございます。そういうことも含めて、今中国のほうから非常に強烈なアピールが来てございましてですね、10月にはちょっとお見えになります。そのようなアピールもございまして、今後やはり韓国との、扶餘との交流のパイプも太くしていきたい。そして、やはり中国というのがどうしても無

視できない、一つの勢力になってこようかと思しますので、今後海外のほうに向けても精力的にですね、対応を図っていきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、太宰府市が扶餘について、それから耶馬溪町、それから奈良市、多賀城市と結んできたわけですが、まず向こうのいろんな市民祭りがあつたり行事があるときにですね、できれば太宰府市も協力をしていく必要があるんじゃないかと思うんですよ。だから、やはり市長名で奈良市のそういう部分があるとか、多賀城市があるとかですね、扶餘とか、こういう中津市でもそういう経過があるんですが、それなりにですね、太宰府市という姉妹都市を結んだ経過、また結んでいる状況の中で、先ほども多賀城市から市民祭りにぜひ市のもの送ってほしいというのがあれば、太宰府市としても何らかの形で協力をするようなね、やっぱり申し入れをしておかないとわからないと思うんですよ。だから、年間計画を含めてやはり市長のメッセージも出さなきゃいかんだろうし、それなりに商工会や観光協会等含めて、また太宰府天満宮も含めて何らかの形で国際交流的なものを充実させていくようなね、年間計画をやっぱりその自治体からもらっておつて対応するような状況にしないと。向こうからお世話になったばかりで、こちらは何もしないというのはね、礼儀からいっておかしいと思うんですよ。だから、私ども審査をしております、多賀城市に何か市民祭りがありますが、多賀城祭りって有名ですよ。向こうからパンフレットをもらうとね。それに太宰府市が何かしているかという、何かしたというような経過は聞きませんから。その辺も検討もしていただきたいと思うんですけど。いいでしょうかね。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 今おっしゃいましたような形ですね、今後とも努力してまいりたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 済みません、今の課長のちょっと答弁の中で気になったんですけど、広州のほうからお見えになるというのは、これは広いほうの広州ですか、それとも杭のほうの杭州ですか。中国の広州ですよ。杭のほうの杭州……。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 省はどちらだったかちょっと覚えませんが、杭州市ではなくてですね、別の市で南陽市というところからお見えになるということで、福岡総領事のほうを通じて話が来ております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 例えば、もしかして中国とですね、そういった姉妹都市提携みたいな考えがもし出てきたときにですね、例えば太宰府の歴史的な背景とかを考えたり、あるいは福岡県が江蘇省と、中国の県に当たる江蘇省と友好都市を結んでますよね。太宰府はあそこの鑑真が建てたお寺とか、要するに江蘇省とやはりかなり関係が深いと思うんですが、要望ですけど

も、今後例えば中国とそういった友好都市提携を考えられるときはですね、単に現在お見えになっている方というだけではなくて、そういった歴史的な背景とかもぜひご考慮いただきたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） この国際交流費関係費ですけど、扶餘邑と今度9月25日やったですね、周年行事があるということで、そういった連絡もされていると思うんですけど、何か現在のところ余り連絡がないというふうに聞いてるんですが、その辺の経緯、よかったら説明してください。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 25日の記念式典、ご案内のですね、文書を発送したか、今週発送するかというところで、準備は行っております。通知の文書をお送りして、先週末決裁しましたので今週お手元のほうにお届けするような形になろうかと思っております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 私たちの案内ではなくて、向こうが来るか来ないか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 韓国からお見えになる分はお見えになります。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 間違いなく。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） はい。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

5日女性政策費について質疑はありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 男女共同参画審議会委員についてお伺いします。

条例に基づいて審議会ができたわけですが、まずこれが開設されて以来ずっと、現在までの相談件数、その対応、それからどうされたかをまずお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長兼人権センター所長（津田秀司） この審議会を新たに発足したいということで、一般公募を募集しまして、なかなか一般公募がなかったもんですから遅れたわけなんですけど、昨年の8月から新たな審議会というのを発足して、こういう審議会を開催しております。7人で開催してっております。この審議会については、一般の相談ということではなくて、市の施策をどうしていくかという、そういう審議会でございますので、ご理解いただきたいと

思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 10ページ、施策評価の、今担当課長からありましたが、施策を見ておりまして、10ページの上段の対象をどう変えるかというところに男女の役割について固定的な観念を持っていない市民の比率というのがありまして、それが下のほうにですね、指標として逆に59%が平成17年度だったんですが、平成19年度に56.5%、平成20年度見込みとしては60%ぐらいという数字が出ているんですね、全市民を対象として。一番下のほうにですね、平成17年出されたように、自主的な組織で、それから会員が100名組織されて、定期的な学習会、各セミナーが行われた。こういう部分がありまして、11ページの2段目にですね施策の成果実績と効率性に関する市の取組統括としてですね、平成15年から平成19年でまず前期が終了した。それから、平成20年から平成24年に後期の基本計画を策定するというふうになっておりますが、現在のところ、平成20年はもう今私ども議会で審議しておりますが、この後期基本計画は先ほど説明がございましたように7名でやるのか、それとも男女共同参画を具体的にはどのような形で後期計画を進めていくのか、その辺を説明いただけますか。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長兼人権センター所長（津田秀司） 確かに平成17年度の固定的役割分担意識につきましては59.6%から平成19年度の調べでは56.5%ということで、3.1ポイントほど固定的役割分担意識を持っていない、市民の意識は落ちているということは非常に私ども残念でなりません。ということで、まだまだ啓発の不足であるかなというふうな認識を持っております。そういうことで、今ご指摘の後期基本計画のほうに、平成15年から平成19年度の前期が終わりましたので、後期が平成20年から平成24年度のプランを今策定中でございます。この審議会の委員については7名で今審議をさせていただいておりますので、本年度中にはでき上がるかなというふうに思っているところでございます。まず、ここの固定的役割分担をどのようにしてなくしていくかというのがやっぱり最大のプランの課題ではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 済みません。ちょっとさっき慌てまして、私こっちの推進員のほうを聞いたつもりだったんですけど、ただこの審議会に関しまして、いわゆる条例をつくるに当たってのたたきというものが大きな目標だったと思うんですよね。条例ができました。いまだにいろいろご審議することがあるのかなとも思うんですけど、そろそろこの辺の整理は必要じゃないかと私は思うんですけど、まずその辺のお考えをお聞かせください。

それと、もう一つのいわゆる推進委員ですね、これが先ほど言いましたように条例に基づいて、この条例も賛成多数ということで通ったわけですが、いわゆる16条以下のこの部分に関してはいかなものかという根強い、そういうふうな批判的な考え方もあります。もう一度言い

ますが、これが設置以来の相談件数が幾らぐらいですか、お聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長兼人権センター所長（津田秀司） 条例が制定されたのが平成18年なんですけど、それに基づいて今進めておるところです。男女共同参画プランもこの条例に基づいたところでの反映させるようなという意味で、この今計画しているところは十分反映させていきたいというふうに思っております。

それから、もう一点の推進委員のことなんですけど、この推進委員につきましては市民が例えば男女の共同参画の施策に対して、市の施策に対して苦情を申し出ることができる、あるいは市民が勤務先や個人から女性差別を受けたときによる、人権侵害を受けたときに推進委員に申し出ることができるという条例の中身でございます。今件数は何件ぐらい出てきたんですかというご質問でございますけど、平成18年4月1日にこの条例を制定しましたけど、今のところまだその相談の申し出はあってないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 毎度予算決算委員会で件数をお尋ねするんですけども、いまだにゼロ件ということは、いわゆる本質的なやはりそういうニーズと申しますか、敷居が高いとかというのではなくてですね、そもそもこういうふうな行政がつくったと申しますかね、そういうふうな場所に個人間の問題あるいは家庭内の問題とかですね、ほかにたくさんいろいろな法律でそういうふうな救済的なものがあるものをわざわざ持ってくる必要があるのか、そういう人たちがいるのかということ、当初からいろんな議論があったわけですね。現実には、こういうふうにもう何年間も一件もないということですから、そろそろこの条例自体ですね、特に16条以降は考え直す時期に来ているんじゃないかというふうに私は思うんですけど、市長、お考えをお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） この条例ができる間、非常に多くの方の意見もありまして、激しい議論がありました。一番初めの4月から条例がスタートしまして、まさに推進委員をどうするか、必要であるのかないのか、そういう意見がありましたが、平成18年4月に、いわゆる受け皿として、そういう部分があったときに受け皿としてそういう制度が要るのじゃないかということでご説明申し上げまして、一応議会のほうでも大多数で可決をいただいたという形になっております。それで、受け皿があるのとないのという部分、相談がないということは太宰府の男女共同参画が進んだのか、あるいはそういう制度そのものをまだ市民が知らないのかありましようけども、もうしばらく現在の状況で状況を見させてもらえればというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） また同じことを繰り返してもですね、あれですから、そういうふうなご見解ということはもう何度も聞いとるんですけども、ただやはり太宰府市はそういうふうな、ぎすぎすといいですか、男と女はこうだとかですね、固定的役割分担とか、そういうふうな何か教条的な考え方ではなくて、お互いの考え方とか生き方を尊重しながらですね、男女がお互いの違いを認め合って助け合っていく、そういうほのぼのとした町であるということは今後の施策の中にも十分生かして行ってほしいと、これは私の希望です。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 議会の条例の中で育児休業についてもですね、それから介護休業も男性でもとれるというふうな状況になっているんですが、大変大きな課題ですので、今出された7名というこの部分じゃなくてですね、男女共同参画、男女平等という形で委員を男性5名、女性5名とか、こういう形での運営ができないかどうか。行政側としてもですね、こういう委員の方々に男性5名、女性5名をお願いをし、男女共同参画の後期プランを作成したと言えるような状況に、今7名の構成はどんな状況なのかちょっとわかりませんが、その辺わかれれば教えていただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長兼人権センター所長（津田秀司） 男女共同参画審議会の男女の構成でございますけど、男性が3名で女性が4名という構成になっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 課長のさっきの答弁でちょっと気になるんですが、男女の固定的区別。

（「役割」と呼ぶ者あり）

○委員（福廣和美委員） 固定的役割分担というものが、その個人個人がそれを持つことがいけないような、それをなくさないといけないような印象を受けたんですが、私はそれは個人個人の自由であって、それを人に押しついたり、人にどうこうしなければ、その考え方を市が変えようとするのは間違いじゃないですか。一人一人はどうであっても、その固定的観念を持つとっても別にそれは自由じゃないんですか。そのパーセンテージが上がったから下がったから、これが進んだ進まないというのはね、全く違うんじゃないかと今思うとりますが、それは間違いでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今のまさに固定的役割分担が云々というのはですね、ずっと議論をいただいてましたが、大きな国の流れ、国の基本法というのがあります、それから県の条例があります、市の今議論になっている条例がございます。その中では一つの指標としては、国が示しております指標としましては、いわゆる性別によって、男だから女だからというよう

な云々という話が、そこがいわゆるクリアできないといわゆるこの目指すところの男女共同参画社会あるいは高齢社会に生き残っていけないというような、国の基本を一言で言えばですね、そういう形になっております部分がありますので、どこで見るかという指標としてはその指標を使っているということをごさしまして、それはそれぞれ考えられる方がそれぞれの考え方の中でやられる部分は、それは当然自由でございます。ただ、指標として出す部分としては、国全体の大きな流れ、国の基本法、県の条例、太宰府市の条例という部分では、その指標とする部分ではそういうところになるのではないかとということでございまして、それで意識がどうだったかということの一つのバロメーターにしておるということをごさしますので、考え方はそれぞれ自由にあらわれてよろしいんじゃないかというふうには、それはそういうに私は理解しております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 言っていることは同じかわかんけど、要するにそれを固定的観念があっても、それを今の社会の中でどう自制をするか、そういうことも必要ですよ。家庭の中でその役割分担を持ったほうがいい家庭が生まれる場合もある。ないほうがいい場合もあるでしょう。だから、それをどうあらかとということが問題であって、固定的観念までを変えようとするのは、いわゆるイデオロギーまで変えないといかんというね、そういうところまでいって、だから今度からその指標を出すのにね、あなたの考えはこうでしょうけど、それをどう社会の中で表現していくんですかと、どう順応性があるのかないのか。自分の固定的観念だけで人生はいきませんよ。固定的観念はあっても、それを抑えてでもほかの観念のほうで賛同していく場合だって幾らでもあるわけですから。言っていること一緒ですか。ちょっと違うような気もしないでもない。別に男女共同参画に反対しとるわけでも何でもないんで、それはそれで必要でしょうけども、さっき課長が言った、言葉じりをとらえて誠に失礼かなとは思いますが、ちょっとそこがね、気になったもんですから、私の考えが間違つとるかなと思いつつも質問しておりますが。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 私はこう思っております。人権のまちづくりは基本であるというふうな、この視点で人権確立行政を新たに諮問をしておりますし、太宰府市にとってのあり方はどうかというふうなことを考えていきたい。一つの固定的な考え方、いろいろ市民の皆さん方顔が違うように考え方もございます。しかしながら、予断と偏見というふうなこともあります。本当にそのことが、例えば同和問題にしてもそうです。差別そのものが本当に現象面だけでいいのかと。歴史的な、やはり科学的な検証の中でどうであったかというふうなことの検証の中で出てくる必要がありますし、あるいはハンディを持った方々等々も、その現象の面から判断していくというふうな部分がある。私ども為政者、大人が初めにそういった考え方を持って子供に接したりするとなると一つの物差しができ上がるというような形があると思います。で

すから、それはそれとして予断をなくし、そして本来そういったハンディを持った方々あるいは人権の視点の中でまちづくりを行っていく、確立していくというようなことが私は基本というふうに思っております。一人一人を強制すべきではないけれども、一つのあり方、方向性としてはやはりそれぞれを尊重しながら社会をつくり上げていくというふうなそういった側面での行政を私はやっていきたいなというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 僕が言っていることと市長が言ったこと、どっか違いますかね。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） いやいや、同じですよ。繰り返して言っているんです。だから、一人一人が勉強しなくてはいけないと言っているんです。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 私が言うのは、役割を固定的な役割というものがなくさないかんとというようなさっきのお話でしたよね。固定的なそういう観念をなくさないに進んでないというようなとらえ方をその指標の中でされるのは違うんじゃないですかということをお願いしたいわけ。考え方、表現の仕方、いろいろあるでしょうが、それはそこらあたりを見るべきであって、固定的な観点までね、変える必要はないと。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 首をつかまえて変えれとは言いませんけども、その考え方については私は大事だと思うんです。偏見を持つことなく、ここで固定的な役割分担意識を払拭しというふうに書いているのは、やはり女は仕事だと言ひ、男が家事だと言ひと、例えば逆説的に。そういった部分は決めつける必要はないというふうなことなんです、それは、基本は。私どもはそういうふうな立場に立って新たな社会を構築していくというふうなことが大事なんだと、それを決めつけて、こうだよああだよというふうな価値観を強制するものではないけど、少なくとも為政者として、あるいは公的な機関としては本来のあり方についてはどうあるべきかというふうなことについては正しい方向といひましようかね、あるべき姿を求めていくということは当然だというふうに私は思ひます。

○委員長（清水章一委員） ほかにござひませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

6目地域コミュニティ推進費について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まずですね、事務報告書の20ページ、コミュニティバス関係の財政的な問題、また障害のある方、介護のある方まで含めてわかりやすく出していただひておひます。これで見ますと、1日の収入が13万2,300円、1人100円と見てですね。それから、コミュニティバスは本当に行政側が提案し、西鉄が路線をどんどん廃止したために、県下の中でも当初は

ですね、大変評価をされ、全国から行政視察にお見えになるようなすばらしいもので、交付税措置がされておりました。ところが、もう全国こういう状況の中で、国も交付税措置をしてというけど、どのくらい入っているかわかりませんが、ここで見ますと、運行経費と運賃収入を差し引いた額で9,620万4,210円、1日当たり26万3,573円の赤字です。これを解決したいという形で施策評価の54ページをお開きいただくと、市のほうとしてもこの部分を何とか解決をしたいというのが施策の部分に出ております。それで、平成19年度の実績としては48万4,171名の実績があつて、来年は1万5,829人の目標増をねらつて50万人。こういう状況で台数は変わりませんが、まず、ここの中で5番目にコミュニティバスの1便利用状況の増加はしているということで出されておりますが、議会でも市長の答弁にありましたように、6番目にこの施策に対する関係者の要望の関係でコミュニティバスの新規路線の開設、パーク・アンド・ライドについては西鉄都府楼前駅のところにありますし、こういう状況もあります。右側のほうです。2の段階ではバスの利用が着実に増加していると、一番最後に先ほどの収入と今後の部分と新設も含めてコミュニティバスの効率的な運用を行うと、こうあるんですね。だから、施策とそれから実績と私ども見ておまして、新規路線を開設した場合も含めてですが、この赤字の部分を1日当たり26万3,573円をどう減らすか、どう利用率を高めるか。一般会計からの繰り入れが1億円近くにならないようにしていただきたいと思うんですが、この辺の見通し、長期的な計画もここにまだ具体的には出ておりませんが、平成20年度にダイヤ改正をしたという報告がありますし、この辺は新たに来年度から開設した場合に一般会計の繰り入れが多くなるというのを抑えていただきたいと思うんですが、この辺の計画はどう考えてますか。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） コミュニティバスの利用者の数でございますけども、年々増加しているというような表現をしました。平成19年度は平成18年度に比べまして5,300人ほど増加しております。これは年々増えてきたということで、平成19年度は5,319人前年度に比べて増えたというようなことで表現いたしました。平成20年度につきましては、今年の4月にダイヤ改正を行いまして、これは効率的な運行ということで、便数は確かに、細かく切りましたので、都府楼前駅を乗りかえ制度にしまして、便数的には数は増えますけども、重複して走っていました路線、都府楼から内山方面、五条方面というような市役所前の通りを減らしまして、見直しまして、乗りかえをしていただくというような制度にしましたので、ここで効率的な運行ということを目指したというふうなことになると思います。

今後、東観世地区、それから高雄地区というようなことで、新規路線の開設ということで現在検討しております。これにつきましては効率的な運行ということはもちろんでございます。費用のかからないいろいろな方法を今、小型バスを含めまして、それからそういった運行の本数というふうなことも今後視野に入れて住民の方と話し合いをしながら最少の経費といえますか、余り費用のかからないような、そして乗っていただけるような運行の路線を考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 以前もですね、今西鉄のほうに車両整備、管理、乗務までお願いをしているんですが、一番高いのは1日当たり26万3,573円というのは、西鉄のほうにどんなにしても払わなきゃいけない部分ですが、やはり人件費をですね、60歳以上で退職した方をやはりまだ60歳から62、3歳までは運転できるわけですが、団塊世代と言われるか、そういう西鉄とも協議もして、やっぱり人件費をどう抑えるかというのが一番財政的な問題としてこの支出を抑える方向があると思うんですよ。だから、西鉄の正規の職員さんであればですね、大変高い乗務費用を払わなきゃいけないと思いますが、この年金も受給できている60歳から62歳ぐらいまでの方の乗務員さんをお願いすることによって人件費、この実態を西鉄のほうに経費として西鉄に1億4,300万円払ってますと、ところが収入としては4,700万円しかありません。はっきり言って西鉄さんに9,600万円払っているんですが、この運行経費を何とか少しでも財政的に抑えたいという形でやっぱり協議をすべきじゃないかなと。新たにまた新設するんですけど、これを増やさないよという議会からの強い要望もありますという協議をですね、やっぱりしていただきたいなと。お願いしているところに頭も下げていけばね、それなりに理解もいただけるんじゃないかなというふうに考えておりますが、その辺を検討いただきたいなとお願いをするところですが、いかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 今おっしゃいました件につきましては、西鉄と運転士さん、人件費については今までも協議したことはございます。いろいろ私どもの要望も伝えた。その中にはやっぱりOBの方とかというようなことの相談もしました。西鉄さんがおっしゃるのは、今私どもはもうどうしてもやっぱり西鉄ということで委託契約をしています。これにつきましては、やっぱりいろんなこれだけ本数が多くなりますと急遽の対処の仕方とかということにつきまして、やっぱり西鉄さんがそれだけ請け負っていただいているというふうなことで、西鉄に現在ずっとお願いしているわけですけども、この人件費につきましてはやっぱり原支社というところから来ていただいておりますけども、ここは若い方がやっぱり費用がかからないというか、給料がまだ若い方ですから安い。そういった方が一生懸命やっただいて、そしていろいろなところに、筑豊地区とかいろんなところに行っているみたいですけども、OBの方ということになりますとどうしても筑紫地区に帰ってきて希望される方がおられないというようなことで、福岡地区やったら希望者がおられますけどというふうなことで、筑紫地区に帰ってこられる方はおられないと、少ないというようなことでございましたので、今のところそういうふうな話にしています。ほかのところということになりますと、また人件費的なものは相談してませんけども、西鉄ということに限って対応をお願いするとすれば、どうしても西鉄さんはそんなふうにおっしゃってました。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一度ね、運行経費としてですよ、車両をはっきり言って保管もしていただかなきゃならない。毎日安全運転のために点検もしなきゃいけないですね。油代が幾ら要るのか。それから、人件費として乗務員さんがこれだけの路線を走っているのに人件費1人当たりが幾らなのか。具体的にやはり委託をしている運行経費の明細書をいただくと、それがガソリンが幾らの単価なのか、人件費の単価が幾らなのか、車両の単価が幾らなのかというのをです。やっぱり精査する必要もあると思うんですよ。だから、ここに出している部分について私どもそれじゃ精査したものを全部明らかにしてくださいと行って、そこまではまだ要求はしてないですけど、まず内部的にはやってみる必要があるんじゃないですかと。だから、若い人ということで、その若い人の賃金が幾らで、これを足して今のところ乗務していただいている掛けるの金額で、平均、べたすると時給幾ら、千何ぼになるのかどうか、2,000円になるのかどうかですね。やっぱりその辺を契約を結ぶ以上は、具体的に議会からは運行経費の明細を一度要求されたら出さなきゃいけないので、参考として出してほしいと。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 年間の運行経費をいろいろ決定していく中で、支払いをする前にそういう中身的な精査はさせてもらっています。資料もいただいています。今おっしゃいました形で今後もそういう人件費、それから切り詰められる部分についてですね、年度当初の予算のときから、そして支払いの決算のときまでというふうなことでは相談しながら安くしていただけるような形の相談を今後も繰り返していきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、そのこととね、新規開設したり、いろんな市長の答弁がありましたように、観世にあんな大きなバスは入りませんから小型バスをとかという、バス代というのは今年また、平成21年度にしたときにはバス、それから今のバスももう長年走ってますから買いかえる時期、だからこれは運行経費等含めて今度は新たにバス購入費というのが大変な額が入ってくるんですよ。だから、そういうバスについても西鉄のほうに協力もお願いもしなきゃいけない。だから、当然税金上の免除ができるような制度も活用するとかですね、方法を考えていかないと、今西鉄のほうに、今のバスの買いかえなしで1日26万3,573円の赤字だと。新たにバスを購入すればこれはもう1,000万円ぐらいすぐぼんと経費に入るわけですから、だからそこは常に協議もして行って、経費の負担軽減を図るようお願いをしておきたいということです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 関連ですけど、来年4月から東観世のほうと高雄地区のほうに新規路線を計画するということになっておりますけど、高雄地区のほうに新規路線のルートというものはもう考えられておるものか。といいますのが、今現在青山のほうに西鉄のバスが通ってます

けど、もし高雄のほうに通った場合、今でも意見が出ているんですけど、金額の差がありますよね。この差額を何か考えてあるものかどうか。もし、高雄地区のほうに通った場合は、またその近辺の方のお話というものは出てくると思うんですよ。今でも出ているんですけど。その差額というものを考えられているかどうかをちょっとお聞きしたいです。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 高雄路線につきましては、来年の4月から何らかの形でバス路線を開設するというようなことで今進めております。まず、そういう意識を持ちまして、今後、東観世のほうは先にちょっと地域に入りますけども、高雄のほうには今後、今までも何回か協議をさせてもらったことはあります。再度要望をですね、地域の方に集まっていただいて、路線、まだ未定でございますけども、いろんな形の路線とそれから本数とか、そういったものを協議をさせていただきたいと。そして、4月以降に向けて準備を進めたいというふうに思っています。

今現在西鉄バスが走っている分については、ここは非常に私どもが頭の痛いところでございますけども、今1時間に5本か6本ぐらい走っている時間帯がございます。まほろば号が平均的には1時間に1本でございますので、もしそこに競合するようなまほろば号が通ることになりますと、西鉄さんはまほろば号のほうにお願いしますというような形になるような危険性もございます。そうすると、今のような便数は当然確保はできません。ですから、西鉄さんに今のまま走っていただいて、そしてまほろば号は梅ヶ丘、高雄台、高雄、あの地域の方を何とか循環しながら、そして市役所のほうに来ていただくと、公共施設、こちらのほうに来ていただくという路線を考えたいと。その分の費用負担につきましては、西鉄さんに今160円か180円ぐらいすると思います。ですから、100円均一ということにはなりませんので、そのあたりの分というのはまた協議をさせていただきたいと、していきたいというふうに思っています。

○委員長（清水章一委員） 後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 今課長が言われたとおりで、大体説明を地域の方に一度3人でやったことがあるんです、その差額の方ですね。今おっしゃったように1日で何便も西鉄さんの場合は通っていると。コミュニティバスが通った場合は1時間に1本通るか通らないかの問題であるということも説明しております。今課長がおっしゃったように、西鉄さんと再度交渉していただいて、その差額が少しでも少なくなるような交渉をできるだけやっていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 五、六年ぐらい前にですね、高雄区で行政と区の役員交えて路線をたしかつかったと思うんですけど、その後、区との協議とかは行ってますか。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 路線の案を協議した経緯はあると思います。ただ、西鉄バスが通っているということから、そこを避けて通るような路線でございましたので、また私どもいろ

いろいろ検討した結果、それじゃ——バイパスを通る路線なんです。ですから、これじゃ途中乗っていただく方もおられないんじゃないかというようなこともありましたし、せつかく通るなら団地の中をとというようないろいろなご意見もございましたので、その分につきましてはもう一回再検討させていただくというようなことで話をしています。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今の質問とはまた違いますけども、ダイヤ改正してから減ったのか増えたのか、乗客が。我々随分怒られております。ちゃんと説明はしとりますが、まだまだバス路線もないところもあるんですよと、今回の乗りかえのことだけ文句を言わんでくださいと、もっともっといいバス路線にしますからという説明はしとりますが、それでもなおかつ十分市民の方から怒られておりますが、これで乗客が減ったとかというとうどうなんかなと。お願いします。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 4月1日にダイヤ改正を行いまして、大分今落ちついたわけですけども、非常に皆さん方にはご迷惑かけて、いろいろなところからおしかりも受けました。今でも1週間に1本、2本ぐらいは苦情の電話がございます。これはすべて乗り継ぎ制度という、都府楼前駅での乗りかえについての不便さというようなことのおしかりでございます。以前に比べましてよくなった点というのはなかなか評価してもらえないわけございまして、以前は乗り継ぎ、違う地区に路線に乗りかえる場合にはまた100円要りました。今回乗り継ぎ券ということで発行してますので、その分が費用がかからなくなった。それから、運転士さんを11人でダイヤを編成してましたけども、今10人になってダイヤを編成してますので、1人当たりの人件費というのは年間当然安くなるというふうに思っています。

それから、先ほど申し上げました路線の本数もこの市役所前が減りましたので、運行経費的なものも若干落ちてくるんじゃないかというふうなことを思っています。

人数につきましては、1日当たり、平成19年度からダイヤ改正した後の人数は58人ぐらい減ってます。1日当たり58人減ってます。今現在の平均は58人減ってます。費用的にはもうわずかなものでございまして、これは先ほど申し上げましたように、2回料金いただいておったものが1回でいいから200円が100円になったということの収入の減もあります。そういった状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 引き続きその推移をですね、ぜひ教えていただけませんか。いや、今からのね、月々の推移。そりゃ減って、ほかの方法で利用されている方もいるでしょう。だから、すぐ僕はもとに戻せとかそういうことは言いませんが、よりいい方向というのは目指していく必要性はあると思うんですね。乗りかえるということは、今までよりはそりゃ手間がかかったかわかんけども、我々の地区からすれば定刻に来るというのは随分ありがたい。時間ははっきり大体わかるというね、ことからいえば利用しやすくなったという面もあるわけで、多

分苦情を言われたい方はよくなったから苦情がないんですよ。僕は苦情が来る分喜びなさいと皆さんに言うたはずですが、苦情を言っていただく方はお客様ですから、利用していただいている方が苦情を言われるんですから、やっぱりありがとうございますというね、苦情をいただいた方にはお礼を言いながら、やっぱり一つ一つ説明をしていく必要があるんじゃないかなというふうに私は思いますし、また新たな交通システムを今から我々も勉強したいし、皆様方も勉強していただきながら、よその地区の今からされるところのことをどうのこうの言うともた語弊はありますので、それは言いませんけども、ぜひ市民の皆さんが喜ばれるような、高齢化社会に対応できるぜひ交通システムをね、つくっていただきたいことを要望しておきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） ちょっとそもそも論をさせていただくとね、今課長の答弁でいくと、例えば11台が10台になったとか、11人が10人になったとか、経費の部分が随分楽になりましたよという話がありましたよね。経費のことをね、余り出すと、本来このまほろば号を運行させるに当たって、どういう趣旨で運行を始めたのかという話をしていかなきゃいかんと。市内の交通の利便性あるいは交通弱者と言われる人たちがいろんなこの場所に車に乗れないような人たちをフォローしていく。あるいは高齢者や障害者の人たちの利便性を市がサポートしていくというためにこのまほろば号というものはスタートしたんじゃないかなと思うんですよ。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○委員（村山弘行委員） ね。あるいはもともと赤字というのは前提でいっているわけだから、赤字がこれ以上こげんなるから、こげんなるからということであれば、まほろば号はそもそもせんほうがよかったんです。余り経費のことをね、もちろんのべつ幕なし使っているという意味で言っているわけじゃないですよ。それが余り前に出てくると、本来のまほろば号の趣旨というのがおかしくなるから、そこのところはもうちょっと、経費を無視していいということを僕は言っているわけじゃないけども、そこのところは僕は基本的なことは押さえておかないといけんのやなからうかという感じ、今ちょっと課長の答弁の中で気がしましたからですね、それちょっと述べさせていただきときたいなというふうに思います。答弁は要りません、別に。

○委員長（清水章一委員） じゃ、ここで1時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほどの102ページの6目地域コミュニティ推進費について、どなたかその後質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7目文化振興費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3項徴税費、1目税務総務費、2目賦課徴収費について質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員(渡邊美穂委員) 109ページなんですけども、歴史と文化の環境税関連施設整備等補助金についてなんですけど、この具体的な内容をもう一度教えてください。

○委員長(清水章一委員) 税務課長。

○税務課長(新納照文) 施設整備補助金につきましては、駐車場を経営されておられます方々についてですね、徴収あるいはまたそれぞれの事務をしていただいておりますので、その分に対しましての補助金でございまして、年収に対しましての7%を計上させていただいております、支払いもさせていただいております。

この7%の根拠につきましては、県税の取扱費が7%ということになっておりまして、私どもの運営協議会の中でその意見は出されてですね、運営協議会の中で補助金として支出したかどうかという形で決定をしたものでございます。したがって、その7%の金額がここに計上してあるものでございます。

以上でございます。

○委員長(清水章一委員) 渡邊委員。

○委員(渡邊美穂委員) これは支払い先はその駐車場の協議会みたいなのをつくってあったと思うんですが、そちらになりますか。

○委員長(清水章一委員) 税務課長。

○税務課長(新納照文) はい。組合をつくっておりますので、駐車場組合と我々っておりますが、いわゆるその駐車場組合のほうの補助金として支出をさせていただいております。

○委員長(清水章一委員) 渡邊委員。

○委員(渡邊美穂委員) この補助金については、決算書等は取り寄せておられるんですか。

○委員長(清水章一委員) 税務課長。

○税務課長(新納照文) はい。決算書もいただいております。

○委員長(清水章一委員) ほかにございますか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 賦課の関係費のところ、歳入とのかかわりがありましてね、歳入は歳入でありますが、事務報告書の22ページを、これ歳入のかかわりがありますが、21ページから22ページ、歳入とのかかわりでまた質疑を許可いただければ発言いたしますが、ここを見ただけですと、収納率現年は98.36%というですね、大変徴収が上がる中で担当課は大変ご努力いただいております。全体についても大変収納率が高いわけですが、いつも思うのはですね、税務課に行くカウンターの狭い中にですね、会計課の横のいすに座ってですね、納税相談をされているんですね。滞納者の方がお見えになって、それから納税相談に応じたり、分割



納付をしたりですね、国民健康保険の短期証明書とかこういう状況をされている中で、当然納税者の相談をする場合ですけど、何とかですね、部屋を確保できないかどうか。納税証明書を交付したりですね、いろんな原動機付自転車のナンバー登録をされたりですね、当然税金の納付の窓口が来ている部分で、本当に窓口納税相談、こういう状況の中で納税者としてもできれば配慮するようですね、部分がないと市民側から見てもですね、なぜこんな、税金を滞納しているのに相談に来ててもですね、やっぱり大きな声も出すような状況、おれは一遍も健康保険にかかってないとかですね、なぜこんな税金がかかってくるのかとか、説明もする状況はありますが、当面のところはもともとは収入役さんの部屋がありまして、今会計管理者の部屋になっていますが、あそこの応接室ぐらいについ立てをしてですね、やはり納税相談には市民の方が来たときに対応できるような方法は考えられないかどうか。やはり滞納をしている、役所に行く、差し押さえもされている、こういう状況の中で、督促状をいただいて窓口に来たときにですね、行政の対応というのは、あれではですね、プライバシーだとかそういうものが今の状況じゃ守られないですよ。だから、以前はですね、どうされとったかわかりませんが、今はもう本当に納税課は狭くなりましてね。たった、見てわかるようにいすが2つ置かれておって、コンピューターで小さな話もせなきゃいかんし、何らかの形でですね、しかも離れるとどうしても機械との関係がありますが、一番近いところでは会計管理者室をできればつい立てでもしてですね、相談に応じる方法は考えられないかどうか。

本当に見ましたら、収納率、努力をされていることは本当大変な努力だと思うんですよ。だから、そこはちょっと今庁舎の中、できたときには本当に広々としとったんですが、今はもうそういう狭い中ですね、ぜひ今あいている部屋といえば会計管理者の部屋しかありませんし、できればあそこのドアをはっきり言ってガラス張りとかね、外から見えるような状況にするか、それとももうドアを外してしまうか、何かを考えてですね、やっぱり対応していただきたいと。市役所に行っても税金を滞納して、いろいろ指導を受けるときにですね、指導する側も受ける側も少し精神的な不安を取り除く方法を何とか検討いただけませんか。その辺は、もう担当課では答えられませんが、市長か副市長のほうで。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 私もかねがね少しあの窓口関係は狭いかなというふうに思ってます。私もいろいろ考えて、こうしたらいいだろうな、ああしたらいいだろうなというようなことは思っているんですけども、なかなかちょっと妙案はないんですが、個室でこの相談をすることについてちょっとやはり問題がいろいろあるんですね。余り大きな面前の前というわけではいけませんけども、その辺の事務所のあり方も含めてですね、いろいろ考えてみたいというふうに思います。今の状態がベストではないということは理解しておりますので。

会計管理者の部屋があると言いますが、それは会計管理者はまだいるわけですので、その部屋の中でするというものちょっといかがなものかなと思います。もう少し譲り合った形の中でゆっくりできないかということも含めて考えさせてください。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私もあそこで何人も納税相談と一緒に伺ったことも何度もあります。やっぱり税金を滞納しているそういう状況の中で健康保険証も短期保険証じゃ困るという場合もあるしですね、本人としても税金を払いたいけどという相談があれば、窓口に行けば職員がわかりやすく説明してくれますよ、分割納税も応じてくれますよと、そのままずっと滞納しているとね、どんどんどん年利13%もかかって、大変な額になるんですよと、少しでも支払いをするようにということで行くんですけど、あそこにおれば当然知った人もね、役所にはたくさんの方がお見えになるわけですから、あそこに座って何をしているだろうかとか、途中で「ああ、こんにちは」とかね、言われたときに書類が出されている。こういうやっぱり納税者の納税の権利というか、こういうものが守られないことはもう事実なんですよ。それかといって今税務課の課長さんのほうの奥の部屋にもいろんな部分で徴収関係の処理をしたり、コンピューターが入ったり、もう身動きができない状況、こんな状況の中で、それじゃあどうするかといっても難しいですよ。だから、当面のところは、やはり納税者の立場、市民の立場、今大野城市に行きますとね、本当にお見えになったらはっきり言って、どちらに御用でしょうかと、必ず声をかけてくれますよ。そして、その方がご案内さしあげて、早よ言えば必ずどのカウンターにも座ってある。2階でも3階でもそうですが、必ず仕切りをしてそこで対応されているというか。だから、大野城のすばらしさというのは、必ず本日は市役所にお見えになってどちらに御用事でしょうかというふうに声をかけてくれますよ。ところが、太宰府の場合については、それなりの努力はされていると思いますが、一番大きな税金を納めていただくための指導する場所、これが今不備だということですよ。だから、どこか生活保護を受ける場合は人権の保障があって、相談室が本当に狭いところですがありますけど、もう少し何らかを考えないとね。今の税務課の職員をどっかに出すかといったら出すところもないですよ。今介護保険課の入っているあの部分は昔少し使えとったんですが、介護保険制度が出てきてできないしですね。本当に皆さんの仕事をする場所すら狭い範囲内になってしまっている。だから、そこは納税者の立場で工夫をしていただく。だから、会計管理者がおられますけど、あの部屋が今ね、半分ぐらいはつい立てぐらいして、会計管理者ですから税金をいただくために会計管理者が出てきて大変御迷惑かけますが、ご協力しますというて会計管理者が頭を下げてもらったらまた税金もばっと入るんじゃないかと思っるところですよ。ぜひひとつ何らかの形で納税者をやっぱり大事にする方法は考えていただきたいと。それかといって、1階の今のはっきり言って一番端のほうの禁煙室の横じゃ難しいですよ、機械がありませんからね。しかも、滞納しているときにはここに出てくるように5年も6年もあって、どういうふうにするのかとか、おたくの家をやはり差し押さえさせていただきますよとか、そういう問題が出てきたときには、本当にトラブルが発生しますので、ぜひひとつ長期的な解決をしていただけませんか。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) では、110ページ、4項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 112ページ、2目住居表示費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 同じく6項選挙費、1目選挙管理委員会費、2目、3目、4目、5目、選挙関係、122ページまでありますけど、質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 6項統計調査費、1目統計調査総務費、それから2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 124ページ、7項監査委員費、1目監査委員費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 124ページ、3款民生費に入ります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2目老人福祉費について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 給食サービス事業委託料。

○委員長(清水章一委員) 何ページですか。

○委員(武藤哲志委員) 129ページですが。

○委員長(清水章一委員) 129ページ。

○委員(武藤哲志委員) 見とりまして、老人給食の部分が少し減ってきているんですよね。どうか事務報告書に具体的に載っていたんですが、利用率が少し下がっている状況というのはどういう状況かなというふうに。まずですね、事務報告書の27ページ。それで、27ページの在宅老人対策費の中の給食サービスで、利用が高齢者が176世帯、身体障害者が4世帯、延べが4万3,077食、こういう形で載っているんですが、給食サービス事業、安否を確認するとかですね、そういう状況ですが、これが少し年々世帯数が少なくなっているような状況があるんですが、何か特徴点がありましたら。

○委員長(清水章一委員) 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(古野洋敏) 平成18年度、平成19年度は、世帯数、利用者が減になっております。一応調査をいろいろした結果ですね、やはり施設への入所、そして医療機関への入院という形ですね、人口的には増えているんですけど、結構そういう形ですね、施設、医療機関

への入院が増えたという結果で、結果的にはですね、減になっているという状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 安部委員。

○委員（安部 陽委員） 131ページの老人クラブ関係でちょっとお聞きします。これ、今老人クラブは減ってきておりますし、それからもう一つは民生委員ですね、ここが保護だとかいろいろなことを情報として入っていると思うんですけど、今度は区長さんはそういうのは知ってないんですよ、ひとり暮らしだとか、病人。そういう問題。そんで、民生委員、区長、老人クラブ、そういうところが大体高齢者対策で必要な部分と思うんですけど、プライバシーの関係でなかなか教えられないというような一つの壁が出てきておるわけですね。ほんで、今後こういうひとり暮らし、病人等の把握をどう考えていかれるのか、ちょっとその点を。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 現在、個人情報関係で民生委員さんにはひとり暮らしの情報は提供されて、区長さんには提供されていない状況というのは、区長会からもいろいろ話っております。今のところはですね、全区じゃないんですけど、区によってはですね、区長さん、民生委員さん、福祉委員さん、福祉部長さん、ほんで市も連携してですね、その中でひとり暮らしの状況を把握している区が今8区から10区程度あります。そういう形で今後ですね、やはりひとり暮らしの人の了承をもとにですね、市域で見守っていくという方向性で今取り組んでいる状況でございます。今後も、これをですね、全区に広めるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員、どうぞ。

○委員（武藤哲志委員） 今説明を受けてですね、老人給食の、お年寄りに対してひとり暮らしの方があつたり、大変喜ばれているんですね。こういう状況の中で安否確認があつたり、途中で入院されて、また退院して再開とかいろいろあるわけですが、事務報告書の91ページ、この老人給食の委託先が中屋フーズさんというところに1,824万9,220円、そして社会福祉協議会にお年寄りの方の給食を委託をして配送していただいておりますが、これ1食当たり220円近くになっているんですね。1日にこの176世帯、合わせて大体180世帯に220円なんですけど、ちょっと配食というか配達する部分についてがどの範囲で、広い範囲になっているのかどうか。1日につき3万6,000円近く配送料を払うわけですけど、何かその基準的なものは検討しているわけでしょうかね。何人ぐらいで配送しているのか。1日夕食だけだと思うんですけど。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 配送につきましては、社会福祉協議会へ委託している状況で、大体今のところはですね、5コースぐらい、市内全域です、やはり。市内全域をですね、5コースぐらいに分けてある程度の時間等も制限ございますので、その中で5時、6時ぐらいまでに配食が終わるような形をとっております。また、時間帯も衛生面ございますので、ある程度

一、二時間程度で配食が完了するような配食システムをとっている状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） もう一つは、これだけのすばらしい事業をやっているわけですが、給食費の徴収は配送している社協に任しているのか、これだけの費用支出を計上しているわけですが、歳入歳出とのかかわりはどういうふうにしておりますか。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 収入につきましては、こちらから納付書を渡して、納付書で市のほうに振り込んでもらうような形になっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 納付率については、もうこの金額は入ってきているんで、滞納とかそういうものはないということでもいいんですか。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） ほとんど完了して、一部ですね、生活保護とかの絡みで年間1件程度はありますけど、大体すべて完了、終わっております。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 131ページの敬老会関係費、昨日は敬老会で皆さん出席されたと思いますけど、各公民館ですすね、敬老者がいっぱいなんですよね。恐らく皆さん行かれたところも公民館に入られる方がぎりぎり、吉松のほうも80名近くの敬老者の方が出席されたんですけど、これが年々、来年、再来年と2年、3年、5年すると、恐らく5年ぐらいすると倍ぐらいになるんじゃないですかね。その辺のところ、行政としてですよ、こういう敬老会の集まる場所というか、集合する場所をどのように考えておられるかですすね。ますます窮屈になって、いざなってからでは遅いと思うんですけど、その辺の先々の見直しというか考え方はどのようにされているか、お願いします。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 敬老会につきましては、今委員さんが言われたみたいに、参加者が増えて公民館に入り切れないとかという状況も把握しております。今後、市といたしましても、敬老会自体がすすね、先進地とか近隣市でも見直しされている状況でございます。今後ですすね、敬老会自体の見直しというのは、よその市町村もですけど、太宰府市でも実際毎月1回とか2カ月に1回はすすね、やっぱり高齢者を呼んでのサロン活動というのがもう充実している状況もございます。そういう形の中で、先進地でもすすね、敬老会自体の見直しというのがされている状況がございますので、平成20年度、また市内部ですすね。そこら辺も含んで検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済みません。129ページのですね、在宅老人対策費ですね、あとあわせて事務報告書の27ページのところとあわせてお伺いしますけども、緊急通報サービスの設置台数が今267台ということを経営報告で数字を出していただいておりますけども、この間緊急通報サービス、これを設置しててですね、高齢者の方が命等に助かったということの具体的な件数とか、つかんでおられる範囲で教えていただきたいのとですね。

あと、この緊急通報サービスのスイッチの入れ忘れとか、いろいろそういったことがあって、ひとり暮らしの方とかちょっと認知症が入っておられる方とかがですね、この緊急通報サービスのシステムを一度は説明を聞いたんだけど忘れてしまったとか、そういったこともこの間いろいろ全国的に見るとあるようですけども、そういったところへの対策については、何か考えておられるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 基本的にこの緊急通報システムで救急車を呼んだ例というのは、大体毎月1件から2件程度あっています。それは、あくまでも安全センターのほうがいろいろ確認して、また地域の連絡網というのがございますので、緊急通報システムを申請する場合は、それを見守る方が近くにいらっしゃいますので、そういう形の連携をとりながらですね、現状を把握して救急車を派遣しているという状況でございます。大体1件はありますね。0件というのは、私が来てからはございません。大体1件から2件は何らかの形で救急車で搬送されて、現実的にはその日で帰ったというのが多いんですけど、そういう状況でございます。

もう一点目のですね、スイッチの関係ですけど、これはですね、実際は2件なんですけど、業者へ行っているシステムは500件毎月あつてます。というのがですね、やはりひとり暮らしという関係でいろいろ相談事もあると思いますし、その他間違っただけボタンを押したとかですね、だからあくまでもボタンを押すだけですから、いろいろな、説明しとけばですね、あとはボタンを押して話すだけで、結構認知症もいらっしゃいますけど、大体500件ぐらいの方がいろいろ身の上相談も含んでですね、本当は緊急通報システムですけど、そういう広い安否確認も含んだ中で500件以上が毎月その業者へ連絡しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 先ほど安部陽委員が質問された件なんですけど、個人情報があるけど七、八件の行政区のほうにはもう公表していると、個人の方の了解を得てということをおっしゃいましたよね。それは、そういうふうな行政区のほうで区長さん筆頭、個人でお住まいの方のところを頼って行って、こういうふうにして公表していいかということになれば、すべて教えていただけるということになるんですかね。なっていくんですかね。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 行政が教えるということじゃないですね、基本的にひとり暮らし

しというのは、ある区でもあるんですけど、二人暮らしで住んでいても、入院したり施設に入ればひとり暮らしになるんですよ。それを把握するのが市域の方が定期的に見守りをしてですね、それを把握していると。それをあくまでも、そういうひまわり会とかいろいろありますけど、その方と福祉部と区長さんとか民生委員さんが共有されて、私たちもその中でいろいろ協議をさせてもらっているという状況で、どうも市だけでいくとですね、どうしても住民基本台帳だけですから、あくまでも今はもう地域の中でそこら辺は本人の了承をもらって地域で見守るという形で本人の了承をもらっているというのが7区から8区程度あるということでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） ということは、それをちゃんと了解をもらえば区長さんたちがすべて把握できるようになっていくんですね。それはやっていっていいんですね。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 個人情報本人の了承をもらえれば、これ個人情報に当たりませんので、あくまでも本人の了承をもらってそういう福祉の関係者で共有していきますよというのは、これは個人情報に当たりませんので、そういう形のまちづくりを今進めているところでございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

132ページ、3目障害者対策費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目障害者自立支援費について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まずですね、このバリアフリーの推進というのが施策評価で出ておりまして、8ページですね、それで大変バリアフリーの推進に対して努力いただいていることはよくわかりますが、この数字を見ておりまして、公共施設の改善率が19.8%が平成20年度は30%、平成21年度は30%という形でですね、それからバリアフリーの対応歩道整備率は逆に21.5%の、今年ですが30%、こういう状況が出ておりますが、このバリアフリーとしての目標というか、100%というのはなかなか出てこないと思うんですが、バリアフリーの達成率といえますか、パーセント、これは大体どのくらいを目標にするのかですね、この辺がわかればひとつお願いしたいのと、この福祉関係がありまして、委員長、同じく介護訓練関係まで含めてちょっと関連がありますが、発言許可をいただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 3目、4目、いいですよ。

○委員（武藤哲志委員） いいですか。

○委員長（清水章一委員） 続いて、結構です。

○委員（武藤哲志委員） 同じく、ページ数が関連する内容が飛んでおりまして、施策評価、24ページですね、24ページに障害者と児との部分がありますが、ここでの施策ではですね、平成19年度いろいろ経済的な問題、こういう部分については未把握、余り把握ができない状況ですが、逆に障害の方が2,984人、来年度は3,122人ぐらいに増えるという数字が出されております。ところが、一番大きな問題になっておりますのは、この事業者数が太宰府、平成19年度は38、来年も38になっているんですね。この障害者の部分については障害施設に入っている方もいろいろあると思うんですが、これを今地方自治体で立入調査ができるようになっております。適正な施設入所者に対しての給付の利用率の関係だとか、こういう状況について地方自治体がやはり施設、この太宰府市に38もあるのか、それとも市外を含めて38なのか、そして現実に立入指導が行われているかどうか、この辺も含めて、バリアフリーの問題とあわせて報告いただだけませんか。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） バリアフリーでございますが、平成19年度におきましては19.8%ということで、パーセンテージには公共施設の改善率ということで上げております。30%ということなんですけども、これはあくまでも基本計画におけます目標設定ということで30%までいけばいいかなということで努力していきたいというふうに、推進していきたいというふうに考えております。最終的な目標といたしましては、福祉課といたしましてはやはり50%はですね、いきたいなというふうに考えております。

それから、施策の10ページの、先ほどの障害者の部分の38ということでございますが、この分につきましてはこれはあくまでも事務事業の数でございます。施設の事業者数ではございません。要するに、この施策、マネジメントにぶら下がっていますそれぞれの事業の数でございます。

以上でございます。

それからもう一つ忘れておりましたが、各施設のほうの立ち入りということでございますけれども、現在のところはいたしておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ただ、いろんな形でですね、当然利用料を払ったりですね、早よ言えばショートステイの問題だとか、いろいろ施設がありますが、当然立入権限はありますよね、行政側に。だから、今三笠フーズの問題になっておりますが、やっぱり行政が抜き打ち的に入ってみて、施設者が安心しておられるかどうか、そういう部分について立入権限があるわけですけど、福祉部として立ち入りができるところは入って指導すべきじゃないかと思うんですが、そういう今後の計画ですね、これは考えておりますか。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） この立入検査の関係でございますけども、これについてはちょっと内部



です、検討させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） よその自治体では常にやっぱり立ち入りしているんですね。だから、太宰府市だけが、給付はしたもののね、それが適正になっているかどうか。これから出てくる部分を見ますと大変な給付額ですよ。福祉関係に出す、障害者にしても、老人施設についてもですね、介護についても、それが今新聞報道であれだけ問題になっていますから、やはり行政が入ってくるということは、入所されている方の権利が保障されるということですから、やはりそれなりに立ち入りをして、やはり市民の税金を使い、さっきも審議は済みましたが、一般会計、国の補助金から介護にしても国保にしてもですね、障害者にしても国の交付金や市民の税金を使って給付をしているわけですから、その施設が適正に運営されているかどうか、抜き打ち的に、三笠フーズみたいに今から行きますよと言って行っても何も価値がありませんから、直接行って見てですね、調査をしてみる。入所者の意見を聞くような状況で市民が安心して施設利用できるような方法は内部検討してみてください。全く立入調査もないということであれば、何されているかもわからないという状況になりますのでね。あなた方にその権限が与えられているわけですから、ぜひ検討させていただきたいと、以上です。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 決算書のページ数はわかりませんが、ちょっと4目でこの事務報告書ですね、29ページ、特別障害者手当等関係費の中で、在日外国人の障害者福祉手当受給者数、これゼロになっているんですが、これはあくまで申請主義ということで考えてよろしいですか。この手当を受けるためにはご本人が申請をしないと受けられないということですか。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） この人数につきましては、おられないということでの部分でございまして、手当てを必要な方については行政のほうからですね、通知を差し上げてやっているという部分でございまして、この外国人のほうにはなかったということでのゼロ人になっております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） それは、例えば医療機関等々の判断がなければ必要か必要でないかという判断は難しいと思うんですが、どのような基準でこれを判断されておられるんですか、外国の方に対してですね。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） これはあくまでも基本でございますけども、障害者手帳をお持ちになつてある方という形になります。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） ということは、障害者手帳というのはご自分が申請しないと障害者手帳というのは受けられないわけですから、結果的には申請主義ということになるわけですね。

障害者手帳とかの仕組みとか、そういったことをご存じない方が実際におられるわけなんですけども、障害者手帳のあり方とか、そういった制度についての説明というのは、外国の方に対して何か対応はされているんですか。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 外国の方に説明というか、こういうものがありますということは窓口においでになったときとかはですね、お知らせをいたしております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） じゃ、現実的に、例えば障害の等級とかそういったことを実態調査をされたわけではなくて、一応障害者手帳の申請がないためにこれに該当する方もないというふうに、今の段階ではそういうふう判断してよろしいですね。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） はい、そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次、行きます。

136ページ、5目援護関係費、6目、7目、8目まで、質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 決算資料138ページの母子家庭等の医療対策費で、事務報告書の29ページの一番最後のところなんですけど、まず1点目がですね、この事務報告書の中に父母のいない児童が4人、この市内にいらっしゃるということで、これがここに該当するかどうかわかりませんが、こういったご両親がいない子供たちの生活とかそういった実態については、市ではきちんと把握をされているのかということが1点と。

それから、母子家庭の医療費については制度が変わって、今までただだったものが定額制になるということと、あと父子家庭も入るので、ひとり親家庭というふうになってくるわけですが、今後この部分の医療費についてはですね、担当課としては増額あるいは減額、どちらのほうで推移するというふう判断されておられますか。それは、父子家庭の数にもよると思うんですけども、どのように判断されているか、教えてください。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） まず、1点目の父母のいない児童の生活実態については、医療担当のほうとしては把握しておりません。

それと、自己負担の件なんですけど、今までは初診料、往診料については自己負担という形の負担が、10月からは定額負担ということになります。それで、新たに父子家庭の方が対象になるんですけども、その点についての影響は今のところ1世帯だけ申請がっております。担当課として父子世帯が何世帯ぐらいになるかということの把握がなかなか難しゅうございますので、各幼稚園とか保育所とか、無認可保育所も含めて、文書でポスターを張っていただくと

かですね、そういった周知をお願いしているところがございますが、父子家庭については今のところ何世帯ぐらいあるかということについては把握しておりませんので、その辺の状況はちょっと今後見たいと思います。

それと、母子家庭医療については、今後2年間、平成22年8月から寡婦医療が廃止になります。寡婦医療につきましては、平成19年度の市の純然たる負担、寡婦医療だけを見ますと約400万円程度となっておりますので、市の純然たる負担がその金額は平成22年8月からは完全に負担がなくなるということにはなると思います。

母子等医療については、そんなに大きな、母子家庭については所得制限も今まで取り入れてましたので、父子家庭がそんなに多く、今の状況では入る予定がないので、大きな変動はないのかなと、言うなれば寡婦医療が負担がなくなるということだと思っております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） その制度変更についてですね、やはり父子家庭も今後対応になるということですね、やはりまだご存じないご家庭がかなりあるように見受けられます。今おっしゃったように、保育所等に周知はされているみたいんですけども、やはりその部分ですね、知らずにやはり医療費、特に子供ですからかかっているケースがあると思いますので、医療窓口機関、病院の窓口とかですね、小児科とか、そういったところにもやはりお願いをして、きちんと周知をして医療費が減額になるよということを徹底していただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 9目国民年金費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10目人権・同和政策費について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、決算審査資料40ページから46ページ、お願いしておりましたが、提出いただいております。それで、41ページに出されている内容で、私のほうも指摘をしております全日本同和会ですが、市町村の補助金で、まあ太宰府に31戸あって、こういう259万円と出されてますが、これはもう市町村と書いてますけど、これは太宰府分だけなのかどうか、ほかの自治体まで、各自治体に出された決算書があるのかどうかですね。これは太宰府市単独で出した金額が259万円かどうかというのが1点です。

それから、42ページ、これは私が再三にわたって指摘をしてきたんですが、収入の部ですね、繰越金の下にあります同推協補助金というのはあり得ないんですよ。同推協を通じて出していたのを同推協というのはなくなりまして、同和推進協議会というのはありますが、この解放同盟筑紫地協だけは同推協に支出して、それから出しているのか。太宰府市が、やはりここの中にあります3団体含めて1,046万400円の中で太宰府分が幾らなのかというのがありますが、同推協という表現をしていることが間違いじゃないかというのが1点です。

それから、やはりもう改めていただきたいんですが、この中を見ますと、新たに会費というのが入ってきました。今まではこの会費がなかったんですが、会費がですね、入っているということで、45ページの下のほうにですね、太宰府市から地協会費として78万8,400円が新たに入りまして、今まではこの会費的なものがあれだったんですが、こういう状況で330万円上がってきます。ところがですね、見ておりまして、この45ページのですね、部分の中に需用費の中で64万5,840円、南支部の歳入歳出決算書の中に64万5,840円というのがありまして、解放新聞代が会費の中から地協に上げられて、決算額321万2,400円という数字になっていると。こういう状況がありますが、会費だけがこれで、あとの早よ言えば90%は全額行政側の予算だというふうに見ることができます。新聞の売り上げは市が出した補助金の中から上がってきている。こういう状況に見ることができます。

それからもう一点はですね、45ページに差し引き市から出した170万円の補助金もありますが、103万8,166円の黒字、それから地区の解放子ども会に出す32万円は逆に34万7,401円の繰越金と、こうなっていますが、まずこういう内容でまず見直しをまた改めてどうするのかというのがありまして、市の前年の決算や当初予算でも市が大変努力いただいております。それからもう一つはですね、これとかかわりがありまして、ここの中にあります敬老年金だとかの部分が事務報告書の中のですね、31ページに敬老年金については大変前年から見て少なくなっはきております。それは年齢の引き上げを市のほうが運動団体と交渉した結果だと思うんですが、老人医療が30人で218万3,000円、介護サービスが5人で49万7,810円ですが、5歳未満については当然県の施策の関係もありまして、今度は就学前の関係がありますが、ここもある一定大変老人医療費の1割負担、3割負担がありますが、これも見直される可能性もありますが、介護サービスも1割負担、これもある一定今後見直しが行われるのかどうかですね、その辺を運動団体補助金とそれから給付の関係で見解があれば報告いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長兼人権センター所長（津田秀司） たくさんいただきましたので、全部答えられるかどうかわかりませんが、まず1点目の全日本同和会の補助金ですけど、この259万円でございます。これにつきましては、太宰府支部だけの補助金ということで、春日市、大野城市、太宰府、那珂川町がそれぞれ259万円を支出し、筑紫野市が273万円を支出し、それぞれの決算書が出ているということでございます。

それから、2番目の筑紫地協の会計決算の中で同推協補助金という名目はいかなものでしょうかということですけど、これにつきましては4市1町でつくっております人権同和推進協議会というのをそれぞれの4市1町でそれぞれ補助金としている名目ですので、これが正しくないと言われれば、そういう形で変更を指導していきたいというふうに思っております。

それから3点目が、補助金の170万円に関してですけど、これにつきましては南支部の補助金につきましては同和対策事業の44の事業の一つとして市内部で同和対策事務事業評価検討会

議で見直しを現在も行っております。法が終了しました平成13年度を100%としまして、平成17年度が平成13年度の40%、平成18年度は30%、そして平成19年度が20%という形で10%ずつ少なくしてきておるところでございます。そういうことで170万円という補助金を出しておるところですけど、にもかかわらず歳入歳出103万8,166円の、4番目の質問になりますけど、黒字決算になっていますけど、見直しをするのかどうかということでございますけど、これにつきましても同和対策事務事業評価検討会議でこのあたりの数字も含めまして再度協議をしてまいりたいというふうに思っております。

それから最後の質問で、給付関係の出ております事務報告書の31ページですけど、扶助費で老人医療費が30人で218万3,620円を支出しております。この分につきましては年々厳しくなっておる状況で、敬老年金につきましては70歳を71歳に1歳繰り上げまして、5,000円から4,000円にしておりますし、老人医療費につきましても65歳から66歳という年齢を引き上げまして、さらに本人負担が1割負担ということですけど、その1割の80%だけは見ましょうということで、徐々に削減しております。介護サービスにつきましても、65歳から66歳という形で年齢を1歳引き上げますとともに、その1割負担のさらに70%までを支給しようという形で、給付率というのをだんだん削減、縮小しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、いろんな所得制限を設けなさいという形で、今までも当然であるものについてはということですが、ある一定この所得制限的なもの、だからお年寄りだけの世帯なのか家族全体的な扶養義務、当然親を見なきゃならない義務もあるわけですから、家族全体的な所得を見て、所得の基準が高ければだれでも該当するわけですが、やはり生活保護の早く言えば就学援助の基準であるですね、範囲内でやるかどうか、そういうものも将来検討しなきゃいかんのではないですかね。所得は600万円も700万円もある部分まで所得を600万円にすれば、これはみんな該当するわけですけど、就学援助の基準内でやってみるとかですね、こういうものは検討する価値あると思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長兼人権センター所長（津田秀司） この給付関係につきましては、すべて所得制限を現在もやっております、生活保護世帯の1.3倍という形で計算をはじきまして、その世帯以下である世帯に対してこの負担、敬老年金、老人医療、介護サービスにつきましてもこの生活保護を基準に判定しているところでございます。

敬老年金につきましては、さらに月額5万円以下の世帯という形で、これも非常に厳しい制限です。現在は、もうこの敬老年金を受けている方が15名程度という形で、非常に少なくなっているという状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 委員長、ちょっと私の回答にちょっと不備がございましたので、訂正をよろしくお願ひしたいと思ひますが。

渡邊委員さんの特別障害者手当の件でございますけども、これあくまでも申請主義でございます。対象者が20歳以上の在宅障害者で重度の障害を重複している人、それとか知的障害、精神障害のある人で、日常の動作、行動にほぼ全面的に介護が必要な方が対象になるということでございます。この方たちが入院とか福祉施設のほうに入所されましたら、この特別障害者手当は支給されないということで、訂正をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（清水章一委員） 142ページ、11目人権センター費について質疑はありませんか。

○委員（武藤哲志委員） ちょっと委員長、いいですか。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あのですね、あの資料を出していただきまして、決算審査資料47ページから南隣保館、いこいの家、南児童館を社会福祉法人みらいに委託をして、委託料として決算3,850万円出されておりました、事業報告書が具体的に提出されております。

それで、同和対策特別措置法もなくなりまして、やはり隣保館は地域に開放すべきだというふうには思うんですが、この相談事業関係、50ページに相談事業関係があります。51ページに利用状況というのがあるんですね。これを見まして思ったんですが、先ほど担当課長からありましたように、年金だとか、それから市営住宅に入るところとか、運転免許の部分についてありませんが、ある一定同和対策事業の認定委員会を運動団体がすると、それからその運動団体の執行委員会、定期大会するとあります。いろんな部分ではありますが、隣保館活動本来の事業と社会運動団体の事業と分かれたときに、この使用料を減免をしているところ、当然この運動団体の執行委員会ということになれば、やっぱりそれなりの使用料を払うべきじゃないかと思うんですが、この使用料まで減免をしている部分は以前見直さないと指摘したことがあるんですが、これはなされておりますか。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長兼人権センター所長（津田秀司） 使用料につきましては、この隣保館が建てられた趣旨、当初の目的から、この隣保館につきましては使用料は徴収しておりません、南体育館のみはその使用料を取っております。隣保館につきましては、今のところまだ使用料については考えておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、同和対策特別措置法は終わったと国からの通達が来たり、全国隣保館運営協議会があったりですね、地域に開放された施設としてしなさいと。そうすると、この隣保館が設立された開放運動、地域の人権運動の充実というような形で隣保館つくった、私もこのできたときの昭和52年からよく知ってますが、もうそれから30年ぐらいたってきて、やはりそれなりの大きな成果、ハード面もソフト面もやってきたんですが、やっぱりその社会

運動団体が執行委員会をすとか、何するにも会場費というのはやっぱり払うべきですよ。そのためにさっき決算書があるわけですから。全くお金がないわけじゃなくて、4市1町からもらっている金額は大変な額でしょう。その中から会場費を出したというぐらいのことはしなきゃいかんのではないですかと。だから、ここであなた方に、はい、そうさせますということはできないでしょうから、運動団体とも協議もしてね、やはりびしっと払うものは払うと。行政側の部分に対して相談事業だとか健康診断だとか、そういうものとはちょっと違いますから、目的が。やっぱり出すものは出していただく。こういう状況を明確に申し入れていただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 隣保館、人権センターの運営につきましては、今ご指摘のように、隣保館に関する運営の要綱が法切れ後変わっております。その中で、今の私どもの人権センターというところを含めて、みらいというところに、社会福祉法人のほうに委託をしております。その使用料制度そのものが取るのか取らないのか、それは運動団体にかかわらずほかの地域の方、あるいはそうしたエリアの方をどうするのかという部分はその要綱に沿ったところで今運営しておりますんで、そうした部分をじゃあどういうふうな形にやっていくのかというのはちょっと研究させていただきたいというふうに思っております。この隣保館につきましては、太宰府だけの問題でもありませんで、ほかの自治体等もありますんで、そういうふうな県の意向もちょっと確認をさせていただく分もありますし、そうしたところで必要であれば徴収をしていくという形になるうかというふうに思いますんで、しばらく時間をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ここで2時15分まで休憩します。

休憩 午後2時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

先ほど11目人権センターについて質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 146ページ、3款民生費、2項児童福祉費に入ります。

1目児童福祉総務費、2目児童措置費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目保育所費について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 資料を出していただいて大変ありがとうございます。

まず、待機児童についてですね、0歳児が19名、1歳児が10名と、こういう状況になってま

すが、平成20年度についてはある一定解決はしていると思うんですが、現在との格差が1つあるのかどうか。

それから、公立、私立見ておまして、大体定員以上に受け入れていただいて対応しているようですが、まずその辺がどうなのかというのが1つあります。

この辺からまず、それから次に、南保育所の問題と、それから公立、私立の保育所の問題、また別に質問しますが、今待機児童関係についてはどうなっておりますか。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） 平成20年度当初申し上げますと、23人が待機ということでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、ここで見ますと、定員関係で14名、五条、南保育所はマイナス15名、太宰府園、水城からこういう状況で、定員外の受け入れが111名ありますが、当然その0歳、1歳、2歳というのがなかなか受け入れ難い状況と思うんですよね。この待機児童についての対応策、平成20年、平成21年、またもう直ちに年明け早々から受け入れ態勢になりますが、こういう3歳未満児の対応についてどうするかと。太宰府市には乳児保育所というのがありませんからね、この辺をどうするかというのがありますが、当然今少子化傾向の中でぜひ3歳未満児の受け入れを強化しなきゃいけません、そのかわりでここに出てきている保育士の関係で見ますとですね、公立の場合は五条が28名、南が25名とありますが、南関係について乳幼児を受け入れられるような方向的なものが考えられるかどうか。この辺どうでしょうかね。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） 公立、私立含めまして、8カ所保育園があるわけですけど、それぞれ施設の定数に応じて今言われてます0歳、1歳、2歳の定数等は決まっております。現状としましては、定員の拡充を行わない限り、今言われてます0歳から3歳児童までの受け入れはちょっと難しいのかなという思いをしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、その定数が0歳から就学前の5歳とあるんですけどね、その段階で民間の場合は児童数が少ないと経営やっていけませんから、だから公立が早言えれば3歳未満児の定員を増やす可能性はできないかということなんです、内部検討してみてもですね。こういう待機児童が少なくとも30人近くおるという場合について公立を3歳未満児を受け入れる枠を増やすことは可能かどうかということです。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） 五条が昭和46年、南が昭和52年に開所した施設でございまして、当時の基準に合わせて保育室とかそういった必要な面積等確保して現在に至っている状況でござ

ざいます。増やすとなれば、施設の増設といいますか、そういうことをしないと現在の定員を増やすことは不可能だと考えてます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それから、市長の施策の関係がありますが、この南保育所についてですね、私も再三市長の決意を伺っているところですが、その90名にするという問題がまだいまだに解決になって、まだ60名のままなんです、それで……、90名に。ところが、現在のところこのはっきり言って入所が45名なんですよね。だから、それと同時に減免も平成20年以降に廃止するというのがどういうふうになったとかというのと、それから後で出てきますけど、何かこの南保育所をできれば民間移譲にする考え方があるというような話も聞いているんですが、この辺いかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） 定数の関係につきましては、これが平成20年3月1日現在の定数ということで記載させていただいております。4月1日に定員60名を90名に変更をして、現在管理運営を行ってます。減免の廃止等につきましては、今現在協議の申し入れをしている状況でございます。

それと、民間移譲の件につきましては、今の段階でコメントできません。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あのですね、まずこの保育料ですが、余りにも滞納額が多いんですよ、使用料手数料の関係で見ますと。だから、まずこの滞納額をどうするかという状況があります。

それからですね、もう一つはこの17ページに資料要求をしとりまして、ここで見ますと国の三位一体改革によってですね、平成16年から国、県の負担が廃止された。所得譲与税で財政調整をしたんですが、この所得譲与税についても平成19年で廃止になった。平成19年度における公立保育所に要した支出額は職員給与を含めると2億8,296万円と、2つの保育所です。その中に入ってくるお金が、保護者負担が3,004万3,000円、そうすると交付金が190万円、残り2億5,063万円について一般財源から支出をしているという状況なんです。

これははっきり言って一般会計っていいんですが、歳入とのかかわりでですね、まずこの社会福祉費、この人口が6万7,087人で、補正総数が5万8,902人で、福祉単価が交付税基準では1万4,800円になってます。その結果、8億7,175万円が福祉関係の交付税措置なんです。8億7,000万円という金額から福祉全般いろいろするとね、さっき言いましたように、2億5,000万円がこの交付税措置の中から出せと言われるとね、国ははっきり言って保育業者に対して大変交付税にしても補助金にしても冷たい行政というのがここではっきり見えてくるんですよ。だから、こういう基準の中で交付税措置された中から出しなさいとなってくると、交付税が基準財政需要額91億4,294万6,000円、基準財政がそういう状況の中で66億5,000万円のこの差が交

付税ですからね。交付税措置の中に保育園費を入れてとなってきたときに、余りにも負担割合が少ない状況。だから、今までは保育所、民間であれ公立であれ、国が出していたものが、早言えばなくしてしまってね、余りにも地方財政に負担を押しつけている結果をどう見るのかという状況になるんですよ。だから、財政課のほうとしては、こういう交付税措置の関係を見たときにね、交付税の中で早言えば太宰府市が保育行政が大体どのくらいぐらい交付税の中の割合を示しているのかというのは出されたことありますか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 保育所全体の費用ということですかね。

それはちょっと詳細に計算しないとわからない状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、今そこにあるように、余りにもですね、国に対して保育行政に冷たいんじゃないかと。

この事務報告書の33ページ出していただきたいと思うんですよ。下のほうにですね、保育所に対する国庫負担というのが公立0ですよ。さっき2億円何ぼって言ったでしょ。民間の場合についてはどうかというと、私立は1億6,114万6,000円出して、県が8,000万円出しているという状況、ここで数字上出てくるんですね。逆に、今度は下のほうに公立の職員給与額2億2,804万3,284円、私立はわかりませんが、それ以外に市は独自に私立保育所関係費を出しております、ここで。合計、2つの保育所で2億8,139万1,000円で、あとの8カ所ですか、これが6億5,700万円と。こういう出てきたときに、太宰府市の2億8,300万円について交付税措置がなされているということであれば、交付税の基準が私立も公立保育所も社会福祉の中で単価は1万4,800円で8億1,775万円という、ここへあなた方が出した資料があるんですよ。余りにもその部分は負担増になっていることについて国にはどう対応を迫っていくのか。保育行政をやればやるほど、地方財政を圧迫するというようなり方になるわけですけど、国は少子化対策だとか子育て支援だとかいろいろ言っている逆な面がここに出てきとんですよ。だから、保育行政のこの2億円の部分について、私これを見ておましてね、全く公立は国庫負担やら県負担がないと。33ページに載っとるでしょう。それじゃあ、交付税の中に8億7,000万円入っとるのに、どのくらい交付税、これは全部出したのかどうか、どっからか持ってきて入れたのかどうかというのは私は知りたいというんです。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） これは、3年ぐらい前だったと思いますが、ちょっと時期は覚えとりませんが、今まで全部措置という形で私立も公立も国からの負担金で国庫補助金で入ってきておりました。それを、公立については地方交付税で見ますと今説明があったように、そういうふうなことになりました。私立についても、6億5,000万円ほど入ってきてとりますけども、これも基準の計算の仕方に入ってくるような形になってます。ですから、定数があって、そこに0歳児が何人いるか、あるいは5歳児が何人いるか、もう0歳児のほうに保母さんが余計要りますか

ら単価は高いわけでございますけども、そういう計算をしながら、国は今私立においてもそういう補助金を出しております。公立は、その計算をして地方交付税の需要額に入れて、それから税金等ありますので差し引いていただくという形になりますので、概念的には私立と同じ金額をいただいているだろうと思っております。

ただ、太宰府市の保母さんは非常に高年齢になっておりますので、ほとんど人件費がほぼ8割、9割を占めますので、それと加配といいまして民間の厚生省の基準よりも少し余計目に保母さんを手当てしとります。その関係で、どうしてもその基準よりも上回って、例えば都府楼保育所を委託するときには大体民間で1億円だったのが1億3,000万円ぐらいかかっていたというふうに記憶しとりますけども、その程度ぐらいの上乗せ分は、これはもう税金から出しているんだろうと思います。それで、武藤委員さんがいろいろ計算しても、かなり2園で2億8,000万円もあるじゃないかというのはありますけども、これはそういうふうな計算の仕方から当然一般財源で負担している部分があるだろうというように思います。交付税では恐らく民間と同じ単価の交付税が入ってくるだろうというふうに、これはちょっと私も計算をしとりませんのでわかりませんが、概念はそういう形でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、皆さん、決算審査資料のですね、6ページ、7ページを見ていただいたらですね、それから監査意見書の13ページ。

まず、この監査意見書の13ページの10款地方交付税で本年度29億1,493万1,000円という数字がここに、13ページの一番下にあります。この金額の根拠というのが、資料要求を出したところ、決算審査資料の6ページにですね、平成19年度基準財政需要額がずうっとあるんですが、合計として6億6,543万1,000円という基準財政需要額が出てきとります。それから、その下のほうに平成18年度、平成19年度は見直しが変わったということで91億4,294万6,000円、この差し引きした金額がここに29億円出てきとります。そういう状況の中で、上のほうの段で所得譲与税というところが平成19年度斜線を引いてます。本来ならば、保育費関係として4億3,433万6,000円が前年度までは出てきていたというふうに私ども説明を受けていたんですね。これがなくなりました。そうすると、下のほうの7ページのですね、まず厚生費の生活保護があって、社会福祉の部分がありますが、補正前の人口は6万7,087人だったのが、補正後は1万人近く減りまして5万8,902人に、これに1万4,800円を掛けた数字が8億7,175万円という交付税の基準になって、この合計額がはっきり言って地方交付税として最終的には30億547万9,000円という数字になっていると。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 社会福祉費の左側を經常経費といいまして、何もしないときに要る経費です。右側に、じゃあ厚生費の社会福祉費というのがありますね。そこにも8億7,000万円ありますので、違うかな。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 違いますよ。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） これ何か、右側は。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） これは後期高齢者医療の関係とか。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 平成19年度の、こりゃあ。済いません。ちょっと間違えました。そのとおりですね。8億3,300万円が保育所費も入れて算定されてます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、私が言うのはね、余りにも保育所に対する大変なお金が必要なのに、国はこういうものをはっきり言って所得譲与税に措置しますよというのはやめてしまった。しかも、今度は交付税措置しますよというけど、交付税の中でははっきり言って間に合わないという状況、相当な負担があるんだけどね。後でもあれしますが、公債費についてもそうですけど、国は本当に地方自治体に対してね、言うこととすることが違うでしょと。だから、この基準でいきなさいと言われたときに、太宰府市は財政的に豊かだからといって交付税何年減らされているんですよ。早言えば、自主財源と言われたのが3割だったのが、今逆になって、太宰府ははっきり言って50の40ですから。だから、財政豊かだから、財政、一般財源の税収から保育行政にしても何にしても出さなさいと言われる。交付税団体じゃないけどね。ただし、やっぱり財政厳しいわけですから、こういう交付税の算定措置等見よって、余りにもね、もう少し国、県に対しても、市長会にしても議長会に対してもね、やっぱり保育行政に対する補助金をやっぱり充実させないことには、保育所を見ただけで、市の2つの保育所だけで2億円も要りよると。そら、長く勤めりゃあ給料高くなりますよ。民間もこの主旨だったらやっていけないいな。それ以外の福祉事業というのはいっぱいあるわけですからね。だから、私は本当にこの方式は太宰府市だけかな、ほかのところは何であの交付税で太宰府と2倍ぐらいの、同じ人口規模で差があるのかなと思うときもあるんですけどね。何か特徴点というのはこれに従わざるを得ないのかどうか。財政課としても今泉課長も苦しみよるでしょうけど、ここへは少し扱ってみてですね、やるということもできんのかどうか。何かよその自治体と比べてみて何か間違いがないんじゃないかと。どうですか。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 全くそういうことでございますので、検証はさせていただきたいと思いません。

ただですね、国は財政的に厳しゅうございますので、不交付団体といいまして、今武藤委員さん言われるように、需要額が96億円で、税収がもし96億円あったら不交付税団体になるわけですね。そういう団体に将来は3分の1ぐらい持っていこうというような方針があるんですね。というのは、需要額を少なく少なく単価を見ていこうやというような、先ほど武藤委員さ

んが言われたように、補正前の人口が6万7,087人あるのに、落とされて5万8,902人になったじゃないかっておっしゃってますけども、これを補正を落としていけば90億円あったのが60億円ぐらいに下がるかもわからない。そういうふうにして、大体3分の1ぐらいはもう自立できるような市にしようと、結局は自立は本当はできてないかもわからないですが、ですからそれだけまだまだ行政改革あるいは事務の効率化を進めなければいけないというようなもう方針を打ち出していますので、非常にその辺は苦しいと。それが一番如実にあらわれたのが、3年前に地方交付税いきなりどおんと4億円落とされた影響がやはりずうっと引きずりまして今日まで来ているという状況です。

ですから、まだまだ手綱を緩めるわけにはいかないということで、武藤委員さんが言われるのはなるほどなあというふうに聞いてますけども、これはあとはどうにかすると言われますと、特別地方交付税を少しでも多く何とかかんとか言いながらもらうという以外にないのかなと、ここは数字がきちんと出ますので、それこそごまかしでもしたら国会まで上がって何とかかんとかって言われますので、あとは経費節減あるいは特別交付税のほうで頑張っていきたいなというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、私もいただいてね、ずっと分析しながら、もう国のやり方はむちゃくちゃだと。だから、やはりこれだけ保育所を民間に移譲しなさい、交付税措置しますよとかというけど、毎年どんどんどん補助金だけ削ってくればね、もう本当に一般会計の繰り入れをやらなきゃならないようになる。国はそりゃあ楽かもしれませんが、地方自治体は国に反するような状況を押つけられるわけですから、この数字見てもわかるようにね。やっぱり市長会、議長会挙げて、福岡県も今まで補助金出しとったのも県も出さないようになってしまったと。やっぱりそういう状況の中に復活させていくような方法をとらないとね、地方自治体たまりませんよ。だから、ぜひ今後もやっぱり国に要望していただきたいと。これでやれと言われて、みんなどこも泣きながらやっていると思いますよ。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 152ページの学童保育所、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目乳幼児医療対策費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6目家庭児童対策費、質疑はありませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） いきいき情報センターで……。

○委員長（清水章一委員） 何ページですか。

○委員（不老光幸委員） 155ページです。

○委員長（清水章一委員） 155ページ。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） いきいき情報センターで、要するに保育所に行っていない、家庭で見ている母子の方が多いと思うんですけど、そういう方々に子育て支援はいろいろと施策をやられて充実して、いきいき情報センターでそういうのがよくやられていらっしゃるんですけども、この事業報告書の34ページの一番下ですが、子育て支援事業関係で利用者を書いてあるんですけども、幼児と一緒に連れて行って、幼児を遊ばせて、お母さん方が待機するというか、そういう場所がですね、ないという話が出てきまして。これはですね、あそこ、子育て支援センターの職員さんが入りましたですね、部屋がありますけども、そこが以前はお母さん方がそこで待機したり、そこで下からおにぎりとか弁当を買ってきて食べながら情報交換でも、そういったことをしていた場所だったそうでもあります。あそこに支援センターの職員さんが入って、その場所がないと。向こうの広場のところで食べたりなんかするところもちょっとということ、何とかそういう場所を欲しいということをおっしゃって、昨年ごろですね、当時の子育て支援担当部長さんにこの件をお話ししまして話をしていたんですけども、こういう話が出てますので、何とかお母さん方が待機する場所ですね。この数字のところ、大人というのはほとんどお母さん方の数字だと思うんですね。少し子供さんの数が多いのは、1人で2人連れてきたとか、そういうことがあつてのことだろうと思うんですね。そういうお母さん方のちょっと待機して、あるいはそこで情報交換をしたり、それからお昼、下から弁当とかおにぎりを買ってきて食べる場所が欲しいという意見がありますので、この点を考慮お願いしたいという気があるんですけど、できますか。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） いろんな事業をやる中でですね、確かに今言われているような部分があるのではなかろうかと思いますが、現状としてですね、いきいき情報センターを見ていただいたらわかりだと思えますが、場所確保が難しいのかなということをおっしゃいます。今ちょっとおっしゃったので、そういったこともちょっと今後考えてみたいと思えます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） なかなか難しいとは思いますが、一応そういう希望があるということですので、あそこの中で工夫してですね、何とかご考慮のほどをお願いします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 決算審査資料の8ページ、ちょっと追加漏れがありましてね。

今先ほども言いましたように、大変国の厳しい保育所運営に対する補助金が余りにもカットされる中で保育所運営しているんですが、資料を出していただきましたら、公立の保育所について、五条についてはですね、平成15年から平成19年まで、平成19年、その間幾らか平成20年

の出納閉鎖も終わっておりますが、ここで見る金額では299万円、南保育所は690万円、こういう、太宰府園保育所からありますが、全体的に見て、もう平成16年、平成17年というのはもうはっきり言って卒園した方もおられるんですね。こういう状況の中で全体的には平成17年、平成18年、これで見ましても1,300万円ぐらいあると。それから、学童保育所の関係も見ますと、はっきり言ってもう卒園も、もう中学校になっているんじゃないかと思うんですが、124万円近くありますし、後で出てくる市営住宅についても270万円ありますが、やはり当然公共福祉を利用させていただいているということですよ。だから、こういう財政的なところですから、やはりこの事情を話してですね、やはり徴収率を、大変担当課努力いただいているかわかりませんが、卒園された方もおられるし、どうこれをですね、やはり回収していくかというのを、父母の方にご理解をいただきながら、もう回収方法を見直すべきじゃないかなと。もうお世話になっているときにはね、それなりにありがたいと思っておりますが、卒園してしまった、もう卒業してしまったとなってくると、そこをやっぱりもう一度振り返っていただくというか、その辺、前回はNHKの特集いろいろありましてね、見ておりましたが、実態をやっぱり見ていただくというか、訪問をするとかですね、こういう部分について内部検討していく必要があるんじゃないかなと、市税の滞納も含めてですが、何か方策を。これだけ国が補助金を削っているときに、やはり実態にあって納めるだけの能力のある人がおるならば、やっぱり納めていただくという指導をする必要があるんじゃないかね。納められない中に、もうどうしてももう生活保護基準以下だとか借金だらけだとかというのを見て、もう取れないものは取れないものとして不納欠損するとか、数字をいつまでも載せとく問題もありますし、実態把握を何とかしていただきたいと思うんですが、こういう態勢はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） これは、根幹に関することだと思いますので、私のほうから回答しておきたいと思います。

これは、市長と語るふれあい懇談会の中におきましてもそのような意見、ご質問が数多く出されます。そのときにも申し上げておりますのは、税あるいは料を含めて本市においてはどれだけあるのかと、約8億円ほどあるというなことを回答いたしております。今その未納額、過年分が十二、三%、収納率、これを仮に半分上げる努力、やはり税の公平性あるいは料においてもしかり、やはり今現にそこにおられる方、預けてある方に対していかに説得をし、説明をし、そしてそのことが義務なんだと、その保育料あるいは税にしても担税力といいたいまいしょうか、その力によって課税を、あるいは料金が設定されとるわけですから、その辺のところについては今後とも機構改革も含めた形の中で全体的に考えていきたいと。そして、市民の皆さん方がやはり公平公正に納得されるような状況をつくり上げていかないと、これはだめだというふうに思っておりますので、今ご指摘の面等々については鋭意努力し、どうしたらそのことに近づいて収納率アップ含めて、あるいは市民の理解を得ることができるかというなことで努力していきたいというふうにとります。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 進みます。

156ページ、3項生活保護費、1目生活保護総務費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目扶助費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 施策評価の部分に出とりまして、平成19年度は251世帯ですが、平成20年度は270世帯、今後これだけ生活困窮が多くなってくると、生活保護世帯が増える可能性が予想されるんですが、この辺は平成21年度の予算編成に対してですね、これだけ厳しくなってくると、生活保護が増加するんじゃないかと思いますが、ずっと見ておりまして、年々増加しているんですよ、239世帯から241世帯、251世帯、270世帯と。ある一定、県下の中では2番目に少ない生活保護自治体なんですよ。これが少し平成21年、平成22年あたりには増加傾向にあるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） やはり経済情勢が厳しゅうございまして、今現在の生活保護世帯が276世帯ということちょっと増えとります。それで、その中でもプラス申請中がまが6件ございまして、280世帯を超えるような状況になってきとります。これは、保護世帯が増えているという理由につきましては、主に病気とか失業が増加の傾向にあるというふうに分けておりまして、今後また増える可能性があると思いますけども、やはりケースワーカーのほうで相談に乗ってですね、なるべく自立できるようなですね、態勢をとっていきたいというふうを考えております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 災害救助費に入ります。

4項1目災害救助費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4款に入ります。衛生費です。

1項保健衛生費、1目について質疑はありますか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 食生活改善推進協議会かな。

○委員長（清水章一委員） ページ数を言って、ページ数を。

○委員（安部 陽委員） 161ページです。

これは、各行政区から二、三人ずつ出た組織だろうと思うんですけど、各行政区で公民館あたりでそういう食の問題だとかそういうのが、講習会的な、国におろしてあるのかどうか、そ

れが1つ。

それから、先ほども問題になっております、三笠フーズによりましてやっぱり今米の問題あるいはウナギの問題がいろいろ、食に対するそういう不正な問題が多いわけですね。ほんで、やっぱりこういうものを通してきちっと市民の周知徹底するべきと思うんですね。太宰府には、まだそういう米で給食やらは入ってなかつたと思いますが、その点までちょっと含めてわかればお願いします。

○委員長（清水章一委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） まず、組織の関係ですけど、各行政区には2人とかそういうふうな形でいらっしゃるわけじゃありませんで、もともと全国的な組織ということでもありますんで、その太宰府市の中でやはり組織をされているということで、もちろん養成というのは毎年やっておりまして、十数人新たな食生活の推進員が誕生しております。もちろんそれをやはり地域に返すと、学んだことを地域に返すというのは非常に重要な課題でありますから、それは行政区にも毎月ぐらいですね、やはり行政区的に見ますと平成19年度は15回にはなりますけれど、そういう形で返していると、教室とか開いたりして参加していただいているということです。

それから、食そのものに対する食料の関係につきましては、私どものほうでは教育のほうでしか担当しておりませんので、そこについてはちょっとご回答が困難かと思えます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 給食のほうはいいんですか。

安部陽委員。

何、いいの。どっち。

○委員（安部 陽委員） 給食のほうはわかりませんよね。

○委員長（清水章一委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 申しわけありません。給食というのは、今うちのほうでやっておりますのは保育所の給食の関係の献立でございますので、一般的なですね、献立というのはちょっと私のほうで担当しておりません関係で。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 後で報告でいいです。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 163ページですね、筑紫地区小児救急医療支援事業補助金のところですけども、これ筑紫地区のたしか夜間、深夜11時までの対応でされていたと思うんですけども、今小児科医の不足ということが言われてますけども、担当してもらっている医療機関の中で小児科医の不足の問題とかは起こってなくて、今後もきちんとこれは継続していただけるのかという、今現在の状況どうなっているか教えていただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 直接的にこの救急医療に対しまして不足しているとか、そういうことは伺っておりません。今までどおり、徳洲会、福大筑紫という形で医療をしていただいているところでございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。
162ページ、2目予防費、3目母子保健費について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目老人保健費、168ページまで、質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目精神保健費、6目環境衛生費について質疑はありませんか。
武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） アルミが89.9 tという状況でずうっと回収されているようですが、これに対して以前も質問があったようですが、事務報告書に載っておりますが、このアルミの回収率の低下をどうするかというのが1つありますね。

それから、施策評価を見ておまして一番大きな問題はですね、最終処分場の部分、努力をいただいとって、あと残りが42%というふうになっとんですね。この最終処分場がですね、これなくなると大変な状況で、最終処分場をつくるというのは大変な状況になるんですが、この最終処分場の延命策をどうとっていくのかと、地域に延長をお願いした経過もありますが、現在のところですね、平成16年では大体50%ぐらいありましたが、その後、8%ばかり減っております。だから、最終処分場にどれだけ捨てないで済むのかどうか、延命策を、どれだけ選別するという問題があります。ここの事務報告書を見ますと、アルミ、鉄、カレット、新聞、この部分の中でどうしてもここに捨てているというのはカレットだけだというふうに思うんですが、これであと何年ぐらいの延命策があるのかどうか。この辺を報告いただきたいのと、有価物についてはどのくらい減少しているのか。この辺を報告いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） まず、ごみの排出量でございますけれども、不燃ごみが平成17年度1,424.43 tでございます。平成18年度は1,415.47 t、不燃ごみで全体でやっぱりわずかに減っております。この中でも確かに有価物のアルミ、鉄は減っております。きちっとした形で市の回収業者が回収をして適正処理をするというのは基本でございまして、マンションとかの不燃物置き場についてはきちっと管理をしていただくということで、いわゆる周辺の散乱が起りましたときを含めまして適正な集積所の管理をお願いしております。

なお、最終処分場の関係ですけれども、延命策といたしましてはやはり一にも二にも残渣量、つまり埋め立てる割合を精度を上げて選別をし、その残渣を減らすということに尽きますけれども、この残渣量につきましては現在28%ぐらいの状況でございます。それを25%を切る

ぐらいの目標で業務に当たっていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、あと何年ぐらいもつのかということでございますけれども、確かに現在、平成19年度の末で埋立率が56.76%という数字になってきとります。現在、出ております残渣及び覆土に使います分、その平均的な状況を見ますと、あと、これはもう机上の計算ではございませぬけれども、少なくとも20年、場合によっては25年以上もつものというふうに推計をしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 25年って、その間についてはああいう協定に基づいて地域に補償金を出していつているわけですよ。その延命策を考えるために、あれだけ整理組合だとか、そういう補償を出しているという、覚書があるわけですから、それを理解していただいたんですが。こちらで見ると、早言えば白のカレットの場合は、白は利用率が高いんですよ、カレットの部分。それから、どうしてもその茶色のカレットも再利用できないのかどうか。その他として46.71tをしているんですが、この資源化の問題でどうしても埋立率をどれだけ下げると、ここの中では埋め立てははっきり言って403.84㎡、覆土が97.96㎡、合計501㎡埋め立てたというふうになつておるんですよ。だから、これをどれだけ減らすのかと、一度この最終処分場をつくろうと思えば、もうそれこそ何十億円というお金が要りますのでね。だから、この辺で延命策を今の段階で、机の上で20年から25年というけど、この覆土や残渣をどう減らすか、再利用できるかということをやっぴりもう一度見直さないといけないなという問題と、こういう歳入として鉄とかアルミというのは今大変価値が出てきております。段ボールも新聞も、はっきり言って新聞販売店が集めるような状況ですから。だから、古紙の有効利用についても有価物の有効利用、それからカレット、それから今のペットボトルの問題についても、どれだけこの唯一この太宰府市の最終処分場を延命策をとるかというのをやっぴり努力もしていただきたいなと。

それから、以前はこの有価物が相当な収入になっていたのが、やはりこれだけ市内燃えないごみとかアルミの部分というのは、私1日に3人から4人ぐらい見ますよ、毎日回ってます、自転車、前、後ろですね。1日2,000円から3,000円になるそうですけど、それがやっぴり当然市の収入が減っていつているということになるわけですけどね。延命策も将来のことを考えてですね、処分場の有効活用をしていただきたいなという状況です。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませぬか。

環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 今回の最終処分場に入りますものの中で、美化センターで仕分けをしておりますカレット、これにつきましては最終処分場には入っておりませぬ。有価ではございませぬが、業者に引き取っていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（清水章一委員） 170ページに入ります。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 169ページですけどね、散乱ごみ収集委託で168万円あるわけですよ。

どういう場所をこの散乱場所をしてあるのか。こういう168万円も使わんでもいいように、ポイ捨て条例をつくったほうがいいんじゃないか、これは要望しときますけど。ただ、このごみ散乱のところの場所はこういうところをしてあるんですかね。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） どうも失礼しました。

散乱場所が多いのは、所管委員会でも調査をいただきましたけれども、高速道路わきの側道、それから水城の高速道路、3号線、そのわき、それから山合いの北谷、そういったところで、対策として行っておりますのは、今年も不法投棄監視カメラを設置するようにして視覚的に監視を強めているという取り組みを進めることとしております。

なお、申し遅れましたけれども、美化センターの地元協定は平成18年4月からのスタートで15年の現協定というふうになっております。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 171ページの環境衛生諸費なんですけど、草刈り取扱事務委託料というのがあるんですけど、これはいいんですけど、先日課長のほうにもお話ししたと思うんですけど、側溝に草が大量に生えてまして、昔はクリーンデーとかできれいに自分たちでやっていたんですけど、そこの高齢化率が高くなってですね、もう自分たちじゃできないと。ですので、市のほうでどうにかしてもらえないかという、あの件なんですけど、やっていただけますか。側溝で、ちょうど裏手がずっと家です、夏になるとやっぱり蚊が多くなったりして大変らしいんですよ。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 今高齢化ということで、クリーンデーで土砂上げできないということで結構要望が強くなってますので、予算の範囲内で対応したいと思ってます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

7目公害対策について。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あのです、74万4,000円という、250㎡あたりは2カ所、連歌屋と石坂のお墓の草刈りをしているというのが出ておりまして、それでこの部分のですね、決算書の406ページ、公有財産として太宰府市が持っているお墓の面積が、墓地として9,944.19㎡というのが下のほうから5行目に出ております。決算審査資料で全くその収入はないということですが、お墓は、しかもお墓が、間違ったら申しわけございませんが、この通古賀の部分につい

てはですね、お墓の分譲がなされているんですよ。早言えば、お墓募集とかと言ってですね。だから、ここがこの公有地のお墓なのかどうか。だから、これだけ9,944㎡というのは財産ときちっと合うんですが、当然お墓があれば、お墓の管理料をいただくとかですね。私のところもお墓2つありますけど、必ず管理料を払えと言ってきます。納骨堂も2つありますけど、そこからも管理料を払えって言ってきます。だから、私納骨2つにお墓2つ持ってはかかるとしりますが、これだけの部分があって、しかもお墓がある中で、だれがどういうふうに埋葬しているのか、だれの所有なのかというのはですね、このお墓というのは法律上崩すことができません。管理料が払ってなくても改葬するときには新聞広告を出してしなきゃいかんと厳しい部分があります。納骨堂は、管理料5年間払わなかったら、早言えば撤去されて一カ所にまとめられる部分があります。

まず、このお墓についてこれだけの74万4,000円も出している状況の中で、いきさつから見て昔の行政区のお墓だったのが市のほうに、転売されたらいかんからといって、寄附されたような経過もあると思うんですが、再度市が管理するならば管理料をもらうとか、それからもう少し整備して、福岡市がお墓を募集したところ物すごい競争率だったと新聞に載ったような経過があると思うんですが、この中で一番大きなのが連歌屋の1,529坪あります。その次がですね、石坂が498坪、三条が325坪、内山が452坪ありますが、ある一定整備もして分譲して、永代供養とか管理料入らないならば、市の公有財産であるならば、整理をして墓地の売り出しをして、そこで早言えば収入を得る方法もあるんですが、いろいろやっぱり考えなきゃいかんと思うんですが、この辺はいかがですか。今私の考え方、全く、公有財産でありながら、費用も入らないわ、お墓はあるわ、分譲はされるところもある、立てかえているところもあると。

○委員長（清水章一委員） 3時半まで休憩いたします。

休憩 午後3時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時29分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 先ほど学校給食の件にお答えをさせていただきたいと思います。

学校給食米につきましては、太宰府市のほうは学校給食会を通じまして購入をいたしております。その学校給食会の行った調査につきましては、今世間を騒がせている事故米等についての使用はなく、福岡県の自主流通米の新米を利用しているということでございます。

その一方で、また米を原料としている加工米についての検査も行ってございまして、これにつきましても一切使用してないということの文書をいただいているところでございます。

あわせて、中学校のランチサービスの米飯についても、これにつきましても確認をいたしております。熊本県のJAを通じて購入しているということで、事故米等についての疑い

は一切ないということの報告をいただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 市有墓地の管理の件でございますけれども、現在草刈りをしております部分につきましては、墓地が法面の急峻のところが多うございますので、この石坂と連歌屋の全部の部分をするのではなくて、その主な部分で付近に迷惑のかかっている部分をしておりまして、実際墓地周辺とかは利用者の方が草刈り等をされているのが実情でございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 墓地の関連ですけど、決算審査資料60ページに所在地ずっと書いてありますけれども、この件につきましては例えばその中にお骨が入っている墓だけでも買いたいのか、あるいは墓地ですとね、納骨堂にずっと集約していった空墓地というのがあると思うんですけど、それは除外してあるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） ここに上げております内山と青葉台は納骨堂の敷地になっております。あとが墓地でございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） その空墓地じゃなくて、みんな入っている墓地で、空墓地はこれの中には除いてあるわけ。それとも、空墓地も全部墓地の分は載せている、全部網羅しているかどうかというのを聞きたいですけど。これだけ、墓地というのはこれだけ。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） この公有財産に上げております墓地につきましては、全く埋葬者がないという状況ではないと、つまり入っておると把握しております。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） ということは、入っていない墓地はもう除外しているというわけですか。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） はい。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 濟いませぬ。入っていない墓地を、その放置してあっているのは何カ所かあると思うんですけど、これの管理はどうするんですかね。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 墓地でもですね、当然市内には個人所有の墓地もございます。そういうところについてですね、入っていない状態になっているのかどうか。その辺わかりませんが、墓地台帳の中では、改葬があつて、ほかへ移れば、当然その部分は抹消しておると、こういう状況です。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） はい、わかりました。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、課長、この中で納骨堂が2つあるって、どことどこ。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 内山と青葉台です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） じゃあ、それじゃあなぜこの決算書の404ページに納骨堂として土地を建物を計上しなきゃいけないのに、私が出した資料要求に内山と青葉台は納骨堂として上げたのかというのが出てくるんですよ。ここには載ってないですよ。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） この2つの土地にあります納骨堂につきましては、市の管理している納骨堂ではございません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、土地は市の土地で、納骨堂の建物は別なものということになるわけですか。そうすると、使用料も墓所というか、納骨堂だけはもらえないという問題があるけど、それはわかりました。

それと同時に、言うように、内山は452坪、青葉台は95坪、平米数を坪数に直すとですね、ある一定ぴしっと、今、不老委員も言いましたように、整備もしてみてね、全くその建てかえるときには太宰府市に申請が必要なのかどうか。埋葬するときには埋葬許可書というのは必ず要るわけですけど、その埋葬された方が、この記録をずうっとさかのぼって、この三条から連歌屋までですね、だれが埋葬されてだれが継承されているのか。当然その普通の霊園と違って、もうわけのわからんようになっていくのかどうか。ある一定整備もしながらぴしっとした墓所としてですね、新たに分譲ができるのかどうか。だれでもがそこに、もう限られた人だけで管理をされているのかというのは一遍ぴしっとした整備をする必要があると思うんですよ。市の土地であって、そこにお墓を建てたいという申し入れがあれば、それは永代供養料をもらったりしてですね、収入に結びつくような方向も考えないことには固定資産税も入らない。しかし、今回答えた中では、のり面だとかその周辺に邪魔になるところだけは草刈っているけど、お墓のあるところはその墓の所有者が草むしりをしている、管理をしているというふうに受けとめたんですから。それじゃあ、その中で市の土地であれば市が自由に活用できる方法も考えて、永代供養も管理料ももらうような方向は見直してみるといいんじゃないかなと思うんですけどね。ただ、財産上にこういう状況で上がるとだけじゃあもったいないですよと私は言っとるんです。だから、一度現場を見た上でね、何か効率的なものが考えられるかどうか。今買うとですね、大体坪100万円はします。公立の場合はそんなに高くはないですけどね。福岡霊園、メモリアルパークは大体坪大体200万円ぐらいします。だから、そういうやはり公有地であるならば活用もちょっと検討いただきたいと思うんですが、一度実態をどん

な状況か見ていただくというのも、それから所有権の関係でそこを整備することが可能かどうかもちよっと検討してみてくださいませんか。

以上です。

- 委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） では、7目の公害対策費について質疑はありせんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 8目について質疑はありせんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 2項清掃費に入ります。  
1目清掃総務費について質疑はありせんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 2目塵芥処理費について質疑はありせんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 3目し尿処理費について質疑はありせんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 178ページに行きます。  
3項上水道費、1目について質疑はありせんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 5款労働費に行きます。  
1項労働諸費、1目について質疑はありせんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 6款に入ります。農林水産業費に行きます。  
1項農業費、1目について質疑はありせんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 2目、3目について質疑はありせんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 4目、5目、質疑はありせんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 184ページ、2項林業費に入ります。  
1目林業振興費、2目林業管理費、3目、4目について質疑はありせんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（清水章一委員） 186ページ、7款商工費に入ります。  
1項商工費、1目、2目について質疑はありせんか。  
渡邊委員。



○委員（渡邊美穂委員） ページは188ページのですね、商工会の補助金のほうになるんですけども、これ平成20年度の施策評価の66ページなんですけど、これ商工業の振興ということですね、成果指標について商業サービスの売り上げとか商業サービス就業者数なんかをこの成果表に掲げられているんですがね。これが、未統計であつたりとか統計数値がないということで、結局この成果が全然見えないわけですよ。これ毎年これで成果指標を上げてても、結果的にこれ統計が出てないんだつたら、その成果指標に上げている意味がないわけですし、商工会に実際これ補助金出されているわけなんですけど、この成果指標を出すためには、これ商工会の協力を得て、これ統計出さないと、実際に意味がないと思うんですけども、これはずっとこのまんま、この成果指標を上げられないまんまやっついていられるんですか。それとも、何らかの対策は考えておられるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 事業所統計というのが5年に1度というようなこともございまして、平成18年度次にやったものが最新の分でございます。

私のほうも、この指標につきましてマネジメントシートにつきましては、ちょっと反省しているところがございまして、事業所数とかというようなことというのはちょっと数値的に把握がまだ足りないという今回の反省もありまして、今の事業所、商工会と連携をとりますけども、そういった分で事業所の売り上げとかいろいろな分につきましてはもうちょっと事業所の全体の分から、事業所数から売上数、そういったものについてもうちょっと精密な数字を出せるものというようなところから絞り込んでいきたいと、そしてこの指標のマネジメントシートの中身をちょっと見直していきたいというふうに今反省しるところです。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

大田委員。

○委員（大田勝義委員） 委員長、1個戻らせてください。

緑地購入費、186ページです。

この緑地購入事業につきましてはですね、これは大佐野の緑地と思いますが、予算ではこれは5,000万円上がっているんですよ。それで、この不動産鑑定料というのが44万9,400円上がってますが、これは毎年不動産鑑定を行われるのかということと、それと購入されている方は今何名いらっしゃるのかということを知りたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 緑地購入に関します不動産鑑定につきましては、4年間購入を凍結しておりましたものですから、平成19年度から再開したということで今回鑑定をしたということですので、当面の間はこのまま今鑑定していただいたものを利用していきたいというふうに思っております。

それから、平成19年度の購入につきましては、16名の方から分けていただいたといいますが、購入をいたしたということでございます。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） この5,000万円という金額はですね、多分大佐野の方はこの5,000万円という金額については大佐野の分だろうという感覚で持っていると思うんですけども、ところですね、やはり大佐野の方以外の方もいらっしゃるわけですね、ですね。大佐野の方以外の方、要するに地元以外の方ですよ。だから、こういうふうな方が例えば入ってこられると、要するに5,000万円の中から、その分だけのけるような形になるでしょう、これしか予算がないというなら。だから、幾らか上積みができるのかどうかということです。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 今のところ5,000万円ということで年間の予算を考えておまして、所有者の方と組織をつくってあります。そちらのほうと事前にいろいろ協議をして購入していくわけですけども、年間の予算のうちに市外者の方も当然何名もおられますので、市外者の方の購入については1割程度と、それから大佐野の方をというようなことを協議しながらですね、購入を進めているということで、枠は5,000万円というふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） はい、済んません。

そうすると、部外者の方については1割の中でのという考え方ですか。枠決まっているんですか。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） はい。5,000万円のうちの1割程度ということで、1割からちょっと若干出るかもわかりませんが。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） それは地元とお話しされて、それで了解いただいている。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） はい、そういうことです。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） はい、わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 188ページ、3目消費者行政費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目観光費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目でしょう、188ページ。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 191ページまでよろしいですね、191ページ。

- 委員長（清水章一委員） いいですよ、はい。
- 委員（原田久美子委員） この自然歩道維持管理委託料なんですけども、これは市民の森の維持管理費とは別の分でしょうか。
- 委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。
- 観光・産業課長（山田純裕） それは別でございます。
- 委員長（清水章一委員） 原田委員。
- 委員（原田久美子委員） じゃあ、どの分になりますでしょうか。
- 委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。
- 観光・産業課長（山田純裕） この九州自然歩道維持管理につきましては、宝満山コース、それから四王寺、坂本コースということでコースがございますが、そちらのほうの管理をするということで、市民の森とは、はい、もうちょっと奥のほうになります。
- 委員長（清水章一委員） 原田委員。
- 委員（原田久美子委員） ここは秋の森と春の森の遊歩道についても、これから委託されているということよろしいでしょうか。市民の森と秋の森の行く中道のほうはこの委託料から支払われる。
- 委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。
- 観光・産業課長（山田純裕） 事務報告書の110ページに九州自然歩道の分は一番上のほうに掲載しております。これと、今度は市民の森につきましては、ここに市民の森維持管理委託料というのがございまして、決算書の185ページでございまして、決算書の185ページに市民の森維持管理費ということで市民の森維持管理委託料というのがございます。
- 委員長（清水章一委員） 原田委員。
- 委員（原田久美子委員） それはわかりましたので、自然歩道維持管理委託料というのは秋の森、春の森の遊歩道についても、それは2つの遊歩道についてはこの管理委託料から支払われるんですかということを知っています。
- 委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。
- 観光・産業課長（山田純裕） 九州自然歩道というのは、ちょっと資料持ち合わせてませんが、ずっと山、上のほうにずっと行ったところですから、市民の森のこちらのほうというのは別です。
- 委員長（清水章一委員） 原田委員。
- 委員（原田久美子委員） 去年も私お話に行ったと思いますけれども、市民の森のキャンプ場からの線のほうはちゃんとシルバー人材センターのほうから芝刈りを、草刈りをされておりましたけれども、そこから上がって春の森から秋の森のほうに行く道の歩道がされていないということで、私が観光・産業課のほうに私お願いに行ったときが去年あったと思いますけど、その分も委託のほうに入れてくれということで私はお願いしに行ったと思いますけれども、その分がどうなっているかということを知りたいんですけど。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 市民の森の草刈りは2回ほどやりますけども、かなり広範囲で、しかも道もいろいろあって、そこの隅々まで、この前、私現場に議員さんおっしゃったところに行きましたけども、大概自分たちが散歩するときに通る道というのは刈ってあったというふうに思ってます。ですから、抜け道じゃないけど近道とかそういう分については、確かに通りにくいところはございました。それで、そこまでの幅広くの分というのは今この市民の森の分には入っておりません。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） 私は、案内板があっところでしたので、その分が市民の方かが朝散歩コースに入られているところが6月ごろになると梅雨時期になりますので、一たん入っていったら出ていくまでもう足がびしょぬれになったということで、私はお願いしたと思いますので、その自然歩道維持管理委託料というのはそういうような秋の森も春の森も案内板が設置してある分についてはそこの管理料のほうから管理をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 先日ですね、宝満山に、頂上にバイオトイレか、そういったものが2施設がね、2,000万円かけて建築したということですけど、今シャクナゲ会とかそういったところから何回も行政のほうに便所をつくってくれと陳情が出されておるわけですけど、途中でね、ちり紙なんか、もうね、真っ白になるところがあるそうですよ、臭いって。だから、それは行政のほうでやっぱりそういうバイオトイレとかですよ、ちょっと高いけどね、そういったものを設置するわけにいかんのですかね、これ。それは要望として、ちょっと回答はよろしいでしょう。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） その次の、同じページの191ページの駐車場警備委託料なんですけれども、この分はどの部分になるのか。駐車場の場所を教えてくださいたいと思えます。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） この駐車場警備委託料につきましては、正月、年末年始の警備でございまして、太宰府小学校、水城小学校、それから市役所、通古賀区画整理地に臨時駐車場を設けている分の警備でございます。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） 都府楼跡というのは政庁跡の横にある分ということですかね。違うんですかね。

花見の時期になりますと、そこの政庁跡の左側の分に警備の方が立っておられます。その分についての、その方についての警備の委託料というのはどこから支払ってあるんでしょうか。ちょっとわかりませんので、私は聞いているんです。それをちょっとお聞きして……。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 3月、4月の花見時期にですね、警備をしていただいておりますが、それは財団法人古都保存協会のほうに委託費として委託料を払いまして、古都保存協会から警備委託という形で業務を執行しております。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） はい、ありがとうございました。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済いません、189ページですね、13節の委託料のところの不用額が523万5,000円ほど出てますけども、この委託料がこれだけ、結構大きい金額だと思うんですけども、これは今原田委員のほうからも質問があったその警備等の委託料が少なくて済んだのか、それともいろいろ観光の関係でプロモーションとかいろいろ取り組まれているようですが、そういった観光の事業の中での委託料の不用額が発生したのか、その原因というのはどちらが大きいんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 年末から年始にかけてライトアップ事業をやっておりましたが、大みそか過ぎますと、ライトアップの効果といいますか、見えるお客さんが少ないというようなことから廃止しております。年内だけに借りましたものですから、そういった分だけというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済いません。今そのライトアップの関係、言われましたけども、毎年そのライトアップ等はやられていた事業だと思うんですけども、あえてこの平成19年度に関してそういう対応をしたということによろしいんでしょうか。それとも、毎年そういうふうにしてきたということなんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 今までは、30日、31日、1日、2日ぐらいまでしておりましたけども、年内ということで、お客さんの数を見ましてもそういったことで年内に限ってということにしまして、今後もその方向でいく予定です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

観光費です、4目です。

4目観光費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次行きます、192ページ。

8款土木費に入ります。

1項土木管理費、1目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2項に入ります、196ページ。

2項道路橋梁費、1目、2目、3目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 防犯対策の推進という形ですね、大変評価はしたいんですが、平成18年度は青少年の補導件数が1,137件がですね、平成19年度は906件になって、平成20年度もずっと少なくなってきていると。この成果というのはどういう状況なのかですね、大変努力いただいたことだと思うんですが、担当部としてはですね。ただ、市民がそういう不安度が、はっきり言って52%を行政側としては最終的には平成21年度は44%まで下げたいという目標を置きされていますが、この辺について報告いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員、今2項の1目、2目、3目ですが、この部分ですか、今の質疑は。

○委員（武藤哲志委員） まちづくり推進事業ですね。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 非常にこの安心・安全のまちづくりについては先々代の警察の署長さんが福岡市のこの担当部長をされてまして、やはり警察だけじゃなくて地域で守らなければいけないということで、第2、第4金曜日の夕方から夜にかけて防犯活動で夜回りをしてあります。それを地域地域に今ずっと広めていく活動をしてしておりますが、そのために実際にこそ泥棒とか空き巣ねらいというのが、回っている地区と回っていない地区では随分違うみたいですよ。件数もかなりそれで減っているみたいですよ。そういう抑止効果があらわれた結果でないかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 199ページと201ページで19節の負担金補助金の関係で、不用額が4,585万円ちょろちょろあるんですけども、これは201ページの県事業地元負担金、これがこの分だと思うんですけども、これはどこの分ですかね。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 199ページの19節の負担金補助及び交付金につきましては、県道負担金が減額になったものでございます。場所としては、筑紫野・太宰府線、観世音寺・二日市線、2路線になります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 筑紫野・太宰府線というのは、この松川ダムから海まで行く間のことですか。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 今言われたのは筑紫野・古賀線でありまして、筑紫野・太宰府線は太宰府のゴルフ場から梅大路交差点に行きます県道でございます。ゆめ畑の前です。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） その前ね。はい。それは、ちょっと用地買収とかそういったもので遅れとるか何か、理由は。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 基本的に筑紫野・太宰府線はまだ測量のみで用地まで入ってませんので、用地に関しましては観世音寺・二日市線の用地買収の事業費が平成19年度はできなかったということで平成20年度以降になるということで減額になってます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） はい、わかりました、どうも。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 199ページの公有財産購入費で迎田7号線じゃないほうの17節のほうです。ね、公有財産道路改良用地購入、これ大体どの辺を用地買収されたんですかね。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 再確認させていただきますが、199ページの。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 17節、611万円。迎田7号線じゃないほう。迎田の7号線も公有財産購入費だけど、その前の17節のほうのこれは。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 御笠川沿いの水城・口無線の農地の買収費用でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。200ページに行きます。

4目交通安全対策費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目、6目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 202ページ、3項河川費、1目河川管理費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 204ページ、4項都市計画費、1目都市計画総務費について質疑はあ

りませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2目公園事業費について質疑はありませんか。

後藤委員。

○委員(後藤邦晴委員) ちょっとお尋ねします。

公園事業費の中で梅林アスレチックスポーツ公園があるんですけど、あそこのまず開閉、閉の問題ですけどね、何時に門を閉めてあるものか。それをまず1つお聞かせいただきたいということ。といいますのは、夏と冬で時間が違うかもわかりませんが、あそこを利用してある方が、7時前だけど、行くと、着いたら薄暗くなっていると、やっぱり山手だからですね、そしてそこにライトがついているんだけど、設置はされているけど全くついてないと。ちょっと怖くて、利用はしたいけど怖くてUターンして帰りよると、何でつけてくれないだろうかと。そして、何かお尋ねすると、いや、尋ねんで調べると、7時までと書いてあるけど、7時までなら利用したいのに暗くて利用できないと、7時って書いてあるんだったら電気ぐらいはつけてほしいと、予算はないのはわかるけど外灯は6基ぐらいあるそうなんです。だから、半分でもつけていただければ助かるんだけどということが1つです。

それと、ちょっと場所が違って、これちょっと私最後まで見らんで申しわけないんですけど、もし間違うとったら勘弁してください。梅ヶ丘に公園ができるようになっていんですけど、あそこの中に建設の足場パイプでフェンスをするような格好で今ついていたと思うんです。あれの後々の処置の仕方といいますか、何か考えてあるのかなあとと思ひまして。あの格好じゃあちょっと見かけも悪いし、いや、もう直しているよとおっしゃればちょっと別なんですけど。

その2点ちょっと教えてほしいなと思います。

○委員長(清水章一委員) 都市計画課長。

○都市計画課長(神原 稔) 梅林アスレチックの閉園の時間ですが、19時と、ちょっと私うろ覚えなんですけど、19時にしとったと思います。これ確認してもう一度ご回答したいと思います。

それから、梅ヶ丘の用地なんですけど、地元とのいろんな話の中で、あの足場パイプといいますか、囲ってりました。今月上旬にですね、地元の方と色々な協議の中で広場として使うということで、周りにフェンスをしてならして、広場のみになりますけど、使用してもらうように、工事、整備の契約は終わらして、近々着手するというような形になっております。

○委員長(清水章一委員) 後藤委員。

○委員(後藤邦晴委員) 今、最初の梅林アスレチックスポーツ公園、閉門の19時は、それは調べていただければわかるんですけど、もし19時で暗ければライトをつけますよということは、その返事だけいただければ。

○委員長(清水章一委員) 都市計画課長。

○都市計画課長(神原 稔) 季節に応じてやりたいと思います。



○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） どこというそのページはないんですけども、1つはですね、公園等に遊具があちこちあると思うんですけども、この遊具の事故というのはちょこちょこ新聞なんかに出るんですけども、市内にある遊具の点検ですね、これは点検の実態はどうなのかというのをひとつお聞きしたいと思う。

それからもう一つは、これもあれですけども、太宰府駅の前の広場、これ皆さん行かれたらわかりますけど、もう石畳が割れとる、でこぼこ、それからコンクリで一部伏せとる、太宰府の顔がですね、観光客にあれじゃあちょっとおかしいじゃないかと思うんですよね。だから、石畳はもうできないんだったらカラー舗装か何かしてですね、石畳はもう参道にずうっとありますから駅前まで必ずしも石畳にこだわる必要はないと思うんですよね。そこら辺をもう少ししっかり検討し直したほうがいいじゃないかな。これは、2番目言うのはちょっと自分の意見ですけども、最初の方ですけど、遊具の点検だけ回答お願いします。

○委員長（清水章一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（神原 稔） 遊具につきましては、専門の業者に年1回全遊具を点検させております。その場で、その場といいますか、その時点で不具合等があれば予算の範囲内で補修等をいたしております。修理がきかないとか、もう古くなってというやつについては、地元区長さんとも話しまして、撤去をも視野に含めたもので対処しております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） ありがとうございます。

○委員長（清水章一委員） 後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） ちょっともう一つ、建設課長お願いしたい。

梅林アスレチックスポーツ公園、この前、市民球技大会のソフトボールの開会式があそこであって、市長も参加されましたけど、あそこの開会式が終わってですね、皆さんからちょっとかなり意見が出たのは、やはりこういう大会があるときぐらいはちょっと芝を刈ってほしいと。ちょっと伸び過ぎてからケダニがかえって出るんじゃないかということの意見がかなり多かったですよ。だから、年に何回刈られるかはわかりませんが、そういうものを目安で刈っていただければありがたいな。今度また10月に体育の日というものがありますけど、恐らくあそこを使われる団体があるんじゃないかなと思うんですけど、やはりそういうところを見込んで芝刈りといいますか、カットしていただければありがたいなと思います。これちょっと意見がいろいろ出ていたもんですからですね、ぜひ言ってほしいという意見が出てましたので、報告します。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 公園維持管理なんですけど、これは管理ということで芝刈ったり公園が崩

れたり植木の手入れとか、いろいろ消毒なんかあると思いますけど、この管理というのは24時間管理ですかね、ちょっとその辺のところ。

○委員長（清水章一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（神原 稔） 24時間というのは私もちょっとわかりませんが、要は24時間出入りは可能でございます。一部の公園は別ですけど、普通の公園については24時間出入りは可能です。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 吉松の歴史スポーツ公園なんですけど、24時間管理はそりゃあ大変難しいと思いますけど、報告というか、あそこの公園に不審者というか浮浪者というか、あそこのベンチに寝ているんですよね。と、あとは吉松地域に浮浪者があそこの今、池の横にしすいえんという山があるんですけど、その中に出没したりですね。公園に寝ているんですよね、11時、12時ごろ寝ているもんですから。こういう場合の管理はどのようになるんですかね。

○委員長（清水章一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（神原 稔） 24時間出入り可能ですので、ひょっとしたら何人が寝てられる方はいらっしゃるかもしれませんが、基本的にはその公園を使つとると言われれば非常に苦しいところです。現実にはそれはいらっしゃるというのは承知しております。強制的に出ていってこれというのとも言えませんし、トイレを使う、トイレの中で物を捨てたり燃やしたりとか洗濯されたりというのは、もう度を越したやつはもちろん注意しますが、ただ単にベンチに座って寝る程度ではちょっとやっぱりできないというのが現実でございます。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 現実によく私も見かけるもんですから、もしもの変な妙な行動を起こされるという場合もややもすると考えられるもんですから、この場でちょっと申しておきたいのはですね、安全・安心のまちづくりでも見回りをしておられるというならばですね、ぜひそちらのほうも声かけていただいでですね、はっきり言ってもう寝てあるんですよ、怖いわな。はっきり言って女性とか、たまに男性も1人で公園を横切つて帰られる場合もあるし、もし何か起こった場合ありますので。完全に寝てあります。ということで、ぜひ皆さん気をつけておってください。お願いします。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○副委員長（小柳道枝委員） 公園管理について1つ確認とお尋ねなんですけど、公園といいましていろいろ、大きい小さいの、団地の中の小さな公園もあると思うんですよ。基本的にここに計上されております予算2,400万円ですかね、と公園の維持補修費で630万円ぐらいあるんですけど、年間にこの太宰府市内のこれだけの公園をですね、どこまで管理して、例えば団地の中の今時分いろんな消毒があつたりとか草が生えたりとか、地域によっては高齢化迎えた、もう本当に手が出ませんよと、どうにかしてくださいという、さっき質問もありましたけども、そういうところの基本的な考えをお聞かせ願えませんでしょうか。どういう公園をどこまでし

て、団地の中、小さな公園をですね、どの辺まで管理していただけるのかお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（神原 稔） 市内にはおっしゃるように、大小含めて120カ所を超える公園がございます。ここに計上しとります予算でやっているのは、地元ではできないものです。例えば、草取り、広場といいますか、危険がないような草取り等、それから清掃ですね、地元の区にお願いしとります。それ以外には高木、木の剪定、それから消毒、先ほど言いました遊具の関係等がこの予算でやっとするわけですが、現実には言いまして、とてもこれで足るもんでございます。本当申しわけないんですけど、緊急、やむを得ない、それから危険というなことを優先してやっとするのが実情でございます。

今後ですけど、団地の中の小さな公園といいますか、開発当時の機に帰属していただいた公園もでございます。もう団地が三十数年たってそのときの施設等が今にもうすぐわないというのを現実にございます。それから、高齢化してもう草取りもできんというのもございます。根本的にやっぱりじゃあどうするというのを今後考えていかなければならないと思います。公園は公園でもしものときの空き地といいますか、公共の空地にもなりますし、その公園は公園で必要なんですけど、その中の樹木等、それから遊具等、施設等の三十数年たったのをじゃあどうするかというのを今後検討していきながら整理していきながら、地元でやってもらえる分は地元でやってほしいと思いますし、ある程度区別といいますか、分別して管理をしていかなければならないなと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○副委員長（小柳道枝委員） 今お返事いただきましたけれども、社会情勢がこのようになつてきますので、どうぞ地域で安全・安心なまちづくりの中にも含まれると思いますので、どうぞ地域住民の方々の声をですね、聞いていただいて、前向きに住みやすい公園づくりとかまちづくりに寄与していただけるようお願いしておきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済いません。今、副委員長のほうからも言われたことに関連するかもしれませんが、実際にその公園の消毒とかの部分でですね。砂場の中に野良猫等がふんをして、もう砂場で子供が遊べないということが実際に私の住んでる団地の公園も今砂場、遊べない状態になってます。当然、野良猫の対策もしないといけませんけども、実際その砂場のその砂の入れかえとかそういったことになってくるとですね、とてもこれは地元ではできないような状況になっていると思うんですけども、そういったところ等への対策というか、そういったことは考えておられるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（神原 稔） 公園の砂場についても、既に第1回目といいますか、今年度入れか

えといいますか、補充等を行っております。これ終わりましたら、公園名を教えてください、また調査いたしましてやりたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） さっきのに関連すんですけど、公園じゃないけど、その太宰府線の高架下にホームレスさんがお休みになつとる、だからこれをやはり。これは、どうしてかという、やっぱり子供たちの教育上余り好ましくない。だから、もう少しね、これ女性の方もいかなんでしょう。これは、警察に言って配慮できるもんなら、そういう配慮をしてもらいたいという地域のそういう要望がありますので、ひとつできましたら警察と協議の上、よろしくお願ひします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次、進みます。

208ページ、3目土地利用費、4目について質疑はありませんか。

4目です。4目までいいです。4目、5目、6目。

どうぞ、武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一般質問もしましたが、その区画整理事業積立金としてここにですね、1億3,113万3,851円、その基金も平成20年度にありまして、出していただいた中で、この佐野土地区画整理事業の促進のために、市長の答弁で多くの市債を発行したため、償還期の財源の見込んでおると。そうすると、この事務報告書の中でですね、もう私も携わってきたわけですが、この公債残高を見ておりまして、佐野区画整理に100億円近くも財源を投入してきたわけですが、この一般単独事業のうちですね、どれがその区画整理に主に投入した財源なのか。単独事業として69億4,800万円近くあります。

ページ数言いましょうか、62ページです。あなた方頭の中入つとるとして私は言っているんですが。

だから、私としては、市長に言ったように、大変な将来にわたってはあれだけの公費を借金もして区画整理20年近くやってきまして、その間に榮泉不動産に土地売買をお願いして、その都度固定得資産税の納入を増額を図ってきたわけですが、せつかくのこの目的がですね、佐野土地区画整理事業も清算業務に入っております、だから最終的にもう基金としても余り見込めないと思うんですよ。建設課長、ちょっと関連しますが、大変努力をしていただいて、土地も売っていただいてですね、清算も終わって、まだ入ってくる金額は幾らかあるんですか。ちょっとその答弁いただく前ですが。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 私が答え……。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あなたが区画整理に一番携わつとったからようわかるんじゃないかね。

- 委員長（清水章一委員） 答えられる人。  
建設課長。
- 建設課長（大内田 博） 確認しますけど、保留地ということですか。
- 委員長（清水章一委員） 武藤委員。
- 委員（武藤哲志委員） 保留地も含めて精算とですね、交付がもう大体発送したでしょ。だから、もう入ってくるお金ないと思うんですけど、あなたが長年携わったから。
- 委員長（清水章一委員） 建設課長。
- 建設課長（大内田 博） 私の記憶の中で、間違っていましたら申しわけありませんけど、保留地につきましては1区画残ってまして、それは管財課のほうに今引き継いでます。それについても今協議中でございます。売買の協議中に入ってます。  
清算金については、たしか7,000万円ぐらいの金額だったと思います。その7,000万円のうち5,000万円、市に入ってきて、あと2,000万円ぐらいは個人の方に交付ということになっていると思います。
- 委員長（清水章一委員） 武藤委員。
- 委員（武藤哲志委員） だから、交付、当然返さなきゃいけない金額があって、残ってくる金額で、だからもう今後入ってくることはもうないですよ、ある一定の。
- 委員長（清水章一委員） 建設課長。
- 建設課長（大内田 博） もう望みがないと思います。
- 委員長（清水章一委員） 武藤委員。
- 委員（武藤哲志委員） じゃあ、そういう状況の中で、今の基金について最終的に私は固定資産税の増額に基づいてやるべきたと言うんですが、市長の一般質問の関係では単独事業に69億円、そのうち地域、総合から旧地域がありますが、最終的にはこの中で地域活性化債だったのか、それとも一番上の一般公共事業の財源対策債でやったのか、ちょっと私のほうも前の記録を見てみないとわからないんですが。
- 委員長（清水章一委員） 経営企画課長。
- 経営企画課長（今泉憲治） 区画整理事業はたしか一般公共事業のほうに分類されていたと思います。その内書きはそのうちの一部ですから、内書きじゃない部分が区画整理事業のほうになると思います。
- 委員長（清水章一委員） 武藤委員。
- 委員（武藤哲志委員） そうすると、76億4,000万円が区画整理にかかわる一般事業としての借金を受けたということになるんですか。76億円ですか。  
（「7億円」と呼ぶ者あり）
- 委員（武藤哲志委員） 7億6,400万円か。もともと100億円ぐらい使っているんですよ。
- 委員長（清水章一委員） 経営企画課長。
- 経営企画課長（今泉憲治） 随分以前はたしか一般公共事業債で借りていたと思いますけれど

も、制度が変わって違うのが入っているかもしれませんので、それをちょっと調べさせていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） もう調べんでもいいですよ、もう。大体ここに出とんだから。

ただ、そのもうはっきり言ってここの基金が今平成20年度にまたがって、ここの平成19年度と平成20年度では違いがあるけど。だから、将来はもう固定資産税で対応できるんじゃないかなと、毎年あの地域だけで区画整理用地内で、1億円入ってくるかどうかわかりませんがね、固定資産税の増税が見込まれると、あれだけ商業化してますしね。だから、ここでは私のほうで資料要求したことに対して償還財源に充てたいというのを変更する可能性があるかどうかということです、この財源積み立てをですね。これについて考え方を改めてお聞きしたいということです。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） さきの一般質問で市長がお答えしましたように、もうこの事業は終了いたしております。それで、清算金があと少し残って5,000万円ほど入るといことと、用地が一部残っております。それが最大の収入になります。これは、もう事業が終わりました関係で、我々はもう一般の財源というふうにとらえております。事業があれば、その事業に充てる資金ということですが、ですからこれを償還金に充てる、あるいは一般財源のほかの部分に充てる、それはそのときの財政の支出の優先順位によって充てたいと思います。しかし、先ほど言われますように、約100億円近くまでなかったと思いますが、借金が残っておりますので、その財源にも充てていかなければいけない、そうしないと一般の市民からの税から充てるということになりますので、そういうことを勘案しながら今後有効に使っていきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それでは、その区画整理の問題終わらして、5目の質疑を受けていただきたいんですけど。

○委員長（清水章一委員） はい、いいですよ。どうぞ。4目、5目、6目、結構です。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） これ見とりましてね、下水道事業会計に負担金として7,907万7,000円と下水道事業会計補助金に6億1,775万1,000円、下水道会計から一般会計に出しているわけですね。これは、20%というこの交付税の20%を下水道事業にという報告を受けております。この計算方式を決算審査資料で私出していただいた中の6、7ページですね。まずこの土木費の関係で下水道費という形で人口が6万7,087人、これの補正後の数値が498万8,053、こういう補正後の数値が出てくる計算で、これに対して交付税の基準として単位費用が100円ということになってんですよ。498万8,053に対して単位費用が100円ですから、ここで言う基準財政需要額は1,000円単位ですから4億9,880万5,000円と、こういう数字になるんですね。そうすると、今当初予算の中で下水道事業会計だけで6億9,682万8,000円、余りにも交付税措置の20%という

部分を超えて下水道会計に出しているような感じがするんですね。

下水道関係について、この監査意見書の65ページ、ここの7番に一般会計から6億1,775万円繰り入れていただきましたというふうになっとんですね。当然水道に対する補助はありませんが、下水道はこういう形ですね、交付税措置というのが行われます。ところが、余りにも交付税の基準としてはこういう4億9,880万円が繰入で6億1,775万円というのは大きいような感じがするんですが、20%を超えて下水道会計に補助を出しているんじゃないかなと、こういうふうに思っておりまして、当然この減価償却や内部留保で調整できる金額、ここでは2,598万4,928円の下水道の黒字となっておりますが、下水道事業は物すごい健全化です。だから、余りにも交付税基準を含めて出し過ぎているような感じがしますが、私の質問についてのちょっと内容を説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まず、下水道に繰り出す分については繰り出し基準というのがあります。まず1つそれがあるということと、交付税の算定基準というのがありますが、ここに説明しとりますように、基準財政需要額の7割しか交付税がありません。したがって、残りの3割は上乗せして繰り出しをしているということに制度上はなっとります。実際、実際上の金額の繰り出しの数字につきましては、双方の財政状況をベースにしまして協議をいたしております。

それで、交付税の基準が平成18年に大きく変わりました、雨水と汚水の基準があったんですけども、雨水部分が大幅に削減されて、かなり交付税がこの分で圧縮されております。

概要は以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、圧縮されたからという形で一般会計の繰入額が増額になったということですか。やっぱり基準どおりということ。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 基本的には繰り出し基準に基づいて双方協議をして決めております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、私が言っているのはね、早言え、ここに出されている部分で基準財政需要額は4割で、それの上にもまた3割という部分があるんだけど、これがはっきり言って、今言うように6億9,000万円になるのかと私が言っとる。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 関連がございますので、私のほうからお答えします。

平成17年度までは一般会計の繰入金以上に交付税算入額がございました。逆に、下水道事業会計のほう下水道に繰り入れが少ないと、交付税算入のほうが大きゅうございました。

平成18年度に総務省のほうがこの繰り出し基準を大幅に改正いたしました。この改正しまし

た主な理由は、先ほど経営企画課長が申しましたように、実態の部分で雨水の整備が遅れていると、ですから雨水が1割だと、実態はあとは汚水だというところでの汚水に対する補助金が平成18年度で新たに設けられました。それが分流式補助金といいます。太宰府市の場合は、下水道はすべて雨水と汚水を分流しておりますので、分流式補助金として一般会計からの繰り入れの対象になりました。総務省の繰り出し基準をそのとおりに算定いたしましたら、平成19年度でいきますと9億円ちょっと超えます。そのとおりに、総務省の繰り出し基準にのっとって算定いたしましたら、9億円ちょっと超えます。それを一般会計と協議し、6億5,000万円で協議が調いました。あとの上乗せの部分、6億5,000万円の上乗せの部分につきましては、平成16年度に一般会計の財政事情を考慮して借り入れております、毎年2億5,000万円借り入れております資本費平準化債、この分の2分の1、元利償還金の2分の1を一般会計から繰り入れてもらおうと、これは交付税措置がございますので、2分の1について一般会計から繰り入れてもらうというところで協議しております。その結果として、合計額で6億9,682万8,000円となっているものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だからね、早言えば、あなたのとおり言えば、一般会計に対する負担は物すごく重たくなりますよという状況ですよ。だから、具体的に30億円の交付税の中のこの計算方式で見ると、下水道の部分については49億円ですと、この91億円と基準財政の部分で差し引き引いて、交付税は30億円しかないのにね、下水道に6億1,700万円も支出しているというのは、余りにも下水道に対する交付基準が大き過ぎてね、一般財源に対する負担が大きいじゃないかと。あなたのところ、少し負けてもらって、少し安くしてやっ取りますよというけどね、その下水道ばかりが行政じゃないっちゃからね。

それで、やはり計算方式見ると、公共下水道というか、国がどんどん事業をすることについてはお金は使っているけど、ただしその事業のないような、消えていくようなものについてはお金を使いなさんなというのが国の財政の交付税の基準になっとなですよ。だから、もう本当に矛盾点がここに出てきているというのは私も計算しとってわかるんですけどね。だから、水道は逆に補助金ありませんから、下水道はどんどん下水道工事しなさい、5次、6次という形で公共事業の発展につながりますよと言いますけど、回り回ってこれが返ってくるかというところ、そうは毎年返ってきませんからね。だから、矛盾点があるなというふうな、分析しておいて少し来年からは交付税措置がいろいろあってもですね、遠慮して請求してくれませんか。

○委員長（清水章一委員） ほかにはございませんか。

副市長。

○副市長（平島鉄信） せっかくですから、7ページのほうを皆さん開いてあると思うんですが、左側が平成18年ですね、右側が平成19年度ですね。大きく変わったのがですね、今まで個別単位ごとにずっと計算しておりました。消防費、道路橋梁費、都市計画費という形ですね。だけ



ど、今度は、右側見ると、かなり絞られてます。そのかわり、一番下から4行目にですね、包括算定経費というのがあります。これ、人口と面積であるんですが、16億円という大きな数字を見てます。今から先は、もう個別のことは余り考えずに人口と面積で今からもう一括してやるから、あと工夫して、いろんなその中の行政事務を考えてやんなさいと、分権型みたいな形ですね。だんだんこれが大きくなっていくような形になります。ですから、左側と右側見て、非常に少なくなっているじゃないかという見方もあるんですが、基礎部分についてはここにもう入れてますよというのがありますので、平成18年度、平成19年度で比較する場合は若干そういうことを見ながらですね、見ていただかないと、非常に減っているじゃないかという形になりますので、そういう傾向になっていることだけちょっとお知らせしときます。

○委員長（清水章一委員） はい、そういうことです。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

212ページの5目住宅費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 9款に入ります。

消防費、1目消防費について質疑はありますか。

大田委員。

○委員（大田勝義委員） お尋ねしますが、今年の防災の日ですよ、このときに消防議員と総務だけは案内があったんですけども、我々は外されとったんですが、これは全国的に防災の日だから防災に関しては全議員に私は関係があるんじゃないかなと思うんですよ。だから、これに対して案内は出してなかったんだけど、これどんなふうに考えてあるのかなと思って。ちょっとそれをお尋ねしたいんだ。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） この合同総合防災訓練でございますが、筑紫野市と私ども太宰府市で合同でやっておりまして、昨年は筑紫野市のほうで開催をされておりまして、現実的に議員さん関係で呼んでる対象としましては所管の委員会の議員さん、それと消防議会関係の議員、そういった形でのご案内ということにいたしております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 太宰府市もですね、ああいう災害があったでしょう。そして、やっぱり全国的にこの防災の日ということで定められているんですからね、我々一議員としてもこの防災のことについて参加する、ある意味では義務があるんじゃないかなという気がするんですけどね。それはいかがですか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 議員さんとしてのご案内はそういった形で所管の委員会、それから消防議会の議員さんという形のご案内してます。ただ、一方では一般市民のほうにもご参加を呼びかけをしたところがございます。

今後、全議員にというふうなお話でございますので、筑紫野市さんともご協議して、そういった方向で検討いたしたいと思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 212ページの1項消防費、1目、2目について質疑ありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） これ資料要求した救急車両の出動回数、調べていただいたんですけども、太宰府市で日に平均すると大体七、八回、太宰府市内だけで六、七回ぐらいは出動していると。筑紫野市は人口のことも考えると、合計すると1日で恐らく20回前後ぐらいこの救急車両が出動しているような値になるんじゃないかと思うんですね。

問題は、やはり下の1階にもポスター張ってありますけども、タクシーがわりにやはり使ってもらっちゃるというような傾向が、私も視察というか、所管調査で行ったときに、やはり消防署のほうに確認すると、大体2割から3割程度がその救急を要しないというような判断ができる場合があるというようなお話を受けてますので、やはり経費の削減の部分もありますし、また一番大切なのは本当にやはり必要な人が救急車を呼んだときに車両が足りないということがやはり一番あってはならないことなので、ぜひ下に張っているポスターとかをですね、もう少し積極的にいろんなところに張っていただくことと、あと広報にももう少しきちんと載せていただきたいと思います。

私自身も一市民としてやはり救急車を呼んだときに救急を要したときに、来る時間にやはり10分以上時間がかかったという経験がありますので、ぜひこれは周知を徹底していただきたいなと思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 214ページの3目、4目、5目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 本日は、217ページ、9款の1項までとしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、本日の審査を終了します。

次の委員会は、明日午前10時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 本日はこれにて散会いたします。

皆さんお疲れさまでした。

散会 午後4時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程

[平成20年太宰府市議会 決算特別委員会]

平成20年9月17日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

## 2 出席委員は次のとおりである（20名）

|     |            |      |           |
|-----|------------|------|-----------|
| 委員長 | 清水 章 一 議員  | 副委員長 | 小柳 道 枝 議員 |
| 委員  | 原田 久美子 議員  | 委員   | 藤井 雅 之 議員 |
| 〃   | 長谷川 公 成 議員 | 〃    | 渡邊 美 穂 議員 |
| 〃   | 後藤 邦 晴 議員  | 〃    | 力丸 義 行 議員 |
| 〃   | 橋本 健 議員    | 〃    | 中林 宗 樹 議員 |
| 〃   | 門田 直 樹 議員  | 〃    | 安部 啓 治 議員 |
| 〃   | 大田 勝 義 議員  | 〃    | 安部 陽 議員   |
| 〃   | 佐伯 修 議員    | 〃    | 村山 弘 行 議員 |
| 〃   | 田川 武 茂 議員  | 〃    | 福廣 和 美 議員 |
| 〃   | 武藤 哲 志 議員  | 〃    | 不老 光 幸 議員 |

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（31名）

|                  |        |        |        |
|------------------|--------|--------|--------|
| 市長               | 井上 保 廣 | 副市長    | 平島 鉄 信 |
| 教育長              | 關 敏 治  | 総務部長   | 石橋 正 直 |
| 協働のまち<br>推進担当部長  | 三笠 哲 生 | 市民生活部長 | 関岡 勉   |
| 健康福祉部長           | 松永 栄 人 | 建設経済部長 | 木村 洋   |
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 古川 泰 博 | 教育部長   | 松田 幸 夫 |

|                 |      |                     |      |
|-----------------|------|---------------------|------|
| 総務・情報課長         | 木村甚治 | 経営企画課長              | 今泉憲治 |
| 市民課長            | 木村和美 | 税務課長                | 新納照文 |
| 納税課長兼<br>特別収納課長 | 鬼木敏光 | 人権政策課長兼<br>人権センター所長 | 津田秀司 |
| 福祉課長            | 宮原仁  | 高齢者支援課長             | 古野洋敏 |
| 保健センター所長        | 和田敏信 | 国保年金課長              | 木村裕子 |
| 子育て支援課長         | 花田正信 | 都市計画課長              | 神原稔  |
| 上下水道課長          | 宮原勝美 | 施設課長                | 大江田洋 |
| 教務課長            | 井上和雄 | 学校教育課長              | 松島健二 |
| 生涯学習課長          | 古川芳文 | 文化財課長               | 齋藤廣之 |
| 中央公民館長          | 木村努  | 市民図書館長              | 吉鹿豊重 |
| 監査委員事務局長        | 井上義昭 |                     |      |

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 浅井武  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 茂田和紀 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまから休会中の決算特別委員会を再開します。

本日は218ページ、10款1項からです。

都市計画課長。

○都市計画課長（神原 稔） 申しわけありません、昨日の件です。昨日質問にありました梅林アスレチックスポーツ公園の開園時間でございます。年間を通じて6時から20時、午前6時から午後8時で運用しております。場内照明につきましても、季節を考慮して点灯いたしたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） では、218ページ、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費について質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目について質疑ありますか。ページは220ページ、221ページ、原田委員。

○委員（原田久美子委員） 221ページの授業協力者謝礼についてでございますけれども、資料請求のほうは62ページに記しております。この分につきまして、件数と主な内容を資料請求としたわけですが、去年に比べて109件という件数が増えております。この件につきまして、どういうふうなことで109件、予算は同じであって109件増えたのかというのが1つと。

学校別によっては差が大きいんじゃないかなと思いますので、その点をちょっと説明をお願いしたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） まず、件数が増えている理由についてでございますが、この学校授業協力者の招致につきましては、各学校のゆとり教育の一環といたしまして総合研究というのがございます。総合授業というのがございます。そういった中での判断でですね、それぞれ学校が子供たちに教えたいと、そういったもの等によりまして、判断がなされているところでございます。

2番目につきましても、同様なことで、学校間に差があるということではございますが、学校の考え方、やり方、そういったものの中ですね、総合的に判断をされて招聘がなされているというふうに理解をいたしております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） ありがとうございます。私は、やはり道徳授業の一環であると思っておりますので、ぜひこういうふうな活用、協力者の活用は本当に素晴らしいものだと思っ

ておりますので、学校別にやっぱり差があるということは、それだけ協力者との、協力者に触れてないという関係になると思いますので、ぜひ1であるところをやはり学校の態勢をもう少し考えていただいて、子供たちが平等で勉強を、道徳の授業ということでしていただけるようお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 219ページ、学校施設整備積立金、基金で8万5,171円積み立てにしているんですが、監査意見書の41ページ、現在のところ、2,163万6,087円が基金、平成19年度末であるんですが、この増減の関係では2万7,336円になっているんですね。こちらでは、8万5,000円と。それから、学校施設整備というのは、古い経過の中で人口抑制策を以前とってきました。余りにも人口増えると住民とのコミュニケーションが図られないという形で、有吉市長、それから伊藤市長と、水がないという状況の中で、人口急増策でこういう制度、全国でも初めてというかね、あらゆる業者の方々が宅建業界だとかマンションの協会、あらゆるところに頭を下げて太宰府についてお願いをした経過があって、してきたんですが、今現在、水需要が安定してきた関係であれしてきたんですが、まだこういう部分について制度が必要かどうかというのが1点ですね。

それと同時に、積み立て増減額を見て、この差が少しあるんですが、この辺について説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） この制度についてでございますが、この学校整備事業資金につきましては、収入源と申しますか、児童生徒の急増における負担金というふうな形でですね、それぞれ宅地造成をされる方々から徴収をさせていただいておりましたが、ちょっと記憶は定かではありません、申しわけございませんが、もう十数年ぐらい前にですね、一応その制度そのものが廃止になっております。そうしたことから、今まで積み立てた額ということで現在も運用しておりましたが、制度につきましては、収入源そのものがないということになりますので、制度についての見直しを考えなければならないというふうには考えております。

2点目の積立額、基金の繰り入れ金の差についてでございますが、ここにお出しをしているのが5月期の中旬の2万7,336円ということでしたが、その後の見込み等がございましたので、その分を上乗せした形で出すというふうな状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、今課長からも、それから行政側も、この部分についてはもうはっきり言って基金だけは残っていると。ただし、もうはっきり言って、開発、20世帯以上についてご協力をいただくという状況での経過があったんですが、この基金についてはもうある一定廃止をしてですね、別な部分に組み替えをするかどうかをしないことには、管理上こういう状

況になりますから、ただこの利息がどういうふうな状況になるかとかですね、現実には協力を、その条例はあるんですが、それを今後は、あれだけマンションも建っていますが、もう今の段階で施行してないんでしょう、条例施行は。やっぱりしているんですか。

ただし、条例はまだ廃止してないですよ。だから、基金条例ももう必要ないんじゃないかなど、もらえないんだから。だから、ここの部分について、現在のところ2,163万6,087円をできれば減債基金に回すとか財政調整積立金に回すとかはですね、平成21年度の予算関係ではやっぱり見直しをすべきじゃないですかね。この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 先ほど武藤委員さんから言われますように、急激に人口が増えることによりまして、公共施設の整備が間に合わないということで、こういう負担金を取って取りましたけれども、現在では一応学校の施設の整備が終わりました。終わりましたと言うよりも、今後は改修工事を主に今からやっていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、その目的等々を勘案しながら、この学校の新設の整備資金ではなくて、改修等を含めた基金という形に今後見直しを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 224ページ、3目同和教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 226ページ、4目就学指導委員会費について質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 225ページ、スクールカウンセラー活用事業ですが、現在、4つの中学校がありますけれども、現在どこどこの中学校に配置をされているのか、スクールカウンセラー。

それと、どういった相談といますか、子供たちの相談が多いのか、保護者の相談が多いのか、お聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） まず、配置校についてでございますが、平成19年度につきましては、単独校といたしまして学業院中学校と太宰府中学校、それと拠点校といたしまして太宰府西中学校ということで、その対照といたしまして太宰府東中学校というふうな形になっております。3名配置をされているということです。

それと、相談者につきましては、まず状況でございますが、問題を抱えている児童・生徒のカウンセリングと、また保護者や教師の教育相談、指導を行うということで、スクールカウンセラーが配置をされているという状況でございますが、相談者につきましては、保護者なのか、子供なのかといったお尋ねでございますが、ちょうど半々程度ということで承知をいたし

ております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） それで、保護者からの不登校についての相談もあると思うんですよね。審査資料の3ページにですね、これ出していただいていますけど、平成17年度から平成19年度の小学校、中学校の不登校児童数、これ小学校、中学校を年度別に合わせますとですね、平成17年が60人、平成18年が57人、それから平成19年が66人なんですよね。大体増えていると。この数字を見てですね、教育委員会ではどういうふうなとらえ方をされているのか、またこういう論議をされているのかですね、不登校についての。その辺をお聞かせいただければと思いますけれど。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 不登校の理由といたしますか、きっかけ、そういったものにつきましては、いじめでありますとか生徒間の問題、それと家庭の状況、そういったものが考えられます。そういったことで、現在、学校においてそれぞれ対応というのが違っている部分等はございますが、家庭訪問をして、本人さんまたは保護者、そういった人と面談を行い、指導を行うという分とか、学校のほうに来てもらって、先ほどのスクールカウンセラー等を交えながら協議を行ってもらうというような方向を打ち出しております。そういったことで、校長会、教頭会、そういったもの等を定期的に行っておりますので、そういった席の中ですね、こういうものについての一般的な考え方、そういうものをお示しをしているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 子供たち、学校へ行きたくてもですね、行けない、それからちょっと不安、いろいろ心の葛藤があると思うんですよね。それで、やはり受け皿としてつばさ学級というのがありますよね。ここでやはり復学をさせたりという、こういう実績もありますから、できましたらですね、カウンセラーとかつばさ学級の方々、それから学校、教育委員会も交えてですね、やっぱり何らかの対応策を講じていただければなと思っております。

それで、やはり将来のある子供たちですから、一人でも多く復学、修学できるようにですね、努力をしていただきたいというふうにお願ひしたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

教育長。

○教育長（關 敏治） 貴重なご意見ありがとうございます。今、課長が説明しましたけど、少し補足をさせていただきたいと思います。

まずですね、この中学校大体40人程度というかなりの人数が不登校生でおるわけですが、全国平均的に見ますと、不登校生徒が3.数%おるとというのが現状でございます、それから見ま

すですね、おかげさまで太宰府の場合は2.5%程度で少し低いというような現状でございます。低いからいいというわけじゃございませんけれども。

それから、今ご指摘のありましたように、不登校でもう家から出られないといいますかね、なかなか学校に行ききらないという子供さんについては、先生を中心に家庭訪問等してもらっていますが、学校に行こうかという子供さんには、先ほど言いましたようにつばさ学級を紹介したり、また保健室登校とか、また学校によつたらですね、空いている先生にしてもらって、学習室みたいなのをつくって、そこに来てもらうとか、また市長のほうからいろいろ指導員、支援員を配置していただいておりますので、そういう方を活用しながらやるように努力しているところでございます。

ただ、こういうふうな現状で、太宰府市に限らず、全体的に不登校生が増加ぎみでございますので、いろんな面でご支援、ご協力をお願いしたいと思いますし、教育委員会としても努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ちょっと関連でお伺いします。

今、橋本さんの質問で回答があったんですが、このスクールカウンセラー自体はですね、要するにどういふのかな、ちょっと逆行した意見で申しわけないけども、ここで受けた悩みとか相談、これはここで、このスクールカウンセラーのところで処理すべきものなのか、それともこれを学校の中で相談するのか、なかなか難しいところじゃないかと思うんですが、要するに何でスクールカウンセラーが必要なのかというと、直接学校には相談したくないというのがあつたのではないかと思うんですよね。そういった場合に、スクールカウンセラーに話したのが全部学校の中に伝わるということからすると、非常に難しい問題があるのではないかというふうに思うんですが、協力体制は確かに必要と思いますが、なぜこのスクールカウンセラーのところに行くのかということから考えるとですね、ちょっとそこあたりが難しい問題を抱えているんじゃないかと思うんですが、そこらはいかがですかね。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ご指摘のように、学校とか先生方に余り話したくないといいますかね、そういうような側面があつて、スクールカウンセラーの先生にお話しするというようなことが、子供の場合も親の場合もございます。大体ですね、スクールカウンセラーの方には、相談日記といいますか、日誌を記入していただいておりますので、その日誌の内容につきましては、校長のほうは内容を知っておりますけれども、それを担任に伝えるのかということについては、スクールカウンセラーと話をしながら対応するようにしておるところでございます。おっしゃるように、非常に難しい内容がございます。

それから、ノートの管理等についても、学校のほうできちつと管理するようにしておるところです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 渡邊委員から資料要求が出されておりました、教育委員会としては、努力していただいてですね、全体的には不登校児童については、近隣から見て努力の結果少ない状況なんです、ちょっと私のほうに相談が近くから入りましたね、一番悩んでいるのは、やはり児童・生徒よりも親なんです。やっぱり子供として学校に行ってほしいという、朝になるとやっぱり学校に子供が行けない、そうするとそこで親と子供の関係、なかなかコミュニケーションがとれない、部屋に閉じこもる。特に、中学生の場合が平均して四十二、三名ですが、小学校ではですね、教諭、担任の先生と、やはりずっと学年が同じなんです。その小学校の先生には具体的にその部分については目が行き届くんですが、中学校になりますと、はっきり言って科目別な教諭になりますから、担任は担任であっても、一日の授業がその都度変わっていくというかですね、だから、小学校の6年生から中学に入ると、その部分ですね、やはり子供自身が自分の悩みを先生にも言えない状況もある、授業についていけないこともあるし、さまざまな条件が重なって、やはり学校に行きたくないなど。ここがやはり家の中に閉じこもりという状況が出てくるんですね。だから、授業があっている間は家の中にじっとしていると。みんなが帰ってきたら、やはり出ていくという、こういう状況で、親としても仕事にも行けない、子供一人置いたままでという、こういう家庭内崩壊につながる状況が私のほうにも寄せられているんですが、先ほども橋本委員、それから福廣委員も言ってますが、そこですね、学校の教諭というのは大変なやっぱり仕事ですよ。以前も言ったように、普通どおり帰れることもありませんし、8時、9時、10時まで学校での仕事があるという状況の中で、こういう小学校、中学校の不登校対策で何らかの形で教員退職者、こういうものをボランティアで募集して、不登校児童のところに訪問に行ったり、コミュニケーションをとるような方法を、やっぱり学校支援バンクという市長の施政方針もあるように、特殊なですね、対応、だから先ほども言いましたように、太宰府にはつばさ学級がありますけど、来ている児童・生徒数というのはわずかですよ。この方たちがみんな来てくれればいいんですけどね、やっぱりそういう状況にもならない。親の気持ちも理解もするような状況で、何らかの方法をですね、やっぱり子供を大事にしたいし、やっぱり一番の悩みは親だと思います。親はやはり子供を学校に行ってほしいと、どこの親が、おまえ、学校に行くなと言うやつはないと思うんですよ。だから、そこをどう手を差し伸べるかを今後の課題として検討いただけないかなと。すばらしい、やはり教育者が退職してきているわけですから、そういうボランティア募集、不登校対策の指導というかですね、こういうものもちょっと検討していただきたいなというふうに考えてますが。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 中学生になりまして、少し不登校生徒が増えるということについてはですね、例えば授業が難しくなるとか、また先生の指導が厳しいとか、また生活態度といえますかね、そういうものの指導が厳しいとか、部活動の先輩が厳しいとか、また親によりましては、今、武藤委員が言われましたけれども、逆で、行かんなら行かんでいいやというような親の考

え方もあるとか、いろんなことが要因として言われておるところでございまして、また対応もですね、非常に怠けぎみな不登校の者から、病気ぎみでもう学校に来られないというようなというような、いろんな対応があるようでございます。

それで、学校内でのそういう指導状況の改善に向けてとか、それから小学校との連携を密にしてどんなふうな指導をしていくのがいいとか、また場合によったら小学校の先生に来ていただいてお話をするとか、そんなふうないろんな方策をしながら対応しているのが現状でございますが、現実的には先ほど武藤委員がご指摘のように、やはり人間的な補充もしていかななくてはならないというのも現状だろうと思っております。

今のご意見を聞きながらですね、また教育委員会でも、また市長さんのほうとも相談しながら努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 先ほどは4目まで進んでいたんですが、後戻りしました。226ページ、4目の就学指導委員会費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目幼稚園費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2項小学校費、1目学校管理費について質疑はありますか。228ページ、229ページ、231ページ、233ページまで。

大田委員。

○委員（大田勝義委員） 233ページですが、その中ですね、耐震診断委託料というのがありますよね。これがですね、事務報告書でいきますと、138ページですね、これは小学校ですけどもね、後ろには中学校が載っておるんですね。これは142ページに中学校が載っていますね。この耐震診断をされているんですけども、一応、水城西小学校ということで書いてありまして、ほか2校ということで書いてありますが、このほかの2校というのはどこになりますか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） この耐震診断につきましては、水城西と太宰府西小学校、それと、太宰府南小学校でございます。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） それでですね、これ、耐震診断された結果というのは出ているわけでしょう。耐震診断の結果ですけど。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） はい、出ております。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） そうすると、その結果はどのような結果になっているか、教えていただきたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 一つの目安としまして、0.3という基準がございます、その耐震診断の指標の中でですね。それをすべて上回っているということではございますが、今後、工事を行う上で、さらにこれの2次評価と申しますか、評価委員会のほうに本年度の予算で2校かけさせていただいております。

この診断結果が出ましてから、来年度以降工事を行っていくというような運びで考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 0.3ということ言われた、これ0.3でいいんですかね。どうなのかな。1じゃなかったですか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） I s 値が0.3以下でありますと、すぐにでも壊れる、倒壊するおそれがあるよということですが、今回行いました診断ではその数値を上回っているということではございます。ただし、0.6以下でございますと、やはりそういうふうな耐震の補強をしなければならぬということではございますので、その分については先ほど申しましたように、評価委員会のほうにかけさせていただいて、詳しい結果をもとに工事のほうに移行させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 学校というのは、当然、避難施設になるわけですね。要するに公共施設ですけども、ほかが崩れても学校とかそういったことは絶対崩れちゃならないということ、当然のことですよね。だから、当然それはあと、そういうふうな、今欠けているということですから、その結果が出て大丈夫だということのお墨つきがいただけるんでしょうけれども、それをいただいて、そして工事に、要するに耐震工事にかかるのか、かからないのかというような考え方、それから進めていくという形ですか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 現在、2次評価の診断を太宰府南小学校と水城西小学校については本年度の予算で受けております。この結果をもとにしまして、その結果次第では、なってきましたが、来年度の予算、工事に向けて予算を計上させていただきたいというふうに思います。

残りました学業院中学校と太宰府西小学校につきましては、来年度、2次評価委員会の審査を受けて、また同じような運びにさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） はい、わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、事務報告、137ページの節の段階でですね、小学校の調理業務の問題についてですが、5つの小学校については、別のいろいろな会社が調理業務に携わっていただいております。

追加資料をお願いしておりましたら、民間委託選考委員会の審議を終えて契約を行っているという部分が出ておまして、追加資料の63ページに、まず中学校も出ておりますが、まずこのニッコクトラスト、それから魚国総本社、中村学園事業部、栄食メディテック、大新東ヒューマンサービスですか、こういう状況で年間契約をされているんですが、当然生徒の増減があったり、病気で休んだりですね、こういう部分もあるんですが、契約はもう当初契約で変更はしないと、1食当たり幾らという形で、単純に見ますと、ここですね、事務報告の52ページに、小学校、中学校の児童・生徒数が具体的に書かれているんですね。だから、年間の契約のときにですね、こういう水城西あたり、国分についてもそうですが、人口急増してぼっと来ますよね、区画整理だとか、太宰府西小学校もそうですが、当初契約したときの増減関係は、ちょっと私も契約書を2年前に資料出させていただいたのに目を通さなかったんですが、この増減関係は、別に当初契約した場合については、あるのかないのかですね、この部分は教育委員会としてはどうされておりますか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 基準になります児童数につきましては、大体5月1日に基本調査が行われますので、その数値をもとに公表いたしております。この5月1日の調査に、今後どのくらいの児童数が増えるのかといったところも試算をいたしましたところでの契約額となっております。したがって、年度当初契約いたしました額の変更というのは、現在行っておりません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それでは、人口が増えて、逆にこういう状況で、水城西小学校が628人ですかね、太宰府小学校は651人、一番児童数が多いのは水城小学校784人という数字が出ていますが、これは当初5月の段階で契約し、増減があっても、それからまた増減関係でも、先ほども言うように学校にお見えにならない児童や生徒、児童があった場合についても契約どおりだと。精算も、当初したとおりでやるという状況ということでもいいですね。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 契約時におきましては、前年度の契約額、それと予想される児童数、そういうものを勘案をいたしております。それで、物価の状況、情勢、そういったものも

勘案しておりますので、ちなみに平成19年度につきましては、平成18年度に比べまして5社中4社につきましては、そういうふうな状況等を勘案した中で減額の契約をさせていただいております。

残り1校につきましては、児童数が大幅に増えるという見込み等もございましたので、平成18年度の契約に比べまして若干の増額というところで、契約をさせていただいております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一切の機具がありですね、栄養士が献立をつくり、電気、水道であれ何であれ、ただ人材派遣会社みたいな状況で調理業務に従事させるというのがこの調理の委託なんですよね。向こうから機材を持ってくるとか、そういうものはありませんから。だから、この部分については契約が切れれば、水城西小学校の会社が逆に国分小学校を委託を受けることもあるし、その都度入札を行ってやるということでもいいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 状況的には、今委員さんがおっしゃられたとおりの状況で、実際にここに要する費用というのは人件費が重立ったものでございます。それに、消耗品、被服費、そういったものが加わってくるというような経費になっております。そういったことから、現在、入札というのは行っておりません。随契という形をとらせていただいておりますが、民間委託を始めましてもう長いところでは十数年たっているというふうなところもございます。

そういったことから、現在、太宰府市の学校給食におきましては、他市町村等に比べましてですね、非常においしいというような評判が保護者からも出ておりますが、そういったような評価も受けております。

一定の資質というのは、それぞれの会社も持ち合わせているというふうに理解をいたしておりますので、今後に向けましては随契から、一步踏み出したところで入札制度、そういうものを少し取り入れながら検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、私もこの民間委託の問題では、大変な論議になった経過がありますよね。だから、当初から言うように、7校中5校は委託をしたいけど、何らかの対応をするために2校は直営として残していきたいというのが論議の過程だったんですが、やはりこれはこのまま、直営という2校、7校中2校は直営でやりたいと。あとのこういう状況については委託をしていきたいというのが、今までの経過であります。このとおりあとの2校についても直営方式でやっていきたいと。何らかの事故があったときの対応だとか、そういうものもあるということで、説明を受けておりましたが、これに対する変化がないのかどうか。

それから、先ほども担当部から説明があってございましたが、やはりこれだけの業者がおるわ

けですから、やはり入札に切りかえていく必要があるんじゃないかなというふうに考えておりますが、随契でずっと見積書をとって、この会社が安いからとか、信頼性があるとか、実績があるという状況の中で、随意契約してきたんですが、金額的に1,000万円を超えるものは本来は随契は好ましくないはずですよ。だから、今後やはりこれも大きな検討課題としてやっていただくかどうか、この辺いかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 先ほど申しましたように、現在、随契でやっておるものにつきましては、今後入札、そういったものも視野に入れながら検討させていただきたいというふうに思っています。

それと、もう一点の直営で2校残すのかといったところでございますが、これは労使協議の中で、直営で2校残すという形になっております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 232ページ、2目教育振興費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目特別支援教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 234ページ、3項中学校費、1目学校管理費について質疑はありませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 太宰府中学校の件で、昨年の暮れか今年の初めだったと思うんですけども、中学校のトイレとか雨漏りなどの補修、営繕不備がですね、市財政の困窮のため放置されているというような意味で、テレビで放映がされたと思います。その当時の校長が3月で退職された後にも、卒業式の模様とともに、またそれが放映がされたわけでございますが、この学校の営繕関係の保守点検の日常の管理は、教育部の学校教育課が担当するのか、それとも学校現場の管理者が担当するのか、どちらかお伺いしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 営繕工事の補修等につきましては、日ごろ管理につきましてはやはり学校教育、教育委員会が管理しなければならないというふうに思います。ただ、日常的な動きといいますか、状況、そういったところの把握がなかなかできない部分等もございます。そういったときは、当該校のほうから市のほうに、教育委員会のほうに一報いただきまして、こちらのほうで現場を確認させていただいた上で、緊急度、そういったものを勘案しながら、現計予算の中で対応させていただいているというのが実情でございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） この件につきましてですね、学校当局のほうから修繕依頼とか、そうい

ったものをですね、予算措置とか、そういったものがあって、予算措置をされるのか、あるいは1年間で学校の何というか、ここにもたしかあったと思うけども、修繕料として673万9,881円載っていますけども、各学校に1年間の補修費として割り当てなんかをやられるのか、あるいは学校からこの分の補修を依頼された分を見積もりとか、そういったものを参考にしながら予算措置をされるのか、それはどんなふうですかね。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 予算の編成につきましては、当該校、それぞれございますが、そちらのほうから要望書を出していただいて、それを精査の上、予算を計上させていただくというのが通例でございますが、年度中途等におきまして、緊急的にそういうふうなコンクリート等が落ちるとか、何々が欠落する、そういったこと等につきましては、その都度、現場を確認の上、早急にやらなければならないものについては現計予算の中で対応させていただいておることでございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） テレビ、多くの方が見られたと思うんですけども、雨漏りは雨漏りとして、トイレの破損の分ですね、これは今ちょっと前に破損したという状況やなくて、前々から少しずつそういう状況であったのではないかなというふうに感じたんですけど、この件についての補修依頼というのは学校現場からあっていたわけですか。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 年度当初の予算は、なかなか総枠が厳しいというような状況で、修理の必要性はあるけど予算措置が十分でなかった。6月の補正で、修理の予算を認めていただいて、夏休みに修理をする予定で進んでおったのが実情でございますが、テレビのほうはその前に出ちゃったというのが実情でございます。

それで、決して十分ではございませんけど、先ほど課長が説明しましたように、修理の必要性と緊急性のあるものから順にしていかなくちゃならないというふうには考えておりますので、今後も努力してまいりたいと思っております。

テレビに出て本当に申しわけございませんが、経過といたしましては、先ほど申しましたように6月補正で承認していただいておったんですが、工事は夏休みじゃないとできないという状況がありましたもので、それが延び延びになった時点でああいう皆さん方に大変申しわけない状況になりましたけれども、そういうふうな経過があったということだけはお知らせさせていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 非常に何というか、財政的にもいろいろ苦しいのはあるんでしょうけども、ああいうふうテレビというか、要するに報道機関はおもしろくですね、おもしろいと言ったらおかしいですけども、報道されると、いかにも何か太宰府市がそういうものを放置しているというふうな感じで非常に放映をされたというのは、私自身は本当に残念な状況であった

ということをつけ加えまして、この件については終わりにしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） もう一度ですが、事務報告の52ページに教育委員会から中学校のクラスで学業院中学校が21クラスから太宰府東中学校が10クラスありますという部分を出していただいて、生徒数は1,700人という事務報告をいただいております。

それから、同じくこの事務報告の節で141ページに、この4つの中学校のランチサービスの配ぜん業務をお願いをして、113万9,328円支出をしているという節の報告をいただいております。そういう状況の中で、大変議会の特別委員会も、2年近くかけて審議をいただいたこの中学校給食をどうするかという問題ですね、追加資料の63ページに、中学校ランチサービスの月別利用数が、大変忙しい中に書類を出していただいております。ところが、このクラスの中でですね、学業院中学校を見ますと、はっきり言って生徒数が689人の中で平均して5%から6%のランチなんですね。

一番生徒数の多い学業院中学校で、ここで見ますと一番多いところでは51人、少ないところでは33人という数字があります。太宰府中学校についてが一番利用率が高いような感じがします。太宰府西中学校、それから太宰府東中学校は、太宰府東中学校の場合は生徒数が少ない関係もありますが、こういうクラスが全体的には4校で54クラスありますが、この中でランチをお願いしているのを平均すると、一つのクラスにこういう状況でいくと4人から5人、多いときで6人ぐらいになってしまっている。こういう状況の中で、ランチサービスがこれだけ議会で論議をされたんですが、最終的には業者が経営上成り立たないと、以前、大野城市でこういう状況がありましたが、そういうことにならないように努力もしなきゃいけないと思うんですよ。せっかく議会と行政が論議をして、実施したランチサービスが、利用率が、平均して一番多いところで太宰府中学校で19%ぐらい、少ないところでは5%、こんな状況になっていますが、クラスの中でそういう少ない何人かが、状況がどうなのかという不安があります。

これ以外に、はっきり言って、申し込みも1カ月単位ですから、やはりこの利用率も下がるんじゃないか。学校の購買でパンを買うという状況も出てきているようですね。子供に聞きますと、パンを買いたいとかですね、こういう状況もあるんですが、もう少し効率を上げるというか、何らかの行政側としても議会論議もありますが、このランチサービスがせっかく実施されたが、平成19年、平成20年、平成21年では行き詰まるような状況にならないような、教育委員会としても方策を考えなきゃですね、こんな状況じゃ、事業者としては、はっきり言って193食ぐらいではですね、採算がとれないという形です。一挙にやめられた場合は、何の方策、議会と行政が論議した結果になるのかというのがありますが、その辺は内部検討されておりますか、教育委員会として。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 委員さんご指摘のとおり、今のランチサービスの利用状況というの

は、平均いたしまして、平成19年度ではございますが、11.8%ということで、低い数字になっております。

それで、先ほどお話出ておりましたように、これとあわせて、パン食をしている子供たちの部分もあります。それで、パン食がどのような状況になるのかということで、一応資料を取り寄せましたところ、大体月平均で181名がパン食を利用しているという状況がございます。

ただ、このパン食につきましては、個数が出ておりますが、1人何個食べるのかといったところが非常に個人差があるものですから、なかなか実態的な把握ができないということがあります。概算でいきますと、今申しましたように約180人がパンを食べているということになります。

パン食とランチサービスとを合わせますと、全体の22.4%程度がですね、そういうふうにならかの形でそれを利用しているということになります。残りが家庭からの弁当を持参しているという形になっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、今ランチサービスの申し込みが1カ月だったですかね、単位は。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） はい、そうです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、1カ月単位だとその部分について生徒が1カ月ずっと同じものという部分も、やはりほかの人は弁当持ってきているんだけど、1カ月お願いするとずっと弁当が来るんじゃなくて、その部分についてランチサービスの見直しとしてですよ、できれば何らかの形でいい方策はないかなど。こちらも毎日ランチサービスという形で、生徒の中での配慮もあるんですけどね、10日単位にするとかですね、何か見直しの方法はないものかどうか。食べたくなくても、1カ月でそういう契約をしたということになってくると、土曜日もあります、休みになっていますから、実質20日ぐらいですけど、できればですね、申し込みの状況を、明日弁当をお母さんからつくってもらいたいとか、そういう対応もできるような、ずっと同じものが配達されるよりも、見直しができるような状況が教育委員会としても検討できないかどうかですね。こういう状況が私のほうに寄せられていました。

また、ずっとおまえランチサービスかというのが、やはり子供の中からもやっぱり出てくる。今日は何やというような話になるそうですよね。だから、同じものが、全員が食べれば問題ないんですが、その部分に問題点も出てきていますので、少し内部検討いただけないかなというふうに考えているところですが。これは父母から出された意見です。

だから、パンにかえたいと、パンにかえることによって弁当もつくってもらえるという状況になりますし、このままだと、ランチサービスが行き詰まってしまうなという状況がありますので、内部検討いただければというふうに考えています。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 現在、いろんな献立については工夫を凝らしているところではございますが、献立のまた見直し、それと申し込み時期、そういったものについて再度検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 238ページ、教育振興費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4項社会教育費、1目社会教育総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 進みますよ。

（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 242ページ、2目青少年教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 244ページ、3目公民館費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 246ページ、247ページまでです。進みます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 248ページ、4目図書館費について質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 図書館費ですけども、追加資料のほうお願いしております。追加資料の2ページのほうとあわせて質問しますけども、昨年の決算委員会ของときにも、廃棄した蔵書の数については質問させていただきましたけども、特に今回耐用年数と破損と分けて資料出させていただきましたけども、この破損の中で処分したものの中にですね、故意の破損と言うとちょっと言葉があれかもしれませんが、借りられた方が何らかちょっと意図的にラインマーカー引かれたりとか、そのページを破ってとか、そういった形で破損した状況のものということも含まれているというふうに認識していいんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 市民図書館長。

○市民図書館長（吉鹿豊重） そのように認識されていいと思います。ただ、この破損の中で多いのが漫画の本がほとんど、多いそうなんです。よく借りられたのは300回ぐらいで、もう漫画の本自体の製本が一般図書みたいに強くはつくっていないので、結構そういう破損が多いということを知っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 例えばいわば故意の破損をした本人がわかった場合ですね、やはりこれ市民の皆さんの共有の図書というのは財産だと思うんですけども、きちんと弁償とかそういった形の対応はとられているのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 市民図書館長。

○市民図書館長（吉鹿豊重） 故意に破損されたり、紛失されたり、雨に濡らされたりしたのがわかれば、弁償していただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。250ページ、5目女性センタールミナス費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6目について質疑はありませんか。250ページ、252ページ、253ページ、254ページ、255ページまでです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 進みますよ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7目文化財調査費。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 文化財の発掘調査についてですけども、まず発掘調査の調査依頼が来まして、試掘、それから本掘に入るまでのですね、待ち時間といいますか、その期間について、今どのくらいになっているか、お答えいただきたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 文化財発掘調査関係で、原因者の発掘調査のご質問だと思います。今現在で調査の依頼が来た場合につきまして、大規模といいますか、二、三週間以内のもの、小さなもの、小規模のものであれば随時できるという状況で、規模的に1カ月を超えるような調査になってきますと、今現在申し出ただくと来年の4月から調査に入っていくというような日程の状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） ということは、大きいのなら半年ぐらいは待っておかなければならないということですね。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） はい、そのとおりです。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） それと今いろんなところで市内は発掘されておりますけども、この発掘調査についての、いわゆる市民に対する報告といたしますか、今どこそこで発掘しているというふうな、やはりこの資料にですね、どこそこでしているというような報告資料は出ておりますけども、これを市民の皆様に、やっぱり報告するようなことはできないもんかと思いますが、はっきりした何というんですかね、その成果が上がっているものについては時々発表されているようですけども、あちこちでされている分についてですね、やはり報告をしていただきたいなと思いますけど、その辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 発掘の成果を市民の方に啓発していくというのは、我々の業務だと思っております。それで、各調査現場の調査の状況をほぼある程度の一定の成果が出た時点で、新聞社発表、記者発表いたしまして、各現場の成果を皆さんに見ていただいております。事務報告書の56ページに、先ほど委員さんおっしゃいましたように、それぞれ各現場ごとの説明会をその都度やらせていただいている状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 新聞発表もあれですけど、この報告書に出してある程度の発表を年に1回ぐらい、何かの形で、広報でもいいですけども、出していただければですね、本市ではそういう史跡がたくさんあるということは市民の皆さんご存じですので、どこでどういうふうな発掘をされているのかなということについても興味がおありと思いますので、やはり年に1回でもいいですけども、広報か何かで、この報告書に書いてある程度の報告を出していただければと思います。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 広報、インターネット等を活用してですね、市民の方に知っていただくように努めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） ちょっと関連ですけど、太宰府市全部が文化財のようになっておりますね。それをもう少し重要度でABCか、ランクづけして、そういう発掘をしないでもいい部分あたりもあるんじゃないかと思いますが、そういうものをつくっていただいでですね、できるだけ市民に負担にかからないような方法をとっていただきたいと思っております。これは要望しておきますので、研究しておいてください。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほどのですね、話が戻りますが、発掘についてはですね、新聞とかもあ

りますが、ふれあい館のほうで、発掘されたものを展示といいますか、そういうふうなこともやっておりますので、それについてはかなりパンフレットが出ているんじゃないかと思えます。

それから、先ほどの発掘の重要度云々は、確かにそういうこともあるかもしれませんがですね、ある面では掘ってみなわからないというところもあるわけでございますので、ここはもう重要度がないとってそういうことをしないというわけにはなかなかいかないんじゃないかと思っております。どうかよろしくご理解ください。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 重要文化財というのは、一度なくしてしまったらもう取り返しがつかないんですよね。だから、それなりに建設する場合、どこも調査をしてみて、その内容を明らかにしなきゃいけません。施策の70ページに大変文化財に対する方針が具体的に出されております。これを見ておまして、指定面積が少し増えているんですよね、1点目は、70ページの一番上のほうですが、だから指定面積が4万5,325㎡から4万5,497㎡、この増えた理由が1点ですね。

それから、成果指標の関係で、アとあるんですが、史跡地公有化面積が逆に平成19年度は620㎡だったのが平成20年度は下がるというような状況が出ているんですね。これはなぜなのかというのが1つ疑問点がありました。

それから、今まで史跡地の購入については2,500万円の控除があったんですが、税法上2,000万円に下げられたという問題があります。これが、ここまず1点説明いただきたいのですね、それから決算書の43ページお聞きいただくとですね、文化財に対して必ず原因者負担金というのがありますので、決算書の歳入の43ページです。まず、43ページにですね、埋蔵文化財発掘原因者負担金として、やはりどんなところでも試掘であれですね、負担があるわけですが、金額は大変な額なんです。1億2,530万7,624円という、1億円も原因者に、まずこれをいただくわけですが、決算書の257ページ、この原因者負担金の中で、1億2,000万円お願いしたんですが、事業費としては1億5,202万2,923円で、2,671万5,299円の差が出てきたんですね。だから、当然この原因者負担金の中から、この歳入の関係で、今2,600万円の差がありますが、1億2,500万円で、支出は1億5,200万円、この差の部分についてはどこがどういうふうになっているのかですね。

それから、やはり以前も質問させていただいて、ここの中で、7節の賃金で7,175万9,036円で、特に発掘調査整備費については、技師以外には6,100万円近く、ぜひこの地元の人たちに従事するよというお願いをして、その努力をいただいておりますということでも報告を受けておりますが、まずこの部分についてですね、先ほど施策と、それからいただいたお金と、それから調査の関連について報告いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に続きまして会議を開きます。

文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 施策マネジメントシートの70ページの文化財の指定面積が増えているということに対しましては、太宰府市では、水城跡及び筑前国分寺跡、大宰府跡等、追加指定拡張計画ラインを持っておりまして、それぞれ各関係地権者の同意を得て、文化庁のほうに上げて追加、文化財の指定面積を追加していくというシステムでございまして、この平成18年から平成19年にかけては、水城跡及び筑前国分寺跡の追加指定の面積分でございます。

それと、公有化の面積が年度で違うということで、ご質問いただいておりますけれども、本市の場合、近年は7億円を公有化の事業費に充てさせていただいております、7億円の公有化事業をする上において土地の評価が当然違います、山の上のほうとこの県道沿いとはですね、ですから当然面積が年度ごとによって変わってくるという状況でございます。

それと、税の特別控除の2,000万円のご質問につきましては、この2,000万円という控除の額はずっと以前から変わっておりません。しかし、平成19年3月から初年度だけが適用になる、初年度1回だけ2,000万円の控除の対象になりますよという改正になったという状況でございます。

それと、原因者負担金の歳入と歳出の差がございまして、原因者負担の場合、規模的に大きいと3カ年をかけて債務負担をいただいて事業を進めておる関係で、先に負担金をいただいて事業執行しているという物件もございまして、その関係で差が出ております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、この施策の成果と実績、効率性に関するところで、面積28万㎡ありますが、坪数に直しますと大体8万5,000坪ぐらいになるんですね。そうすると、この維持管理について、以前もあれなんですけど、先ほども言いましたように、上から3番目に、毎年7億円近く文化財の購入をしているという状況があるんですけど、ここの7億円で地方債の関係で48億円ぐらい、これは完全に98%近くはあれんですけど、問題はこの維持管理をどういうふうに文化庁あたりにですね、補助金を出してもらおうように働きかけていくかということ。

当然、維持管理も、全体的には面積はここに4万5,497㎡、こういう状況ありますが、㎡当たり大体50円というふうに言われておったんですけど、この50円が本当に出ているかどうかですね。毎年4,000万円近くの維持管理費が出ているかどうかということですよ。この辺は文化庁との協議はどうされているのかがありましてね、古都大宰府保存協会に出している補助金を見ると、3分の1ですよ。この差をどうするかというのは、今後文化庁との協議が必要じゃないでしょうかね。



○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） この大規模な史跡地を太宰府市は管理運営しておりますけども、実際草刈り費用だけを見ても、年間1,500万円、これにトイレの清掃とかですね、管理とかありますので、1,500万円にそのあとのトイレの関係、見回り、監視、清掃が900万円、2,400万円ぐらいかかっております。それに対して、福岡県から500万円、保存協会のほうにもですね、その維持管理に対してきております。それで、国からも63万円ほどですね。だから、2,000万円ぐらいはかかっている状況で、この文化財を市民の方がやはり共有していただくとか、誇りに思っていたとか、太宰府市にあることがですね、誇りに思っていたとかというような活用をですね、やはり文化財課としてはしていくのがやっぱり文化財課の業務じゃないかなということを考えておまして、そういう活用に向けても業務を進めていきたいというふうに思っておりますし、市長は全史協、全国の副会長も今しております関係で、文化庁とは都度そういう場がありますので、文化庁へも実際そういう要望もですね、していただいておりますし、今後もそういう要請とか要望を強くしていきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今言うようにね、毎年毎年7億円近く買収して行って、今度大きなやつは蔵司ですよ。あれだけ大きな買収をしまして、本来は蔵司が買収されない前は固定資産税も入ってきておったと。それから、やはり文化庁ができるだけ山林を買わずに建物とかですね、そういうものを買収してほしいという要望があって、毎年議会承認の中でそういう土地建物を更地にして買うという状況も何年の間何件かありましたけども、当然、史跡地の中にある固定資産税が入ってくるものが、やはり入らないようになると。山林の場合、これだけの課税対象にならない、評価額も低いところがありますけど、課税対象になっていないところと課税になっているところとやっぱり分けてみてね、はっきり言って563万円というのは少ないですよ。全体的に見てね。

だから、そこはやっぱり国に対してもう少し文化財保護のね、課長が言うように文化財がある自治体というのはすばらしいですよ。文化財のないところというのは本当にわびしいとか、誇れないというのがあります。ところが、太宰府は全国にこれだけすばらしい祖先が残した文化財があるという状況もありますし、それなりに努力をしている関係では、もう少し文化庁として特別に文化財保存の補助金を出してもらおうように働きかけをしていく必要があるんじゃないかと。

だから、私が言うのには、少なくとも2万8,000㎡の中で㎡当たり50円というのが以前聞いておりましたけど、50円どころか、1円ぐらいしか出とらんわけだからね。もう少し増やしていただくように国に要望をお願いできませんかということです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今、課長のほうからも説明ありましたが、古都大宰府保存協会、ほとんど草刈りが主な事業としてありますけども、この古都大宰府保存協会の理事さんから見ても、本当にこのままでいくのであれば、あんな理事会要らんですね。草刈りだけでいくんなら、あんなそうそうたるメンバーを理事に迎える必要は僕はないと思うんですね。私は、もう古都大宰府保存協会を強化する、ここが中心で、すべてといたしますか、物事を進めていくぐらいの理事さんをお迎えしてやっているのにもかかわらず、草刈りだけというのは余りにもお粗末というか、余りにも失礼というか、当初の古都大宰府保存協会をつくったときのそのときの何か歴史というか、原点というか、そういったものはもう今はみじんも感じられないという気でおりますが、今後もこれでいくんですか。

私は、もう古都大宰府保存協会を強化すべきと、もっともっとやることを増やすべきと思います。そうしないと、もう太宰府市内、やっていることがばらばらですよ。まとまりがつかない、いいことはやっているけども、何か点々点々で終わって、それが結束力として太宰府のよさとしてあらわれてこないという、と私は思っておりますので、ちょっと聞きますけど、このままずっと井上市長体制ではいかれるんですか。

○委員長（清水章一委員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 今のご質問なんですけども、草刈りだけではございません。主体的にはあの広大な文化財を維持管理してもらうのが主体でして、そのほか主な事業としては保存協会が主催します講演会ですとか、いろんな研究会、研修会あるいは案内をしていただくボランティアの育成、それからそんなふうを含めて、いろんな多彩な事業をしていただいております。今後も必要というふうに思っています。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） だから、それはね、そういったことを同じようなことをほかでもやっているでしょう、いっぱい。いろんな各種団体が文化ふれあい館なら文化ふれあい館もやる、違うところがやる、であれだけの理事のメンバー見たときにね、何かこう違うと。あそこはもっともっとリードすべきではないかと私は思っているわけですよ。だから、各団体、各ところでもいいことをいっぱいやっているんですよ。それは、それだけいろんな形でやらなければいけないのかもしれませんが、その集約を古都大宰府保存協会で行ってほしい。まとめるところが無いんですよ。

（「それは市ですよ」と呼ぶ者あり）

○委員（福廣和美委員） いやいや、それはわかる、それは後から答えてください。だから、市でまとめると、市長がまとめるんでしょうけども、それはわかっていますよ。そう思いますよ。思うけども、僕はそれはなっていないと思う、まだ、現状的には。そう言うと、また市長は怒るかもわからないけども、しかしそう見えて仕方ないですよ。あの理事のメンバーを見たときに、本当にこれでいいのかなという、これはもう理事会のほうで議長あたりから言ってもらわ

なければいけないことかもしれませんが、そう思えてならんものですから言っています。これは私がそう思っているんで、いや、それは違うよと言われれば、それは違うんでしょう。それは、私は古都大宰府保存協会、ここが太宰府をリードしていくべきと、市長直、古都大宰府保存協会、これが両輪になって、全部を引っ張っていくようなね、そういう組織にならないと、私は意味がないのではないかと考えておりますので、どうぞご意見があったら。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、貴重なご意見だと思えますけれども、私はこう考えております。

今、それぞれの財団あるいはボランティアあるいは各種団体、まちづくりについてはいろんな市民の方々、結集して成果が上がるというふうに思っております。それをコントロールといいましょうか、一つの統括するのは私ども為政者である太宰府市役所職員初め、私ども議会も含めてでございます。そういった形での協働のまちづくりというふうに私は思っております。

それぞれの財団、組織が機能して初めて、まちづくりができ上がっていく。ただ単に、太宰府市の私どもだけが行うと、一方的に行ってこうせよあせよというような形だけではないと。今は、私はすばらしい状況等が生まれつつあるというふうに思うております。

それぞれの財団においても、それぞれの独自性を生かしながら、それぞれの目的に向かって理事会組織の中で行われておりますので、そういったところを私どもは支援していくというふうな考え方でいっておりますので、私はすばらしいまちづくりになっていくというふうな自信を持っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。8目文化ふれあい館費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 258ページ、9目について質疑はありますか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 青少年育成市民の会の件で資料要求いたしまして、活動内容と事業内容ということまでいただいておりますけれども、設立されてから25年になるということまでございまして、設立されたときの趣旨と今も変わりはないと思うんですけれども、当初ですね、各支部でそれぞれにいろんなことを実施をしていたと思うんですけれども、その各支部での活動内容というのはこれに載っていませんので、その点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

ご質問のとおり、支部の組織がもともとこの組織の中に入っております。平成20年に行われました総会の中で、規約の改正の一部見直しの提案がなされました。その中で、一応支部長さんの集まりの支部長会というのがございまして、支部の活動をしていただいておりますが、組織の中に運営委員会の中の区長協議会というのがございます。この行政区の中で、そう

いう青少年の健全育成に向けた取り組みを既に行っているというふうな考え方のもとに、発展的な解消ではございませんが、今回の総会の中で承認されて、支部自体が区の活動に置きかえられたというふうな解釈で取り組みがなされました。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） この活動の中で、いろいろあるとは思いますが、例えば子ども会育成会連合会、これは皆さん方もどういうふうにご様子の方にアプローチしているかというのとは見えると思うんですよ。それから、補導連絡協議会もありますよね。これも見えると思うんですよ。それから、国際交流協会がどういうことをしていらっしゃるか、あるいは何というかな、少年の船の協会、これも対象の人にどういうことをしていらっしゃるかと、よくわかるんですけども、この青少年育成市民の会が、対象者、恐らく中学生から青少年、青年の方々に対して、1つは補導の意味もあるでしょうけど、もう一ついろんな面で教育的なものとか、あるいは太宰府のいい面のもを紹介するとか、そういうやり方があると思うんですけども、そういったのが見えないわけですよ。見えない。見えないので、実際には各区で以前はやっていたと思いますが、それは何というか、発展的じゃないけど、消極的に消滅してしまっているんじゃないかと思しますので、この予算がこういうふうについているから、何かをやらなにかんということで、ここに報告いただいているような、いろんな会議とかいろんなことがされているんですけども、実際は、これ委員会メンバーが、じゃなくて対象者にどういうふうなことをしているかというのが全く見えないというんですけども、その点はどうなんですか。具体的に何かあるんですか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 今の委員さんのご質問でなかなか形に見えないという部分は、これは社会教育分野に関する大きな課題であろうというふうに思っております。

したがって、ハード面と違っていて、ソフト面でなかなか目に見えないという部分なんですけれども、この青少年育成市民の会の発足が昭和58年11月に発足いたしました。その当時の組織構成団体につきましては、現在運営委員会を構成しております17の団体、そしていろいろな行事ごとに協力をしていただく協力会という形で17の団体にその位置についていただいております。

これがすべて横並びの組織でございましたけれども、今ご指摘のようになかなかまとまり、そういうふうな活動が発展していかないという部分で、組織の内容を以前ですね、組織の機構を扱うということで直接青少年の健全育成にかかわりのある団体で運営委員会というのを設置をいたしまして、その中に専門委員会の4つを構成したということでございます。

今ご指摘の市民に対してのPRがなかなか活動として見えないという部分なんですけれども、資料の中に書いておりますように、市民の会だよりを年に2回発行してそういう活動内容の紹介を行ったり、平成19年度については、青少年の主張ポスター、それから川柳作品の

展示会、こういうものを実施しながら、市民の方にも青少年健全育成に対するご理解を求めていったということでございます。

また、先ほどご質問の中にありましたように、ちょうど平成20年が市民の会が発足いたしまして25周年を迎えます。来る11月29日の土曜日になりますけれども、市民の会のほうで25周年記念事業を中央公民館のほうで開催予定になっております。その中で、今おっしゃいましたように、これを機会に、またさらなる活動が促進されるように皆さんの気を高めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） ぜひとも25周年の事業にですね、指導するというか、大人ばかりが集まってくるんじゃないかと、やはり対象者の青少年の方々が多く参加されるようにご期待申し上げます。終わります。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 済いません、まずちょっとおわびなんですけど、本当は不登校の資料要求とともにこのヤングテレホンのことについてもしたかったんですけども、まずこのヤングテレホンの相談員、現在これ何名で週何日活動されているのか。それから、この相談件数が事務報告書の58ページで、平成19年度については404件出ていますが、これが増加傾向にあるのか減少傾向にあるのか。この3点お答えください。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） このヤングテレホンにつきましては、現在2名の方で行っております。学校教師を退職されました方にご委嘱を申し上げます、2名体制で少年相談センターのほうでその業務を行っております。

また、センターの開園といいますか、受け付け業務につきましては、現在、月、火、木の3日間で、その時間外についてはすべて留守番電話といいたまいますか、そういうふうな録音による対応ということで、そういう意味では24時間体制ということで行っておるところでございます。

事務報告書に載せております平成19年度の利用者件数につきましては、合計404件ということでございまして、内訳といたしましては、電話による相談、また来所による相談はそう多くはございませんけれども、直接センターにお見えになって相談をされるというケースがございます。

傾向といたしましては、大体横ばい傾向ではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 再度、先ほどの青少年育成市民の会の件で聞きますけど、これはもう当

初から全区には支部をつくりたかったけどできなかったという経緯があると思いますし、私が思うに、これは団体として消滅する必要はないにしても、活動は必要ないと思うんですよね。活動はいろんな組織がやって、何か問題があったときにこの青少年育成市民の会ならそこが集まって協議をして、また各種団体に持ち帰ると。その程度で、何も問題がなければ、年間活動を何もする必要ないんじゃないかというぐらいに思っているんですけども、だから無理やりこの団体を維持しようと思う必要はないんじゃないですか。県との何か関係とか、そういうことで残さないかんなら、組織の名前だけ残しとったらいんじゃないですか。

別にいろんなことで無理やりしなくても、ちゃんとさっき市長言われたようにいろんな団体が独自に立派なことをやっているわけですから、全区にもない、支部ができなかったんであれば、役員なら役員だけ毎年おってもらって、何かあったときに相談をすると、各種団体が。その程度でよくないんですかね。私は何か発展的解消と聞いたけど、喜びよりでしたが、何か全然解消はする気ないみたいですが。

そういう意見は、私一人じゃなくて、結構昔から多いですよ。要らんのじゃないのという、しかし必要だというご意見も当然あるでしょうけれども、私はもうこれ必要ないのではないかなと思うんですけどね。別に今日変えろと言いません。ほかの意見も横からあるそうですから。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 青少年育成市民の会というのは、できた経過は私もよく知っております。大変、これをつくるときにどうするかということでですね、各行政区にお願いにも行きましたし、県もぜひ青少年育成という形でつくっていただきたいというのがあってですね、大変行政区に市のほうからお願いに行って、立ち上げてですね、やってきたんですが、やはり先ほども議長や副議長から出ていますけど、これに関連する団体がいっぱいあるんですよね。青少年補導だとか筑紫野警察署の関係とか、だから県からほんのわずかな金額をもらって、それを足して、あと90万円近く。事業を見るとですね、最終的には人権祭りなんかに参加という状況ですから、県のわずかな補助金をもらってその10倍近くの一般財源を出すよりも、ある一定、発展解消を検討する必要があるんじゃないかなと。

だから、この全区、44区の中に青少年市民の会、育成の活動団体が入っているのは今13ぐらいじゃないですか。だから、その地域も少ないと思いますしね。当初は全体的に全区挙げてということだったんですけど、その辺は内部検討をしてみて、90万円の予算が計上されていますけど、平成21年度の予算編成で見直しの対象にもなるんじゃないかなと思いますので、内部検討してみてくださいませんか。

県からたった5万円そこそかもらってするよりも、しかも内容見ると、議長のほうが資料要求出されてますけど、会議と、それから会報が1回出されて、25年もなりますけどね、大体余り大きな活動というのはないようですので。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） それぞれの団体がそれぞれまちづくりをやっていただいております。この市民の会も、私総会にも出席し、前のいきさつも知った上で言っているんですけども、改編され、そして進化させていこうというふうな動きの中で進んでおります。あるいは、補導連絡協だって、青少年だって、今の第2、第4等についてはあれだけ10時から12時までの中で市内を回っていただいている。昨日のお話の中においても、公園の中にそういった寝てある方がおられるというようなことも既に指導しながらやられておるといような状況があります。見えない部分の中で活動なさっておるのが、今の市民の会であるとか補導連絡協でありますとか、そういった方々がたくさんです。現場に行けばよくわかると思います。承知の上で、今言われているということもわかった上で言っております。

行政としては、今安全・安心の連絡会を発足をさせました。それにはすべての団体を網羅して、そこを頂点として安全・安心のまちづくりをしていこうというふうなことでの今の取り組みでございます。

そして、各組織については、それぞれの自主性を重んじながら、それぞれの歩みの中で行き、そして連絡、調整、会議を必要なときに行っていく、そういった組織づくりをつくっておりますので、私は今の市民連絡会議等々についてももうしばらく推移を見ながら、どうあるべきかはその団体の中で自主的な判断もされましようから、またそういった後方支援をしていくのが行政だというふうに思っておりますので、そういったところで若干推移を見守っていききたいというのが私の考え方でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。5項に入ります。保健体育費、1目保健体育総務費、ページからいくと260ページ、261ページ、262ページ、263ページまで、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目施設管理運営費に入ります。

大田委員。

○委員（大田勝義委員） 公有用地の購入費というのは、この前から私ずっと申しましたけども、あれが一応地権者と話されて、公有地ということなんですね。それで、その上にまたプール用地の借地料というのがありますが、これは何の借地になりましょうか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） ただいまのご質問ですが、上にありますプール用地の借地料、これは購入する前の4月から10月までの借地料ということで364万5,667円を支払いしたということでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 264ページ、11款に進みます。災害復旧費、1目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 12款に進みます。公債費、1目公債費について質疑はありますか。  
武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 施策のこれは80ページですか、本会議で市長が財政構造について報告された内容が、ここにも80ページに出ておりまして、大変、経常収支も97.8%になったと、それから起債制限率も12.8%になりましたと、それから将来負担率については、はっきり言って大変11.8%ですね。市の収納率も全体的に見て94.8%、こういう状況で大変すばらしい、この数字を見ると結果になっていますが、私はですね、まず追加資料の6ページですね、大変小さな数字なんです、新たに今年度から6ページに出ています公債費という欄がありまして、小さい数字ですのであれなんです、災害復旧がこれは4,171万8,000円からですね、補正予算債として一番高い、ここでは4億4,460万円、それから臨時財政対策債とかずっとありまして、減税補てん債、それから財政対策債と、この部分を足しましたら総額で90億5,995万9,000円あります。それがこの右の欄で国の交付税処置がですね、66億2,087万2,000円になりまして、補正前と補正後の差が24億3,908万7,000円なんです。補正の前の数字でいくのと、補正後で24億円も差があるというのが大変この差を、補正後の数値がですね、余りにも大きいなというのが1つあります。

それで、まずそこはそこですが、事務報告の62ページをおあけいただくとですね、太宰府市の現在の地方債残高については、230億7,080万5,740円になっています。62ページにですね。ところが、私が疑問点があるのはですね、この公共用地先行取得という形で先ほども文化財の分を聞きましたが、毎年7億円ぐらい、これは交付税措置ですが、完全な優良債です。44億8,375万円が計上されていますが、これは基準財政需要額の中には入っているのか入っていないのか。今追加資料の6ページに、言いましたように公債費として90億円、全体的に公債費として災害からですが、交付税措置に入れられる金額は、補正前は90億円、補正後は66億円、ところがこちらでは借金総額は230億円あると。だから、こんなに230億円もあるものが交付税処置の中に全体的に入っているのか入っていないのか、これが全部入れられるならば、交付税というのは増えるんじゃないかなと。

これは、西日本新聞の8月16日付に、県下の交付税措置として出された中で、今年は特交を含めて29億円、平成19年度はですね。平成20年度は太宰府は31億6,500万円という決定がなされて、特交まで含めてですよ。ところが、私は見ておりまして、借金の23億円のうち、交付税措置をしますよと言いながら、お金を国が早く言えば押しつけたわけですよ。減税分と言って、将来保証しますからといって減税補てん債、国の財政が厳しいからといって財政対策債を出してきた。その借金が230億円もあって、交付税措置は66億円という、なぜこれが入らないのかどうか、史跡地の44億円も購入しているのも入っていないと。これがどうも私は交付税措置



の基準の中に問題点もあるんじゃないかなど。私も、専門的じゃありませんから、まず説明をわかりやすくしていただきたいと。230億円も全く交付税措置の対象にならない、たった66億円というのは私としては納得しがたいということです。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 基本的な考え方として、公債費は基準財政需要額に入りますけれども、国、県から補助金が入っている分については除外されるということが基本でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 課長、簡単に言いなさんなよ、あなた。こっちはね、あなた方が出していた資料は、それこそ本真剣に、どういうふうに財政なっているのか、やっぱり貴重な資料出していただけてますから目を通すんですよ。

じゃあ、国の補助金が入れているものは、交付税措置になりませんと言われればね、それだけと、だから何で私はこんなに個々に見よってね、うちよりも小さな人口で、しかも朝倉市なんていうのははっきり言って57億円も交付税がもらえるのか。隣の筑前町も太宰府よりも交付税が多いというね、人口も少ないわ、こういう状況で。だから、うちは何で借金が230億円もあって、それが交付税の対象になるのは66億円という、ここの中をこう見ますとね、たった1、2、3、4、5、6、7、8、だから上にあります一般公共事業だとか、教育、福祉施設の地方債だとか、この活性化、こういういろんな部分、臨時道路整備事業債とか、当然これは交付税措置になると思うんですよ。それが入ってないんですから、こっちの中には。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 具体的に文化財のことを申しますと、決算書の55ページに史跡公債費元利償還金補給金というのがございます。これについては、公債費、借金した分の国からこの分だけ補てんされておりますので、それについては該当しないということで、一般的に起債、借金している分については需要額としては算入はされるということでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 全体的に230億円のうち、はっきり言って先行取得債として44億円の文化財も借金として上がっているけど、本来はこれは99%近くは保証されているんですよ。ただし、利子もあります。それを抜けたとしてもですよ、はっきり言って190億円の借金があるんですよ。190億円の中に、単独事業というのは、それは市独自でやった部分がありますが、国が事業しなさい、お金を出しましょうと言って出された分は、この中にたくさんあるでしょう。それが含まれなくて、たったの66億円が今追加資料の6ページに出されているように、補正前は90億円あったと、補正後は66億円しかなくて交付税措置、昨日副市長のほうからは、包括算定経費という形で人口と面積で16億2,630万6,000円というのがありますよという説明を受けたんだけど、こういうものが包括的に全部含まれているというのもちよっと私のほうとしては納得しがたいなど。

だから、こここの部分はよその自治体ではどうしているのか、補正前の額でいくならば、交付

税多くなるはずですよ。ところが、補正後というのは早う言えば借金したものをどんどん減らしてですよ、国の出す交付税率を少なくしているというような見方をするんですよね。あなたはどうかわつとると思う。私もようわからんけどね。だから、なぜこんな仕組みになるのかということですよ。

だから、私はこの周辺のやつの基準財政需要額を。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 余り簡単過ぎたので、もう少し説明を加えます。

○委員長（清水章一委員） ここで休憩します。1時から再開します。

休憩 午前11時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 副市長が説明をすると長くなるということで、私が説明しなさいということでしたので。武藤委員ご指摘のとおり、交付税の計算方式が非常に複雑で単純には見えてこないところがございます。それで、先ほどおっしゃっていましたが、その前に基本的なことを申しますと、借金の現在高は239億円ありますけれども、交付税が、市が借金しているもの全部が交付税に算入されるわけではございませんで、いわゆる優良起債と言われる交付税措置があるものが交付税の算入にされるということでございますので、ここを足したから239億円になるわけでは、まずございません。

それと、この補正前の数字と補正後の数字で開きがあるということで、なぜかということでございますけれども、ここで明快な説明ができるかどうかわかりませんが、補正前の数字といいますのは、この対象の項目につきましての大もとの数字をまず把握するというので、仮に公債費の中でも許可額をベースにした大もとの数字のとらえ方と償還額を大もとの数字としてとらえたものがございますので、一概に言えません。

それで、補正後の数字は何かといいますと、地域間格差の問題もありますので、全国押しなべてするためには、補正をかけなくちゃいけないというのが補正の数字でございます。それに標準単価をかけたものが最終的に需要額として算定されるということでございますので、非常に複雑でございますので、概要の説明ということはこれくらいにさせていただきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 決算書の265ページにね、今年元金で38億8,839万4,552円元利で返しているんですよ。これだけ借金が返せたというのは、やはり大変な努力があったと思うんですけど、先ほども言いますように、それでも平成19年度決算で239億円もまだ借金があると。ただし、この中の50%は優良債というのはよくわかりますけどね、ただしやはり計算方式で、普通

補正前の額と補正後の数値の関係では、物すごく特殊な計算方式ですよ。だから、その計算方式によって交付税が決まるんだけど、国もそういう状況の計算方式あると思うんだけど、私どもが見たときに、これだけの借金も本来借金を議会に皆さんが承認を求めてくるときには、当然交付税処置されますよと、交付税の対象になりますよと。お金を借りるのには、必ず国の許可が要るわけですからね。許可をするということは交付税処置をしますよということになってくる。

ところが、全体的なものを見て入っているか入っていないかといったときに、これはどうも交付税処置の中に入れられてないんじゃないかなとか、全体的な部分で交付税が決められているんじゃないかなと。だから、いつも言うと、特交に入っているとか、入っている予定ですか、こう具体的に返ってきますけど、正式に私のほうも、よその自治体も含めて見てみる必要があるなど。だから、私のほうも納得が、一面ではさっきも言うように2回も繰り返して申しわけないけど、230億円、そして補正は90億円、それから補正後は66億円、それで交付税については本当に29億円しかないという矛盾点があるから質問させていただいたということです。

これ以上聞いたら、もうみんながいろいろ言うからやめます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 最後、14款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、歳出全般についての質疑を行いまして、歳出の審査を終わりたいと思います。

歳出全般について質疑はありますか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 先ほども学校の校舎のことが出ましたが、一応補修で済めばいいんですけど、今後やはり建てかえの時期も含まれてくるんじゃないかなと思うんですが、その点の見通しわかったら、大きな予算になってきますので、お願いします。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 現在、学校の工事費等につきましては、耐震工事を最優先ということで現在進めております。これ、再三申し上げているかもしれませんが、この学校の耐震工事の一定のめどがつかましたら、学校の大規模改造等を含めたところでの年次計画を立てていきたいというふうに考えております。そういった中での対応をしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 武藤委員さんのほうからちらっと質問があったと思うんですけど、私は

昨日政庁跡に行って、蔵司、そこに行ったんですよ。そしたら、もうそこは閉鎖をして、この太宰府市が今買収にかかっているわけですけど、この進捗状況ね、今どのくらい買収されたのか。それはわかりますか、進捗状況。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 蔵司の用地を基本的には5カ年ぐらいをかけてやっていこうということで、全体で2万6,000㎡ほどありまして、5年間の計画で今3年目ということで、あと交渉相手もおりますので、平成22年度までには何とか用地のほうは買収していきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） それはあそこに行ったら、進入禁止、そして侵入者が入られたら家宅侵入罪で訴えるとかね、そういう看板が出ておりました。先日、学生があそこに入っていったら、何か警察が来て、すぐ退去させたということやけど、そういうことがたびたびあっていないですか。

何かそれだったらあそこに入られないように、もう少し金網を張るとかですよ、そういうことはできるのですかね。ガードレールをただ一つはめているだけでね。だから、もう少し入られないように防御柵はできないのか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 5カ年の計画で今用地交渉を行っております。まだ個人の土地があるという部分もありまして、基本的に、あそこからまだ入っていただくわけにはいかないという状況で、蔵司さんの、蔵司のもと家屋がありましたんで、家屋移転の関係は一応終わりました、今は入れないという形でガードレールで簡易に柵をしているという状況で、一度ごみを捨てられたということは聞いております。そういう状況もありまして、現地を再度確認して入れられないような形で対策を検討していきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 歳入に入ります。32ページをおあげください。

1款市税から入ります。1項市民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、それから4項市たばこ税、5項、6項、7項、8項までございます。34ページまでですが、質疑はございますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 監査意見書の11ページ、まず収納率は、昨日も言いましたように大変努力もいただいておりますが、さまざまな理由があると思っております。ところが、前年含めて、答弁もあっておまして、4億687万8,687円、その後、出納閉鎖後にも当然収納があっていると思っておりますが、これにまず変動があったかどうか。

それとあわせて、下のほうに税目不納欠損状況というのがあります。当然、時効もありますし、相続放棄もありますし、具体的なそういう状況もあると思うんですが、この部分について、特に平成15年から平成19年まで具体的に出していただいておりますが、最終的には不納欠損

額についても、2,950万5,355円ですか、これについては消滅があったり、それから相続放棄、時効、こういうちょっと特徴点だけを。それから今後の収納率、滞納関係はどういう対応していくかを報告いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 納税課長兼特別収納課長。

○納税課長兼特別収納課長（鬼木敏光） 先に不納欠損の特徴を述べさせていただきます。

不納欠損の特徴は、所在不明、自己破産、競売後の配当なし、倒産後清算終了ですね、それと相続後の相続放棄ですね、一番不納欠損で多いのが、5年の時効の徴収権の消滅でございます。

滞納金額の大きいのは、一番はやはり固定資産の874万9,000円の会社倒産後の社長の死亡によって、その相続放棄ですね。次、2番目は、やはり固定資産であって、会社の倒産関係でございます。

それと、今後の収納対策といたしましては3点ほど考えております。

1点目は、今退職されました国税専門官を滞納指導員として任用していただいておりますので、その方の助言・指導ですね、困難事案に対しての指導をいただきたいと思います。そして今また個々に各人が持っている滞納人の滞納処理状況のヒアリングをしていただいております。そしてまた、やはり午後5時から週に1回ですけど、夏休み期間等を省きまして研修をしております。

2つ目は、滞納処分の強化といたしまして、インターネット公売をしたいと考えております。これによって、滞納整理のアナウンス効果を図っていきたいと考えております。

3つ目は、徴収向上といたしまして、年間スケジュールを含めまして従来どおり、滞納額のリストアップをし、また誓約書のチェックをいたしまして、12月から5月まで、納税相談と夜間訪問をしたいと考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、納付書を送ったり納税通知を送るということについてはそれはもうあれですが、一番の問題は、担当課が一番大変ご苦労されているのは徴収訪問だと思うんですね。行って見て、税金滞納になっている、資産もない、生活実態から見ても納付は困難だという状況の判断を、どの範囲でやるかと思うんですね。多重債務があったり、いろんな状況もあるんですが、滞納していれば延滞金も年利13%近くなりますし、どんどん増えていくわけですが、やはりそこいら少ない職員の中で、この滞納部分について夜間訪問とかそういう訪問活動した実態の中でですね、どう判断をするかと。5年間もそのまま払えないでも、5年前の分だけを落としていくという状況で、推定課税で課税していても、また増えていくという悪循環になるんですが、どの範囲で判断するか。もう少し担当課、市も含めてですね、全体的に国が補助金をこれだけ削ってくる中に、実態調査をやっぱりすべきじゃないかと思うんですね。この辺はいかがですか。

○委員長（清水章一委員） 納税課長兼特別収納課長。

○納税課長兼特別収納課長（鬼木敏光） 今、滞納整理に2人ずつ回っておりますけど、やっぱりその家庭を見せていただきまして、それと家庭収入、家庭状況を聞きながらですね、今状況を見ながら、逆に5年間待つのでなく、3年で執行停止をかけていきたいと思っています。

収入状況については、うちの方に出してある財産調査等を調べまして、なるべく5年でなくして3年で落として保留していきたいと考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一度ね、その担当課も少ない状況の中で、これだけ納税者の部分しているんですが、一度、市長、副市長、一遍管理職でね、課長さんもいろんな部課長の許可をいただいて、合意の上でね、地域別に割ってみて、滞納世帯の訪問をやるというようなことを担当部と協議をして、わざわざ市の職員の管理職が尋ねてきたと、尋ねていってみたらこんな状況であったというのもですね、やっぱり担当課だけじゃなく、やはり執行部一体となっておりますね。福岡市は、やはりそれなりの管理職に実態調査というか、徴収率向上のためにという形で、他の自治体で幾つかやられている例がありますが、ほかの課の応援も得てやるようなことも一度検討してみたらどうかと思うんですが、この辺いかがでしょうかね。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） この収納率を上げるということについては、本当に大変なことではありますけれども、市としても、納税者のためにも行わなきゃならないというふうに思っております。

今、横断的な形、税だけではありませんで、保育料にしても、あるいはその他の料にしてもですね、しかりだというふうに思っております。総力を挙げて、横の関係あるいは関係課、国保あるいは保育なら保育の担当、あるいは全体的な幹部職員一体となった形での、どうすればその実態把握あるいは納税していただくかというふうな状況等をまず現場に入って調査しないことにはわからない側面もあります。

今、特別収納課も設けながらやっておりますけども、その手法は、私どもが徴収しておったときと何ら変わらないと思います。やはり現場を見、戸別訪問し、そして状況把握し、そしてその人に合った形での分納であるとか、納税の相談をしながら、収納率を上げていくというふうなのが基本であるわけですから、その辺のところ、全庁的な課題として、市民のため、納税者のために再度機構の面からも考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 地方税法、地方公務員法の関係がありましてね、やはり税務課の職員は立入調査権があるんですよね。ところが、ほかの職員というか、所管以外の職員はその調査権限はありませんから、一時的に市長がやっぱり委嘱をしてですね、徴収率向上を図るような一つのこのキャンペーン的な、一つのそういう1年に1回か2回かはですね、管理職のご協力をいただいて実態を把握すると。納めていただくような能力があるならば、やっぱり納めていただかなきゃならない。生活保護に近いような夜逃げするような状況の中では、はっきり言って行政側が行ってみてですよ、あなた、そんなに生活が苦しいなら、自己破産する制度というの

も今あるんですよと、多重債務についても分納したり、あるいは利息制限法で下げることもあるんですよと、減免制度だとかいろんな制度がありますよと。取り立てに行くんじゃないで、いただくものですから、そこによって生活相談も受けてやると。市の法律相談にもお見えになりませんか、市の窓口で一度相談に来たら、こんな問題で負担も軽くなりますよ、教育委員会に行つて、お子さんに何の負担もないように就学援助制度もありますよと、そういう行政サービスを訪問によって納税者に理解をしてもらうという方法もですね、やはりこの収納率の向上になると思うんですよ。

だから、あなた方が持っているいろんな制度、能力、それを納税者、滞納者に知らせていくという、やっぱりその方法をね、やっぱり考える必要があるんじゃないかな。だから、収納率、この4億円ですけど、以前は6億円、7億円あったのが4億円ぐらいにまで下がっていますけどね、来年からまた地方税法の関係があったり、税法でいろんな形で税金が年金から天引きされたり、いろんな形で負担が強まる状況、もう少しちょっと内部的に幹部会あたりですね、協議もしていただいて、収納率を上げるように努力をしていただきたいなというふうにお願いをしておきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、2款地方譲与税、1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 36ページ、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款、6款、7款、8款まで質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 9款地方特例交付金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10款地方交付税について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 11款交通安全対策特別交付金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 12款について質疑はありませんか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 毎年のこと、これ言っているんですがね、保育所の保育料あるいは学童保育料ですね。

○委員長（清水章一委員） 何ページ、どこですか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 41ページ。

○委員長（清水章一委員） 12款、はい、いいです。

40ページ、41ページ、43ページまで。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 保育料と学童保育料ですね。これ、連鎖反应的に増えているんじゃないですかね。保育料と。保育所に入れるときには、いろんな収入面だとかいろんな調査もされてやってあると思うんですが、これは一昨年ぐらいまで1,700万円ぐらいやったと思うんですよ。今年は3,400万円も増えていますので、これは私は袋制度か何かして、現場の人が、現場の先生が受け取るようにして、納めない人は袋を忘れた人というような分で書いたことあるんでね、もう少し現場主義で集めるようにせんと、これは連鎖反応でね、いつまでもこれは増える一方ですよ。これ、対策をちょっと考え直すべきだと思うんですよ。ちょっとその点の考え方を。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） 保育料の徴収の関係でございますが、現在ですね、毎月担当職員が保育所の所長のほうに回って戸別に納付書を配付している状況がございます。今言われています増えているんじゃないかという部分につきましては、徴収の努力を担当課のほうと交えまして出納閉鎖期間中とかにやっておりますけど、いろいろ問題がある家庭等が多くて増えている傾向にある部分もございます。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 聞くところによるとですね、納めていない人の方が大きな車で送り迎えしよるわけですね。正直に納めている人はね、小さい車というようなことも私は父兄の方から聞いておりますからな。そういうものを実態をもう少しね、把握してもらって、やはり平等に、やっぱり頑張ってもらわんといかんと思います。

以上、いいです。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

納税課長兼特別収納課長。

○納税課長兼特別収納課長（鬼木敏光） さっきの安部陽委員さんの件なんですけど、私のほうもですね、車の件を一応調べました。そして、平成18年度にですね、タイヤロックを補正予算で組んでもらったわけでございますけど、車を調べてみたらですね、やはりその方の名義じゃないんですね。やっぱり会社の名義とかで他人の名義なんです。それで、押さえることはできない状況なんですね。

それとまた、どうしても若いもんですから、給与も調べたんですが、給与もですね、押さえることができないんですね。本人10万円、1人子供4万5,000円をプラスしていきますと、どうしてもその金額より給与のほうが高いものですから、押さえることができません。銀行預金調べてもですね、やはりお金が入ってないんですよ。だから、そういったことでやはり滞納が増えているというふうな状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃ、次に進みます。42ページの13款使用料及び手数料に入ります。

1項使用料、1目、2目、3目、4目、5目、6目、7目、8目、46ページの消防使用料まで質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に行きます。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 46ページ、2項手数料、1目、2目、3目、4目、5目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。48ページ、よろしいですか。

14款国庫支出金、国庫負担金、1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 50ページ、2項国庫補助金、1目、2目、3目、4目、5目まで質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に行きます。3項の委託金、1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 54ページ、15款県の支出金に入りますけど、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 1、1項県負担金、1目、2目、3目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に行きます。56ページ、2項県補助金、1目総務費県補助金、2目民生費県補助金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 60ページ、次へ行きます。

3目衛生費県補助金、4目、5目、6目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 62ページをおあけください。

3項の委託金に入ります。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3項委託金、1目総務費委託金、2目民生費委託金、3目衛生費委託

金、4目農林水産業費委託金、5目商工費委託金、6目土木費委託金、7目教育費委託金、8目消防費委託金について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次に行きます。66ページをおあげください。

16款財産収入に入りますけど、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 1項財産運用収入、1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 68ページをおあげください。

財産売払収入、1目不動産売払収入について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 17款に行きます。寄附金、1項寄附金、1目、2目、3目、4目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 同じく68ページの18款繰入金、1項基金繰入金、1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 70ページをおあげください。

2項特別会計繰入金、1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 同じく70ページ、19款繰越金です。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 1項繰越金、1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 70ページの20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料の1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2項1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3項1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 4項1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 5項雑入、1目雑入について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 資料要求をお願いしましたら、大変わかりやすく提出いただきましてありがとうございます。

この中でですね、特徴点、報告いただきたいのは、新たに秘書広報課、地域振興課、経営企画課、管財課、税務課あたりがですね、広告掲載料が市のほうとしてもですね、ある一定の収入を増加を図りたいという形で実施された内容が報告されておりますが、引き続きどの、もう少し範囲を拡げるような考え方があるのかどうか、さまざまな部分についてですね、こういう広告収入が入っているのが1点です。

それから、市町村振興宝くじ交付金として1,117万8,151円、これが入っておりますが、雑入に入って最終的にはこの支出は大体どういうものに使用されたのかどうかという問題です。

それから、民生の雑入で4,317万8,778円の重度心身障害者が高額療養費、2点、373万4,227円もありますが、ある一定、これはこの高額療養の部分で雑入に入ったものの、本来は重度心身医療の関係で調整しなければならなかったのじゃないのかというのが2点目です。

そういう第三者納付金だとかいろんな部分ありますが、母子家庭の第三者の納付金とかですね、雑入でいいのかなというような感じがしますが、本来の支出部分、それから最後にですね、文化財課に環境対策事業助成金として10分の9、2,353万4,000円、これも雑入の中に教育債、教育雑入に入っていますが、この内容の特徴を報告ください。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 宝くじの分についてお答えいたします。

宝くじの分につきましては、国とか県の補助金ではございませんので、雑入に入れさせていただいております。この金額はオータムジャンボ宝くじの配分金でございまして、均等割40%、人口割60%で毎年いただいております。

それで、雑入でございまして、一般財源として取り扱っておりますので、特定なものに充てたということではございません。

それと、広告につきましては、ホームページと広報のほうで広告をとっております。今後とも、続けていきたいとは思っておりますけれども、始めて二、三年たちましてですね、広告代理店のほうはかなり立場が強くなりまして、単価を下げられている他市の状況もございまして、非常に苦戦をしておりますけれども、なるべく確保していくような努力をしていきたいというふうには考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ある一定、その広告を出していただく方についてはですね、ある一定、行政に広告を載せるという部分については、何%かは特別に税額控除とか、経費全額算入できると、会社の方の、個人とは別にですね、会社の場合は、そういう広報的なものをしたことはありますか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 私どもの課のほうではしておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、広告収入を上げようと思えば、全額経費算入できますよというものをですね、やっぱりそれなりに文書でお願いをするとか、私のほうはいろんな形で学校の卒業の何周年祝いについて祝賀広告を出してくださいとか、いろんな形で来ると思うんですね。私どもも事業をしていますから、事業所としていろんなところから祝賀広告、そういうものを言うてくるわけですけど、これは全額経費算入されるわけですから、具体的に市のそういう広告についてもですね、法人の場合は経費算入できるんじゃないかと思うんですね。

だから、太宰府の事業所、太宰府市外の事業所についても、全額経費算入できますので、ぜひご協力いただけないかと。余りよくない企業が広告出されたら困りますけどね、そういう広告収入を経費算入できる方法だとかというのをですね、内部検討もしていただいて、ここで見る収益を上げられたらどうか。見ますと、金額的にはですね、400万円近くあるんですね。経費算入できる。できるでしょうか。

通常は経費算入できると思うんだ。太宰府市の。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（新納照文） 広告の経費につきましてはですね、全額損金扱いできます。したがって、市のほうにもですね、確かに広告屋を私どもも知っておりますけども、すべてこれは必要経費的なものとして損金を計上されているというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、その辺をもう少し宣伝もしていただいてね、やはり収益を上げると。せっかく住民票や戸籍謄本の袋だとかですね、それから市内の回覧板の印刷をするとかですね、いろいろやはり今やっぱり収益をどう確保するかによってはですね、経費算入できることも最大限に活用していただきたいと。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） ご指摘のとおり、PRを活発にやっていきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 乳幼児医療費とかですね、そういう重度心身の部分について一度出したものが後から入ってきて、ここの雑入になっている部分は、本来はやはりその款項目節の中で対応すべきじゃないかと思うんですが、雑入処理されている経過についてお聞きしたいと言っているんです。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） この高額療養費につきましては、一たん公費医療で個人負担分を支出したものの、高額医療に該当する分を後日医療保険者から返していただいているものです。これについては、2年間の時効がありますので、2年前の分とか、過年度の分とかがかなり多額な高額医療費が戻ってきておりますので、現年度分に戻入するという措置は適當ではないと

ということで、雑入に収入しているという解釈をしております。

公費医療につきましては、2分の1は市の一般財源を充当しておりますので、結果としては一般財源に充当されて、公費医療に支出に充たっていると。財源充当もそのように構造的になっていると理解しております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 単年度で、はっきり言って公費もあり、一般財源も入れて執行した、ところがその執行した後の決算認定を受けた後の2年後にこういうお金が入ってきた場合には戻すことができないので、雑入に入れて一般財源として、また新たに来年度に使うと。こういうふうに仕組み的にしかならないということなんですね。単年度に入ってくれば単年度で処理して減額補正しなきゃいけません、出納閉鎖もしている、1年、2年以上たっておれば、受け入れ先が雑入しかないからこんな大きな金額が入ってきたと、こういう形でいいわけですね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい、わかりました。

それから最後に、文化財課にですね、環境対策事業、文化財課に環境対策事業として2,353万4,000円の雑入の特徴点、ちょっと。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 平成19年度と平成20年度で、現在水城跡東門周辺整備事業としまして広場の整備をですね、させていただいております、その事業に対しまして、財団法人空港環境整備協会から事業費の10分の9の助成をいただいて事業をしている分でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あれだけ立派なやつができたものの、単年度で支出したけど、これが財団という形で国、県の補助金じゃないために雑入に入れて、水城跡のところの整備をしたためだということになるわけですね。

それは、名称はやっぱり環境対策になるんですか。だから、私ども……。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 財団法人空港環境整備協会の助成の費目といいますか、名称がこの項目でですね、上がっておりますので、これで上げさせていただいております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい、わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 雑入の2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 74ページに入ります。

21款市債、1項市債、1目、2目、3目、4目、5目について、市債全体について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 歳入全般についての質疑を行いまして、歳入の審査を終わりたいと思います。

歳入全般について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) それでは、歳入歳出全般についての質疑を終わりまして、30ページをおあげください。

実質収支に関する調書に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次に、384ページをおあげください。

財産に関する調書に入ります。

財産に関する調書全般について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次に、416ページをおあげください。

416ページ、太宰府市土地開発基金運用状況報告書について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 417ページ、太宰府市国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金運用状況報告書について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 418ページ、太宰府市介護保険高額介護サービス等支払資金貸付基金運用状況報告書について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで質疑を終わります。

それでは、再度歳入歳出全般について総括的な質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 提案されています平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算書について

ですけれども、昨日も観光費に関しまして不用額について質問させていただきましたが、決算では款項目節ごとに不用額が示されています。不用額というのは、言うまでもなく、予算に組みられていたが経費節減や入札の際の執行残などによって使われなかった財政です。

春日市などでは、財政規則等で10万円以上の不用額は早い段階で住民に返していく措置をとっていると聞いております。3月末の出納閉鎖後に発生する不用額もありますので、全部をそういう対応するのは難しいかもしれませんが、事業の内容によっては住民に還元できた不用額もあったのではと感じております。今後の財政運営でのそういった不用額の運用につきましての取り組みをお願いしまして、提案の平成19年度の決算については反対を表明いたします。

○委員長（清水章一委員） ほかに討論はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」、簡略に決算特別委員会で反対討論を行います。

本会議でも反対討論をさせていただきます。

決算委員会において、執行部より、決算書に対する附属書類の提出、監査結果報告や議員要求に基づく追加資料の提出をいただき、質疑に対し、具体的に説明をいただき、まず初めにお礼申し上げます。

当然、決算認定ですから、当初予算や補正予算については、各委員会において審議がなされ、どのように市民の税金や国、県の補助金、交付金、予算が市民の福祉や教育に執行され、その成果と今後の課題等が決算委員会で審議をされ、平成21年度の予算編成に対し、今後の市政運営に反映させ、充実した行政執行が望まれますが、市当局は、予算編成に対して、平成19年度一般会計予算に対しては当初大変厳しい状況下に置かれているとのことで、枠配分に対する予算編成、補助金の見直し、人件費の抑制、事業費、扶助費、需用費の見直しを初め、指定管理者制度の拡充、また市当局は議会経費についても、財政事情悪化のために議会費に対しても減額が求められ、議会としても協力をしてきました。予算執行上、さまざまな結果、黒字決算になったことは、市民の方々に対してメリット及びデメリットがあったことは事実です。決算審議をいたしましたが、その都度、賛成、反対できませんので、採決に当たり態度を明らかにいたします。

特に、国の行政改革により、市民を初めお年寄りに対する増税や社会保障制度に対する負担増が強まっております。平成20年度の予算執行中ですが、平成21年度も市民負担は強まるばかりです。平成19年度決算の中で、行政執行上、評価すべき点もたくさんありますが、国の三位一体改革により市民が犠牲になったこと、予算執行上、再三にわたり見直すべき予算、支出の問題点も残されており、全面的に賛成するわけにはいきませんので、反対討論といたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号「平成19年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（清水章一委員） 大多数挙手であります。

したがって、認定第1号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成17名、反対2名 午後1時50分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 認定第2号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第2、認定第2号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りをいたします。

特別会計については、歳入の事項別明細書から審査に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

276ページをおあけください。

276ページ、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目、2目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 先ほど資料要求しておりました部分については、10ページをおあけいただきたいと思っております。

先ほども市長も答弁がございましたが、まず国民健康保険税の収納率も大変努力をいただいております。当初大変な額だったんですが、現在では2億8,442万5,594円になっております。それで、この平成19年度でもう少し資料をお願いすればよかったんですが、直接質問して申しわけございませんが、現在保留になっております健康保険証をお渡ししていない世帯数ですね、当然ここに出てきております件数としてはですね、平成16年が694件、平成17年が815件、平成18年が960件、平成19年が1,426件とありますが、この中の1,426件の部分、それから前の分もあるんですが、合計で3,895件の中で、健康保険証、窓口に来ていただきたい、納税相談に応じていただきたいという形で健康保険証をお渡ししていない総数がありましたら、報告いただきたいのと、それから、今全国的に大変国会でも論議になりましたが、やはりお渡



ししていない中に、乳幼児の方がおられる場合については、乳幼児だけのとか、高齢者がおられた場合はですね、今は年金から天引きになっていますが、特に乳幼児世帯が大きな問題になっておりますが、この部分についての把握がなされているのかどうか、この点をまず報告いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） まず、保険証をお預かりしている世帯が8月末で546世帯になります。それから、資格証明書を交付している世帯は6世帯で、資格証明書交付の中に乳幼児の医療証はいらっしゃいませんでした。

保険証がお手元に届いていない方、546世帯の中に、乳幼児は12人、小学生が35人、中学生が26人、合わせて73人いらっしゃいます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、ここの部分についてはですね、さまざまな事由もあって、先ほども市長の分もありますが、できれば、お預かりしている方、滞納額も最高では50万円超えた方もあるだろうし、100万円になった人もあると思うんですが、以前も質問させていただきましたが、この乳幼児の方だけにはですね、本人だけが使える健康保険証を送付するとか、小学生35人、中学生26人の方だけでも、その人専用の、修学旅行に行けないような状況ではですね、やはりみじめな思いをさせたくありませんので、こういう対応をとっていただくことはできるでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 今おっしゃられましたように、義務教育以下の子供さんについての保険証がないという実情について、やはり厚生労働省も問題意識を持って、今回全国的な実態調査をされていらっしゃいます。

その中で、今後厚生労働省の方針も出てくるのではないかなと思うんですが、法的にはやはりどうしても結果として保険証が交付できないということになっておりますけれども、やはり子育て支援とか、そういった子供さんに滞納の責任はございませんので、その辺についてやはりどう医療を保証していくかということについてはですね、今後真剣に検討していきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、市長、国もこの問題、一斉に調査しましてね、子育て支援と言いながらも、以前も私もこれしたことがあるように、やっぱり税金を納めてもらうために、あなたのお子さんにも小学生、中学生にも健康保険証送ってますよと。そういう配慮をすることによって、収納率につながる可能性もありますね、やっぱりそこで病気になっても医者にも行けないというような状況じゃあ困るんで、その辺は担当部とも協議もしながらですね、そんなに、全部で73名の方ですので、何とか対応を考えていただきたいなというふうに考えておりますが。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 子育て支援につきましては、これは次世代を担う子供たちのためであるわけですから、そしてまた福祉的に見ましても、乳幼児医療、就学前までというふうな形の中で、今制度として行っておるところにかんがみましても、やはり別枠といたしましょうかね、そういった方が73人中におられれば、必要なときに医療にかかられるような側面からの支援は必要だろうというふうに私も思います。

それで、何らかの形でそれが対応できるように、困られないような形の中での手だてを考えていきたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、税務課のほうとしてはですね、できればそういう納税相談が来たときにですね、やっぱりお子さんだけの部分についてはですね、今市長の答弁もありましたし、国保年金課長の部分もありましたし、やはり直接市長、副市長あたりに、こんな状況だけど、乳幼児医療費、もともと健康保険証がない限りは、乳幼児も受けられませんからね。だから、もともと本人、世帯主でも、利用できる方は乳幼児だけにしてあげればいいわけですから、そういう状況をですね、やはり特別に上席のほうにお願いをしたり協議もして、柔軟な対応を担当課としてはですね、していただきたいなというふうに、協議もしないで一方的にできるわけにはいきませんから、今のところ73名の方、ぜひひとつそういう対応していただくことをお願いしておきます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次にいきます。国庫支出金、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目、2目について質疑はありせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2項国庫補助金、1目、3目、4目について質疑はありせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3款1項1目について質疑はありせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4款県支出金、1項県負担金、2項県補助金について質疑はありせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5款共同事業交付金、1項1目、2目、質疑はありせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6款財産収入、7款繰入金について質疑はありせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 282ページに行きます。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 8款繰越金、9款諸収入について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) じゃあ、歳出のほうに入ります。286ページをおあけください。

1款総務費、1項総務管理費、1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2項徴税費、1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3項1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 288ページ、2款保険給付費、1項療養諸費、1目、2目、3目、4目、5目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 290ページ、2項高額療養費、1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3項移送費、1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 4項出産育児諸費、1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 5項1目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 292ページ、3款老人保健拠出金、1項1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 4款介護納付金、1項1目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) まず、3億1,745万1,400円という金額が出ておましてね、今企業健康保険組合が、介護保険の納付とか、こういういろんな問題で、全国的に2つの大きな、全部で今14企業健康保険組合が社会保険、政管健保に移行したという状況なんですけど、余りにもこの介護保険に対する負担割合が強まっているんですけどね、当然本人が保険料も出し、それから1割負担を出し、それから総額に対していろんな保険の団体も出し、いろんな部分、最終的には介護保険の問題については広域連合の関係もありますが、この負担基準というのは大変高額になっているんですけど、その辺、太宰府ではこんな大きな金額を国民健康保険から約3億1,700万円出さなければならないのかどうか、見直しができるかどうか、この辺は大変私のほ

うもちょっとわからないところがありまして、支出基準といいますかね、この辺を説明少しいただければと思います。

○委員長（清水章一委員） ここで2時15分まで休憩します。

休憩 午後2時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 介護納付金の3億1,745万1,400円の根拠でございますが、まず平成19年度の概算負担としまして、第2号被保険者1人当たり4万9,476円を抛出するようになっております。及び、平成17年度の精算として、精算額が約384万円払い過ぎだったということで減額されております。その金額を調整しまして、3億1,745万1,400円という納付金額になっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい、よくわかった。

○委員長（清水章一委員） 5款共同事業拠出金、1項1目、2目、3目、4目、5目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 294ページに行きます。

6款保健事業費、1項1目、2目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 298ページに行きます。

7款基金積立金について、1項1目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 委員長、特別にまた。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 以前私も国民健康保険の審議委員をさせていただいた経過があるんですが、問題はこの太宰府は他の自治体と比較して基金が少ないんですよね。だから、今現在ここに基金的なものが単年度で出てますが、この基金をどうするかと。一挙にインフルエンザが流行したりですね、そういう状況になったときに、どうしても財政的に圧迫すると。平成19年度は保険料の値上げは行っておりませんが、平成20年度予算で国民健康保険の改定は行ったんですが、余りにも基金がないというのが太宰府の国民健康保険の特徴なんです。これだけ赤字になっているのに、基金があれば当然基金を取り崩して黒字にすることもできんですが、ある一定、基金としてですね、やっぱり当初から積み立てを計画をしていただきたいと思います。

うんですが、ほかの自治体では大変な基金があるんですよね、国民健康保険に対して。だから、今後の基金に対してはどういうふうに考えられておりますか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 国保財政については、独立採算ということで運営しておりますけれども、現時点ではもう現年分の療養給付費を賄うだけで精いっぱいというところが実情です。ご存じのように平成19年度は大きな赤字を出しております。私どももやはりなるべくいい経営をして基金を積み立てていけるようになれば望むところなんですけれども、なかなか厳しい状況があると思います。基金を積み立てるために保険税を上げるというわけにもまいりませんので、今のところは経営に努力をしながら、良好な財政運営を図っていきたいと思うんですが、一般会計のほうもですね、少し経営が改善してきたように見受けられますので、今後は一般会計からの支援を期待したいというところが正直な気持ちでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 先ほど雑入の質問をさせていただいたんですね。やはり雑入の中で国民健康保険のかかわる雑入についてはですね、一般会計に使うよりもできれば基金として入れるようにできないかどうかということなんです。いろんな国民健康保険の関係の支出がありますから、それがこの民生費の雑入に入ってくるものをですね、一般会計じゃなくて特別に基金として入れるというような方向もですね、検討する必要があるんじゃないかなと。今のところ基金というのは、以前は2,000万円から3,000万円ぐらい、ほんのわずかな金額があったんですが、今金額については、もう全くここに書かれている数字しかないんですよ。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい、そのとおりです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、できれば民生部としてはですね、雑入あたりに対してはですね、基金に入れるようお願いをしたいなというな、私としては考えを持っておりまして、雑入についての資料要求をした経過がありますので、これちょっと内部で検討しなきゃいけません。そこいらちょっと今後の、本当に風邪なんか流行したらね、一挙に医療費ははね上がりますからね。そうすると、この財政がまた赤字になるということにもなりますので。それと同時に、過年度滞納金がですね、回収されれば、はっきり言って基金に積み立てていく。だから、2通りの方法を考えて国保財政を安定させるというものもですね、やはり幹部会あたりで協議もしていただきたいというふうに考えておりますが、この辺どうでしょうか、副市長。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） ここ五、六年前までは、この基金が1億円近くございまして、それを医療費の高騰を見ながら少しずつ取り崩しをして赤字を防いできておりました。そのために、国民健康保険税の値上げが約10年間ぐらい何も扱わない状態じゃあなかったかなという気がしま

す、増額のほうはですね。それがよかったのかどうかということなのですが、そういうふうなこともありまして、今回は1億円を超す赤字になりました。太宰府市は、本当に独立採算制で特別会計はいくべきだという基本の方針がありまして、これを一般会計から出せば、それはもう解決するんでしょうけども、国全体としてそれで医療費の制度はいいのか。例えば、私たちは健康保険のほうでもその負担をしますし、税金でもさらに市民のための負担をしなければいけない。二重に負担をさせていいのかというようなこともあります。国保財政は非常に脆弱な制度ですので、ある程度の公費の負担というのはございますけども、単独経費を出すについては、割と慎重に考えております。そういうことから、今後税金あるいは医療制度を見ながら、一番は医療費をなくすということ、これについては十分お金をかけてもいいと思います。特に、市長がよく言いますように、お年寄りを外に連れ回そうと、そして健康になっていただく、そういうことを市全体でやっという基本的な姿勢も持っておりますので、そういう面からは今後とも努力していきたいなと思っております。いずれにしても、赤字が1億円を超えましたので、その方面についての対策を今後いろんな形から検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私が言ったのはね、基金はやはり必要でしょうと。だから、ここに今2億8,400万円近くも滞納がありますよと。ただし、当年分というのは、当然一般会計に入れなきゃいけません、平成16年ぐらいの部分の滞納が入ったとかですね、早う言えばその前の分もあるかもしれませんが、単年度以外の部分についての徴収ができるならば、それは基金のほうに持っていったり、雑入で国保にかかわるものについては基金として持っていくことを検討していただけないかという話を質問をしたところなんですよ。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） それよりも先に、医療費の支払いのお金がないんですね。ですから、滞納でもまず現年に回しているという状態です。それで、借金があるのに貯金を余計にできるかということもありますので、まず現年の体制を整えて、それから貯金という形にしなければいけないと思っております。こういう4,300万円ぐらいの雑入があるからそれをどうかということなんですけども、これは一般会計からの単独の支援金という形になるわけですね。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 平成16年とか平成17年とか滞納の部分が入ってきたときに、そのお金を、私のほうが、追加資料の10ページですよ、追加資料、これまでね、単年度が大変だから過年度分も集めても単年度に入れるというのはね、それは補正すればできることだけど、こういうものを基金として滞納部分が入ってきたときに基金に持っていくことはできんかというけど、あなたは持ってこんど。何もかも民生の雑入まで私は入れようと言っているわけじゃない。かかわるものだけをと言ようんだから。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） だから、それはちょっと前段で答えたつもりですけども、滞納分も含めてですね、現年分と滞納分を含めて、歳入と歳出のバランスをとって予算を組んでるわけです。滞納分を基金に積み立てるといったら、それ以上に現年分の税率を上げなければいけないので、財政が安定した後に貯金に回したいということです。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、進みます。
8款公債費1項1目について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 9款諸支出金、1項1目、2目について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10款予備費について、質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 300ページです。
11款前年度売上充用金について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で歳入歳出の質疑は終わりました。
次に、274ページをおあげください。
274ページ、実質収支に関する調書について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。
それでは、再度歳入歳出全般について総括的な質疑はありませんか。
安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 297ページですね、歩こう会、これ、現在何人ぐらい歩こう会の会員でおられるか。やはり先ほどから医療費はどうかの言われてますから、この歩くことが健康に物すごくいいんですよ。これを充実させたら医療費も減るだろうと思います。そのためにはですね、500日達成だとか1,000日達成の場合には……。
（「メダル」と呼ぶ者あり）

○委員（安部 陽委員） メダルじゃなくて、靴の3分の1ぐらいの補助、あるいはシャツをね、シャツを差し上げるというようなふうで、そういう褒賞金をこれに組んでいただいてね、やっぱり希望を持った歩こう会にしてもらいたいと思うんですね。ちょっとその点、検討していただけないかね。医療費削減のため、これ、お願いしときます。人数だけ教えてください。

○委員長（清水章一委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 1,800人でございます。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） はい、わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。
採決を行います。

認定第2号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第2号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後2時30分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 認定第3号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第3、認定第3号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

310ページをおおげください。

1款支払基金交付金から入ります。

1款1項1目、2目について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款、3款、4款、5款、310ページについて質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 312ページ、6款諸収入について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 314ページに入ります。歳出です。  
1款総務費、1項総務管理費、1目について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款医療諸費、1項1目、2目について質疑はありませんか。  
武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 国民健康保険のかかわりもありますが、事務報告のですね、65ページに



先ほど審議した内容の中で、参考になるかどうかわかりませんが、お年寄りの医療費が1人当たり88万3,763円という、前年から見て少し下がっているんですが、今度はこの老人保健特別会計になるわけですが、後期高齢者医療制度ができて、平成19年度、平成20年度部分で老人保健特別会計が後期高齢者医療に変わりますが、まずここの中にあります医療費支給内訳について、以前の質問でもありましたように、こういう老人保健制度に残されていた食事療養費負担、それから補装具、柔道整復、はり、きゅう、あんま、マッサージ、この部分が今後はどういうふうになるのかという部分ですね。後期高齢者医療制度になった場合についてですが、それから、前期と後期とありますが、この部分でどういうふうになっていくのかと。それから逆に、こちらのほうの、先ほど言いましたように、お年寄りにかかったこの88万3,763円ですが、こちらでは老人保健関係では1人当たり92万3,419円という数字が出ているんですね。なぜ国民健康保険と老人保健の関係で、前期と後期の関係があるのかなど。医療給付費の関係では大きな差があるんですが、この特徴というのをちょっと説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） まず、1点目の給付内容でございますが、後期高齢者医療制度においても、給付内容は以前と同様の給付が受けられます。

それから、2点目の65ページの老人医療費の給付金額と老人保健のほうの給付金額の金額の相違でございますが、国保のページは国民健康保険の被保険者の中の老人という線引きです。それから、老人保健特別会計のページは、これに社会保険の被扶養者だとか社会保険の本人の医療保険が社会保険とか被用者保険のその他の保健の老人を加えた老人保健全体の医療費ということになります。それで、前期と後期の、前期老人と後期老人という線引きですが、前期高齢者と申しますのは、給付の面で言いますと70歳以上を前期高齢者と線引きをしまして、70歳から74歳までは自己負担割合とか限度額においては、老人保健とほぼ同じ内容になっていると。それから、75歳以上を後期高齢者という分け方をして、これは全く別の医療保険の被保険者ということで、そういう仕組みになっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、この平成19年度はまだ後期高齢者医療制度は発足してないんですよね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい、そうです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、ここで見る、早う言えば、さっき言いましたように、国民健康保険全体の中の88万3,763円、それから若人と言われる部分は17万2,157円という数字を出していただいているんですが、この88万3,763円は65歳以下なのか、それとも年齢的には70歳なのかいろいろあると思うんですが、この88万3,763円については、老人保健の適用医療費というふうになってるんですね。67ページの医療費の支給状況の中で、63億1,300万円近く総医療費

がかかったと。一部負担金として1人当たりがあつて、92万3,419円となっているのは、これは大体何歳以上の1人当たりの医療費なのかというふうにちょっとお聞きしたんですが、年齢的にちょっとわかりやすく。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 3月までの保健制度はですね、75歳以上でも老人保健と医療制度と医療保険って両方持ってらっしゃったんですよ。ですから、国民健康保険の中でも75歳以上の方を、基本的にですね、75歳以上の方を老人保健適用の国保老人という分け方をして、実際の医療費は老人保健の特別会計から出るんですけども、財政的には国民健康保険の老人がどれくらいの医療費なのかという内訳はこういうふうにわかるように管理されております。ですから、国民健康保険事業特別会計の老人保健適用者分と申しますのは、あくまで障害があれば65歳以上ですけども、75歳以上の国民健康保険の中の75歳以上のご老人の医療費になります。老人保健特別会計は、この中には国民健康保険の75歳以上のご老人と、社会保険の75歳以上のご老人が一緒になった老人保健ということになります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） ですから、国民健康保険の療養給付費で支出から出ている分についてはですね、老人保健の75歳以上の医療費は出てないということですね。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、この時点では社会保険に入っている、早う言えばお年寄りも含めて市が負担をしなきゃならなかったと。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい。老人保健のお財布から出していたわけです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ですね。この平成19年度まではね、早う言えば、社会保険に入っても老人医療の無料というか、老人医療証を発行しなきゃならなかった。だから、社会保険の扶養に入っている人と国民健康保険の扶養に入っている人と分けたときの医療費の違い、総体的なものが老人医療では約92万円、太宰府市の老人医療としては約88万円と、こういうふうを受けとめたらいいということですね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 国民健康保険のご老人ですね。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい、国民健康保険のほうですね。はい。ようわかった。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に入ります。

316ページの3款公債費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4款、5款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で歳入歳出の質疑は終わりました。

次に、308ページをおあげください。

実質収支に関する調書について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

それでは、再度歳入歳出全般について総括的な質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第3号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後2時40分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 認定第4号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第4、認定第4号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

326ページをおあげください。

326ページ、歳入、1款保険料、1項1目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款国庫支出金、1項1目、2項1目、2目、3目、4目、7目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 328ページに行きます。

3款支払基金交付金、4款県支出金、5款財産収入について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 330ページ、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 330ページ、6款繰入金、7款繰越金、8款諸収入について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 次、歳出に入ります。

334ページをおあけください。

1款総務費、1項1目、2目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 336ページ、2項1目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 施策評価のですね、22ページ、藤井委員が追加資料として66ページに要求されているようですが、ここで太宰府市の高齢者福祉という形でのですね、介護状況がどういうふうになるかというのが施策として出されております。特に、今介護職員というのがどんどん、大変、24時間関係があったりですね、給与が安いという関係があるんですが、これを見ておきまして、ア、イ、ウというこの成果指標の関係で見ますと、今年度が15.50%、来年度が1%上がるという状況になっております。それで、施策の役割分担、裁量余地というところを見ておきまして、支援専門員の育成を図るということと、それから要介護1の高齢者が急増している。65歳以上の人口の中でですね。それで、先ほども質疑があっておりましたが、今後介護関係が、一面ではですね、これ、平成18年度は18.04%、それから平成17年度が18.30%、平成18年度が16%、ずっと、平成19年度は15.50%で、来年はまた増加傾向になる状況ですが、最終的には高齢者の寝たきりは、まずそこのアを見ていただくと316人ですか。そうすると、先ほど藤井委員が資料要求出している66ページを見ますと、ここにはですね、介護保険料の激変緩和措置の対象人員はということですが、まず、第4段階の部分については、これは169人というふうに見るんですかね。ああ、169人ですね。第5段階が900人、そして第1段階、第2段階、こういう状況ありますが、今後こういう状況で緩和処置もありますが、見通しとしては介護が本当に増加していくのかどうか、担当部ではどういうふうに、ここで政策の状況が出ておりますが、もう少しこれを補足説明いただきたいと思うんですが。

○委員長(清水章一委員) 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(古野洋敏) 法改正に一部伴いまして若干こういう形で数値の減が出ております。現状的にはですね、今の状況でいきますと、大体横ばい状況でございます。ただし、これ

が今後の状況を勘案しますと、やはり要介護の率は高くなってきます。特に、要介護、これ5を指した部分で寝たきりという形でここで記してはありますが、そういう関係で、やはり市といたしましても高齢者が健康で生きがいを持っていくために、やはり予防事業、国もこれ物すごい力入れてはありますが、予防事業について今後行政としてですね、また市域との連携も深めた中で、公民館単位での予防事業、文化活動とかという部分も新しい視点を持って今後取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、これ見ておまして、平成19年度は213人が、はっきり言って100人近く寝たきりが増えるような、この平成20年度なっております、ちょっとその辺が心配ですね、要介護5が増加するような状況のないようにですね、今課長が言いましたように、どれだけ高齢者に生きがいを持って寝たきりにさせないというか、こういう要介護5ですから当然3、4もありますし、今後の介護医療の部分について、またこれが療養施設に入院すると医療費にもはね返ってきますしね、いろんなさまざまな出費もかさみますので、この辺についても今後の大きな課題として検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員、どうぞ。

○委員（福廣和美委員） この施策評価の、22ページ、(6)この施策に関して関係者からどんな意見や要望が寄せられているかということで、各課、保健センター、担当課、社会福祉協議会、連携に関する苦情が寄せられていると。どのような苦情でございましょうか。連携に関する苦情というのは、どういう……。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 高齢者支援課は高齢者支援課としての介護予防事業を実施していますし、また保健センターについても一部似たような事業もございます。社協は社協で今福祉懇談会とかという形の中で事業を展開していますので、そこの辺をもう少し調整をとった中で、太宰府市としての高齢者事業の推進をしてほしいという部分が市民、役員さんから寄せられている状況でございます。今は、それを解決するために関係課が集まって事業の見直しといえますか、どういう形で事業をしているかという部分を相互共通理解するために会議を催しながら解決したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それと、この介護認定の審査会システムというか、要するに介護認定そのものに対するですね、苦情とかそういうものは、今現在はどんなふうですか。なければいけないけど。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齡者支援課長（古野洋敏） 苦情はございます。例えば、要介護1程度の人は要支援1、2に再度審査会で軽くなる場合がありますので、その件につきましては、やはりどうしても苦情等がございます。できるだけその状況を窓口で説明して理解していただいている状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） どういうわけか認定が下がるということは、本来は喜ばにやいかんのやけど、どうもそういう傾向にはない。上がったほうが、重くなったほうが喜ぶという、いや、そういう傾向ですよね。介護認定が4から3になったから、本当は喜ばないかんのが、いろんな関係で3が2になると病院を出なきゃいかんとか、症状的にはそう変わらんけども、その介護認定だけで病院をたらい回しにされるとかという、そういうちょっと矛盾したですね、自分がいろんな関係した部分だけでもそうですけども、よくよく見よると、何であの人が介護認定4やろかと、何でこっちが2なのにあの症状で4なのかというのはね、非常に疑いたくなるようなことですね、随分あるんですよ。そりゃあ、もうそのこと一つ一つにけちをつける気持ちは毛頭ありませんけども、そういう苦情に対してはですね、懇切丁寧にぜひお答えをさせていただきたいと、そのことを要望します。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済みません。全体のところで聞こうと思っておりましたけども、今出ましたので、追加資料の66ページのほうでお願いしました激変緩和措置への対応をですね、平成20年度も今継続して行っていたいてますけども、この2番で出していただいた数字ですね、対象人数と差額のところを掛けると約725万円ほどのこの緩和措置への対応をさせていただいているというふうになってますけども、これの平成21年度の見通しについてですね、今現在の状況とかありましたらお聞かせいただけませんかでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 高齡者支援課長。

○高齡者支援課長（古野洋敏） この激変緩和措置につきましては、平成20年度につきましては国の判断で激変緩和措置をする、しないは市町村長の判断に任されているところでございます。太宰府市といたしましては、高齡者の近々のいろいろな状況がございますので、激変緩和措置を適用した次第でございます、市の判断で。来年につきましてはですね、これはまた12月ごろ来ると思いますが、激変緩和措置をとっていいか、また市町村の判断にゆだねられるかはまだはっきりしておりません。また、その段階で市で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

336ページ、3項介護認定審議会費、4項、5項について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 338ページの2款保険給付費について質疑はありますか。340、341かな。それから、342、343、344、345、346ページ、2款全体について質疑はありますか。

(「全体」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2款、2款。後で歳入歳出聞きます。

じゃあ、3款へ進みます。

346ページ、3款財政安定化基金拠出金、4款地域支援事業費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 350ページ、5款公債費、6款諸支出金について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 7款予備費、8款基金積立金について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で歳入歳出の質疑は終わりました。

次に、324ページをおあげください。

実質収支に関する調書について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

それでは、再度歳入歳出全般について総括的な質疑はありませんか。

安部陽委員。

○委員(安部 陽委員) 327ページで、歳入の面で収入未済額は約1,300万円から出とるわけですね。今後はやはり寝たきりだとか高齢社会でこれはどんどん増えていくと思うんですね。保険料を上げるという対応はすぐにできるんですが、そういうのではなくて、別の考え方を、対応策を考えてもらわないと、市民は一部の、一部って言ったらおかしいですけど、そういう人たちによってまた犠牲者が出てくるというふうになってきますので、やはり対応策は行政として考えていただきたい。これを慎重にお願いしときます。これが消えないようにですね。

○委員長(清水章一委員) ほかにございませんか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手であります。

したがって、認定第4号については認定すべきものと決定しました。

(認定 賛成19名、反対0名 午後2時56分)

○委員長(清水章一委員) 以上、本会議において報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 認定第5号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長(清水章一委員) 日程第5、認定第5号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

362ページをおあけください。

1 款県支出金から入ります。

1 款県支出金、2 款財産収入、3 款繰入金、4 款繰越金、5 款償還金について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 大変資料出していただいております。9,852万9,559円。いつもするんですが、これを見ておましてね、4番、8番、12番、15番、22番、それから今年全く納付のない31件中16件が償還されてない状況なんですよ。それと、もう一つはですね、こういう償還がなされないために、この一般会計の繰り入れがですね、この制度が始まった昭和43年から平成19年度までに4,562万8,000円も一般会計から繰り入れたというのが資料として出されたんですよ。だから、やはりこういうこの一般会計から繰り入れを行って償還をしていかなきゃいけないという問題。大変担当部はご苦労いただいているようです。今後どういふふうにしていくかというのも大変悩まれているんじゃないかと思うんですね。12番見ましたら、1,070万円をお借りして、元金の償還済額は78万8,201円ですね。利子を払っているのも含めてですが、逆に1,070万円が元利含めて1,233万6,885円の未納という状況に12番がなってます。借りた元金と同額みたいな状況が6件近くあります。今まで支払いをされた方もおられますが、実態いろいろあると思うんですが、今後の一般会計の繰り入れも、はっきり言ってこんな大きな金額をですね、単年度で見ればそんな大きな金額じゃありませんけど、やはり4,562万8,000円は市民税金を投入しているということは問題がありますから、今後の徴収率向上についてはどういふふうにお考えになっているかを報告ください。

○委員長(清水章一委員) 人権政策課長。

○人権政策課長兼人権センター所長(津田秀司) この住宅貸付金につきましては、平成8年度を



最後に新たな貸し付けは行っていません。今は回収のみを行っているということでございます。現在は、右の表のとおり、全体で31名の方が総数でございます。昨年度に、平成18年度に比較して2名の減ということになってます。このうち31名のうち、滞納がある方は23名ということでございます。貸し付け後に相当の年数が経過しておりまして、貸付者が高齢に達しておられます。仕事ができなくて非常に収入も少なくなっているというような状況でございます。今現在力を入れているというところは、一つは連帯保証人への請求、連帯保証人を2人入れますので、その請求、それから相続人への請求、それから分割納付といって5,000円でも1万円でもいいから、とにかく相談に応じて支払いに応じていると。それからもう一つは、夜間徴収もしながらしております。今一番力をこれから入れていこうというのは、抵当権の設定です。現在、残りの貸付者31名のうち、相当数の方が抵当権を設定してないというような状況で、知らないうちに既に物件が売却されているというような、存在しないものがあるというものもございます。したがって、こういう事態が発生しないように抵当権の設定はできるものはしていきたいということで、今何件か相談をしております。もう既に1件は法務局のほうに本人に許可を得まして抵当権の設定を申し出をしておりますので、まずはそうしないと、仮に法的手段に持っていくにしてもそれができないということになりますので、抵当権設定できるものから順次していくということで、今それを考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） この問題はもう毎年決算のたびにね、何らかの方法を考えなさいよと、土地と建物を取得、貸し付けたは連帯保証人2名の方をお願いしているだけで抵当権の設定をしてないと。先日あなたのほうにもご相談があつて、お借りした人が生活保護の受給になりました。保証人の方も生活困窮と、こういう状況の中で、子供さんがもうはっきり言ってそれはもう借りた土地、建物については保証人になって取り上げられてしまっていると、建物は無いという状況で債務だけ残っていると、こんな状況の中でですね、やはり市としては保証人の方に督促を出しておられて、娘さんがこういうお金を借りてしていたんですけど、処分して、建物は無いけど親にかわって代納をしたいというね、こういう誠実な方もおるわけですから、納付書を送ってください、少ししか払えませんが、もう土地も家もありませんけど、お借りしたものについては払わなきゃいけないという、こんなまじめな人もおるんですけど、ここにあるように借りっ放しでね、一円も払わないでおるとするのは、やはりぴしっとした法的措置をとるようにね。今、課長さんが言われましたけど、職権でできないのかどうか。貸し付けたものについてはですね、職権でできると思うんですよね、借用証書があるわけですから。一々相手に相談に行く必要ないと思うんですが、太宰府市でも固定資産税払わなければ税金の滞納で仮差し押さえ。だから、抵当権じゃなくて、逆に言えば何らかの形で仮差し押さえだけでもさせていただけんかと。抵当権の設定じゃなくて、仮差し押さえだけでもさせてほしいという相談ができないか、内部で法制審議会やいろんな部分、それからこれは県がかかわってますから。県

とも協議してですね、一々相談しなくても仮差し押さえ、こういうものがないか、新たに検討いただきたいと思いますので、課題として内部検討してけれませんか。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） この現在問題になっておりますことはですね、私ども重々承知をしまして、市民生活部挙げて、先ほど課長が語る説明しましたような形の中で取り組んでおります。法的なところもいろいろ検討を専門的にも研究をさせておりますし、現実としてはこれ31件のそういう滞納があるわけがございますので、そうしたものをどう解決するかということですね、鋭意努力をしておりますので、これがただ相手がありましてですね、なかなかそのケース、ケースに応じてですね、31人それぞれのケースがございます。そのケースに応じたところで法的処置ができるものにつきましては、それも視野に入れながら市民生活部挙げて取り組んでもらいたいと思いますので、ひとついましばらくお待ち願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 先日ですね、森岡委員長ともこういった話をしたんですけど、森岡委員長あたりもですね、そりゃあもう貸した金はね、太宰府市に迷惑をかけているのだから、そりゃもう徹底して取ったほうがいいよと、そういうお気持ちなんですよ。だから、あなた今まで、これを毎年、毎年こういう問題が出てくるわけですけど、何か一つ、一人か二人はこれをぼんとですよ、差し押さえするとか裁判にするとかですね、そうしたら、今度はうちの番じゃないかなというようなね、そういう気持ちになるんじゃないですか。あなたたちがほったらかしとるからいつまでもね、もう払わんでいいと。いやいや、そういうふうには、これを見たらね、あなた、これ、12番、1,000万円借りて70万円しか払ってないんやから。500万円借りて42万円しか払ってないんやから。そりゃ、そうしか、これがもう1年目じゃないんですよ、もう20年、30年になるんですからね。そういったところをやっぱり思い切って、もう森岡委員長もそう言うっておられるんやから、そうしたらどうですかね。私はそう思いますけどね。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 私ども精いっぱいですね、頑張っております。結果としてこういう結果が出ておりますので、先ほどから申し上げておりますように、それぞれのケースがありますので、それぞれのケースに応じたところで厳重な形の中で、この一日でも早いこの問題の解決に努力をしたいと思っておりますので、そういう強い決意で取り組んでおりますので、ひとつよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） よろしくお願ひします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 歳出に入ります。

368ページ、1款総務費、2款公債費、3款基金積立金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で歳入歳出の質疑を終わりました。

360ページ、実質収支に関する調書について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

それでは、再度歳入歳出全般について総括的な質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第5号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後3時09分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 認定第6号 平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第6、認定第6号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

378ページをおあけください。

1款繰入金、これについて質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 380ページ、歳出、1款公債費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で歳入歳出の質疑は終わります。

次に、376ページをおあけください。

実質収支に関する調書について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

それでは、再度歳入歳出全般について総括的な質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手であります。

したがって、認定第6号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後3時10分〉

○委員長(清水章一委員) 以上、本会議において報告をいたします。

ここでお諮りします。

あとは日程第7の水道事業会計に入るわけですが、所管の担当者並びに部長にお残りいただいて、あとは退席という形でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) じゃあ、3時25分まで休憩します。

関係者の方だけお残りください。

以上です。

休憩 午後3時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時25分

○委員長(清水章一委員) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 認定第7号 平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について

○委員長(清水章一委員) 日程第7、認定第7号「平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

質疑に当たりまして、決算書があります。1ページから26ページまであります。全体についてですね、どのページでも結構ですので、質疑を受けていきたいと思っております。関連があるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

質疑はありませんか。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 1つだけ。報告書の1ページだけですね、ここにちょっと気になる記事があるんです。漏水量が前年度より3万7,999m³の増となった。漏水量ですね。やはり漏水はできるだけないようにして、単価を下げるほうに向かわせないといけないと思うんですが、これ、漏水、今これを探知機もあると思うんですよね。そういうものを含めてこれに努めてもらいたいと思いますが、ちょっとその点の漏水のことについて。

○委員長（清水章一委員） 施設課長。

○施設課長（大江田 洋） 漏水に関しましては、市内の古い団地、要するに都府楼団地とか梅香苑とか、古い団地でもともと専用水道だったところを市の水道に切りかえていったという経緯がございます。そういうところについて、老朽管ということで漏水がってますので、調査をいたしております。深夜、みんな寝静まったころ、静かなときにずっと音を探査するとかですね、いろんなことやって、年間何件かはやはり見つけております。だけど、老朽管の更新というのを今からやってですね、漏水を減らしていくということに対して努力していきたいと思えます。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） お願いしときます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、監査意見書がですね、具体的に出されて目を通させていただきました。

まず、50ページ開いていただけませんか。

まず、平成13年度から平成18年度、そして現年分と、現年分の2,179万2,958円については、出納閉鎖後に収入がもうあっていると思うんですが、この変動が少しあっているんじゃないかというのが1点ですね。

それから、この平成16年度だけをですね、168万9,196円を不納欠損にしているんですが、この特徴をですね、報告をいただきたいということなんです。

それから、もう一つはですね、この施策評価では58ページ、ここでは給水人口だとか最大配水能力とか、それから今漏水対策の問題は出ておまして、一番市民が望むこととしては、一番下のほうにですね、水道料金が福岡市や近隣団体と比べて高いと、私も何回も料金の引き下げをいただけないかということで質問させていただきましたが、ここで言う安定供給のめどが一定立ったが、将来水余りが出るのではないかという、私が質問した内容がここにも書かれているわけですが、これだけ今まで、鳴瀬ダムや海水淡水化施設からですね、水を確保してきました。担当課としては、太宰府のこの特殊な事情としては、マンションなど1つ管から20件から30件でも利用率があれば効果があるんだけど、1世帯に1つの管を枝線というかですね、こ

の枝率が少ないために、どうしても経費的なものもかかるという説明があっておりました。

そういう部分の中で、追加資料の14ページに、まずこの不納欠損で落とした内容が具体的に書かれております。行方不明が125人、死亡が2人、破産宣告が3人、給水停止執行中が6人、そして支払い協議不調が1人で、これが状況ですが、現在のところ平成19年度で合計3,134万9,988円、こういう未収額があると。

右側の15ページに山神水道企業団、福岡地区水道企業団と太宰府市の2カ所の浄水場の単価を出してほしいというふうをお願いをしたところ、出していただいておりますが、やはりこの市内の浄水場というのが、単価では280円88銭、山神水道企業団が174円31銭、福岡地区水道企業団が231円33銭、平均すると216円20銭という数字を出していただいて、当然この一番かかるのは、配水給水費と減価償却と支払利息と人件費ということで、こういう金額に、原価に上乘せをしますからこういう状況になると思うんですが、ある一定料金も引き下げが可能ではないかなというふうに思うんですね。

いつも課長は大変厳しいという回答ばかりですが、もう当初からずっと高い水道料金でいってございまして、ある一定の見直しの可能性はないのかどうかですね、その辺を含めて、予算上は翌年度繰越利益剰余金として5億7,579万2,299円あると。貸借対照表、損益計算書から見て、水道事業会計は大変安定はしているんですが、総合的な考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 3点のご質問だと思います。

まず1点目、平成19年度の収納状況での平成19年度分の収入未済額が、水道事業、下水道事業も一緒でございますけど、3月31日で締めまして出納整理期間ございません。一般会計が5月31日まででございますが、3月31日その日に締めてしまいまので、決算上は3月31日の決算でございます。そのときの未収金につきまして、5月31日の状況は、平成19年度分につきましては、未済額が982万4,735円、ここまで一応収入をしております。ですから、平成19年度分、現年度分の5月31日現在の収納率は99.08%でございます。過年度分まで入れまして、全体の5月31日の水道使用料の収納率は98.14%でございます。

それと、2番目のご質問の平成16年度の不納欠損額の特徴、内訳でございますが、これ、昨年からですが、平成18年度から不納欠損が民法のほうにかわりまして。ということで、時効が2年になりましたので、今回平成16年度分について徴収停止を行い、不納欠損処分にさせていただいております。この内訳につきましては、今武藤委員がご説明いただきました追加資料の14ページのほうに記載しております、このとおりでございます。

3番目の一番大きな料金のほうなんですけど、平成19年度の決算におきましても約1億1,000万円という大きな純利益を生じております。ただし、この純利益の生じた内容を申し上げますと、決算書に載っておりますとおり、そのうち約1億5,600万円が加入負担金収入でござい

す。この加入負担金収入がなくなりますと赤字という決算でございます。

加入負担金収入も、開発行為が一定おさまりましたら、かなり減ってまいります。私どもが平成30年度までの10年間の財政収支予測を立てる中で、今1億5,000万円ほど加入負担金が入っておりますが、これを6,000万円ほどぐらいまで一応落としたところで財政収支予測を立てております。もう一つ懸念しますのが、平成25年度、大山ダムからの供給が開始になりますと、平成25、26、27、28、29、30年度、当分の間、1億2,000万円から9,000万円ぐらいの赤字決算を見込んでおります。その辺まで含めたところで、今市長から指示がっております値下げができないかという、そういう指示をもとに今模索しております。ただ、ここで一つだけ申し上げたいのは、値下げはできません。ただし、一般家庭用の料金を引き下げることが可能とすれば、大口の料金を引き上げる、こういう手法を今模索しております。その辺を、特に筑紫野市、大野城市、春日那珂川水道企業団の料金に太宰府市も近づけたいという夢を持っております。そちらに近づけるべく今模索してますので、もしばらくお時間を下さい。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、私がこの問題で質問したようにね、事業所用は全額経費ですよ。だから、事業の場合は経費に入れられる、営業している場合ですね。ところが、一般家庭では経費の算入にならないでしょ。だから、事業用と家庭用との料金の、今同じになっているんで、これを見直してもらえないだろうか。だから、経費に入れられるのは幾ら使っても経費に入る。使えば使うほど高くなる太宰府の水道料金で一般家庭には大きな負担になる。下水道と一体化してますからね。だから、その辺で見直していただきたいというのと、それからいろんな水道企業団ありますけど、水道企業団でははっきり言って退職引当金とかというものが要なんです。太宰府市の場合は公務員ですから退職引当金はこういう状況の中で退職組合の中にもう入れこんでおると、独自に出す必要もないと、こういう状況もあるし、毎年黒字に来て、投資が余りにもね、今までずっとしてきたんで、今後の投資の必要はないんじゃないかなと、どれだけ水の供給を広げていくかというのがひとつあるから見直しができるんじゃないかと思うんですよ。この原価ですけど、こんなにやはり減価償却費まで含める必要があるのかなと思ったんですね。それで、この15ページ審査資料の。山神水道企業団が75円20銭、福岡水道企業団が海水淡水化とかいろんな部分については向こうから太宰府市に水をもらっているわけじゃありませんから、筑後川のくみ上げた水をお互いの浄水場に持ち込んで浄水して太宰府市に配水している。これが127円87銭と。逆に、松川、大佐野両浄水場については、もう本当に長い間、三十何年も前からつくった施設で、単価は76円87銭。山神水道企業団の原水と余り変わらないんですよ。ところが、今までの事業だとか都府楼団地の配管の取りかえだとか、投資した部分のそういう配水のための電気代が入ったり、支払利息や人件費とかあるんですが、減価償却費まで含めるからこんな大きな単価になるんじゃないかというふうに私思うんですけどね。だから、減価償却というのは、当然投資をして、それを内部留保として決算上落としていくわけですから、これを外すとこの供給単価216円20銭はまだ安くなるんじゃないかと

いうふうに考えているんですが。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 恐れ入ります。決算書の5ページをお開きいただきたいと思えます。

供給単価、要するに水道料金を見直す場合でしたら、1 m³の水をつくるのに幾らかかるのか、給水原価が当然出てまいります。その給水原価を算定するのに、算出しますのに一番下の表でございます。人件費から動力費、薬品費、減価償却費、それから資産減耗費、企業債の支払利息まで、これが要するに経営の3条予算での執行になりますので、ここまでを含めたところで料金を幾らにするかという部分が出てまいります。ですから、当然1 m³の水を幾らでつくっているのかというのは、減価償却費まで入るものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） これは、それなりの方式ですよ、経営のね。ただし、減価償却というのは、はっきり言って所得から減価償却しているのは、本当は引くことのできるものでしょうが。いろんな事業されている方については、早く言えば申告の中から減価償却は所得から引くことができますよと、これは企業会計ですから。だから、その企業会計で言う減価償却を引くことができるのを、原水価格にそういう部分まで含めるので、本来はこの部分を計算上はこうなるんだけど、これを外すと76円は安くなるんじゃないかという私の考え方。あなたの考え方は全く違う。ただし、事業をやっている者は、減価償却を5年とか7年とか、乗用車の場合は7年、軽自動車の場合は5年だとか、建物を建てれば22年にわたって減価償却というのは所得から引くことができるんですよ。それが水道料金の中にこの金額が入れられて単価とすることは、私は少し矛盾点があるなど。だから、この部分を外せば水道料金下がるじゃないですかと。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 武藤委員さんから時々現金預金がかかなりあるじゃないかという質問を受けます。その現金預金之余り減らない一つは、この減価償却費でございます。減価償却費は、決算上は3億円、4億円を支出したことになります。だけど、現金は伴いません。ただ、減価償却費は、要するに建設改良費、要するに水道管を布設する、第6次拡張事業をする、そういう4条予算の建設改良費の不足額の補てん財源と、もう一つが企業債の支払元金、要するに借金の支払元金に充てるという原則がございます。その辺で、今水道事業は、借金残高が20億円を切りましたので、その辺が少し楽なところはそこでございます。それともう一つは、大山ダムからの供給開始に向けて第6次拡張事業また執行しております。これが、もうしばらく、やはり10億円近くかかります。それともう一つが、先ほど大江田課長が説明しました、今漏水が増えてきております。有収率が少しずつ下がってきてます。それでも、県下あるいは全国類似団体に比べて太宰府市の有収率はまだ高うございますけど、それでも下がってきており

ます。それで、昭和41年、松川ダム供給開始して、言ってみましたら、四十二、三年がたちます。ですから、今まで太宰府市内に埋設しました水道管の耐用年数が少し来ているところがございます。その辺から老朽管の布設がえ、更新事業というのがこれから出てまいります。これは、まだ今のところ水道事業会計では試算しておりません。これが大きな課題です。ですから、これから先どれくらい更新していかなければいけないのか。何年かかるのか。資金がどれくらい要るのか。というのが、平成20年度、平成21年度に向けてこれを計画してまいります。その辺もございまして、減価償却費というのは、太宰府だけじゃなくて企業会計ではこの料金計算に入れるものでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まずね、21ページ、この減価償却でいろんな投資をしていく、配管を設置する、それがはっきり行って資産になるわけですけど、それをどういう形で減価償却していくかという、普通商売する上で品物を買ったものが一遍で1年で落とせないから何年かかけて減価償却をやるわけですけど、この太宰府市全体に水道事業をやるために投資したものを減価償却、平成19年度で3億6,027万9,356円ありますよというのが、ここ出ているんですね。

それからですね、一つは、以前論議になったことがあります、大佐野と松川浄水場の運転業務を委託したんですよ。この効果というのは大きいと思いますよ。そういう経営努力をされているということ。

それから、25ページをあけていただいてね、太宰府市の、いろいろ繰上償還などしてきた経過がありますが、もう昭和53年3月24日の分は平成20年3月で償還が終わった、昭和57年も終わってますね。ずっと見ておりましたら、もう0、0というのが3つあります。最終的には未償還額、太宰府市の水道事業会計の借金は9億1,449万5,062円ですよ。だから、ここの部分がまず企業債の明細書として、これはその財政金融の部分ですね。これが、その繰上償還できない分でしょ、こっちは。それから、公営企業金融公庫というのが一つありまして、こちらでは19億262万6,929円。だから、両方合わせても大体この28億円ぐらい。まだあるの。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 決算書の25ページは財政融資資金でございまして、この分、平成19年度補正予算をさせていただき、7%以上の分での繰上償還をいたしました。約8,000万円でございます。ですから、今水道事業では5%を超える利率のものはもうなくなりました。

それと、26ページは公営企業金融公庫債でございまして、あわせまして、19億262万6,929円が企業債残高でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうするとね、そういうようにほかの部分も見て、今まで長い間水道事業をやってきて、借金も返せる状況というのが具体的に事務報告にあるけど、今、こういう状況の中で私がいつも言うように、今、現金として幾らだったかな、ここに書いたのは。今、現金今幾らあるのかな。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 平成19年度決算、16ページをお開きください。

未収金未払金の差がございますけど、決算上の現金預金は16億8,600万円近くでございます。ただし、これに国債を購入してます上の投資がございますので、これが4億9,990万円、合わせますと21億8,000万円ほどでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だからね、私がいつも言うようにな、金がない、厳しい、何とかかんとかというけど、借金ははっきり言って約19億円でね、現金は約21億8,000万円あってね、そして水道料金は引き下げられないとか、単価は高いとか、この矛盾があるからあなたといつもこの論争するんよね。一時ね、もう水道、この中から上下水道で2億5,000万円ずつ出してもらって、その駐車場の上に別館つくって、そこに上下水道局つくって。そうすると、庁舎も大分広くなるよと一般質問したことがあってね、前向きに慎重に検討をしますという回答やった。前向きに慎重に検討した結果、何もせんやったけどね。

（「あれから何年なるかな」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 6年になる。だから、ある一定、私のほうとしては、水道料金は見直しはできるなど、これを見ておってですね。だから、今、課長として、市長も指示をしているようですが、やっぱり一般家庭と事業用家庭と見直しを早急にひとつしていただくように。お金もあるわけですから。さっきも一般会計で言ったように、水道事業にはお金は出せませんけど、下水道事業にはあんなお金をやっぱり出しているわけでしょ。その辺の調整も図りながらやっていただきたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 今、いろいろ水道料金の問題とか預金、それから起債償還と、いろんな質問をいただいた中でですね、上下水道部としましても、昨年の時期は今ごろだったと思うんですが、水道料金の見直しを検討しようというところで指示をしております。水道料金につきましては、太宰府市の場合は大体40㎡までが高いと、他自治体よりもですね。それ以上のところはほかの自治体よりも少し低いということもございますので、事業所については経費に見込まれるということも言っていたらいいんですが、その辺も含めまして検討をするようにという指示もしております。それで、一つは大山ダム、それから五ヶ山ダムからの水の供給をいただくようになるんですが、その辺の兼ね合いと、それを受けるためのいろんな準備、そういうものもありますし、浄水場の委託、浄水場をどういうふうに運営していこうかということもあります。五ヶ山ダムが平成30年に来ますので、それに向けてですね、もう少し具体的な計画づくりをするということですね、企業内のほうでの検討、それから副市長のほうからも指示を受けていることもございますので、そういう具体的なこれからの進め方ということも検討しているという状況がございますので、もう少し時間をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。
採決を行います。

認定第7号「平成19年度太宰府市水道事業会計決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第7号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後3時53分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 認定第8号 平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第8、認定第8号「平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

先ほどの水道事業会計決算書と同じように、下水道事業会計決算書につきましても、1ページから30ページまであります。それぞれ関係する箇所があるかと思いますので、一括して質疑を受けていきたいと思えます。

どなたか質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 委員長が報告するときに、何もありません、質疑もなかったとは困るでしょうから。私も以前委員長させてもらったときに一番困ったのが、質疑もなくてというのが一番困りまして。

追加資料16ページ。大変また資料出していただきましてありがとうございます。ここで、先ほども説明いただきましたが、2年で時効というのが先ほど説明あったですね。ところが、この場合は、下水道使用料の場合については、先ほど水道料金では平成16年度落としているけど、それでもその以下が残ったんですね。こういう収入未済額については、この下水道使用料の場合、井戸水の利用の関係があるかと思えますが、この部分について不納欠損は平成13年度分落として、平成14、15、16、17年度、だから水道料金と下水道使用料の内容が少し違うんですよ。その辺を少し説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 平成17年度までは、水道及び下水道とも地方自治法に基づきまして5年の時効で処理しておりました。最高裁の判例が出ました後、水道料金につきましては、地方自治法ではなく、民法、民法の適用を受けるというはっきりと最高裁の判例が出ましたので、平成18年度から水道料金については時効は2年ですよということになりました。ということで、平成18年度から水道料金はそのような処理をしました。下水道使用料につきましては、地方自治法の適用を受けた5年でございますので、それは以前から変わっておりません。それで、今回平成13年度の不納欠損処理をさせていただいたというものでございます。

それと、資料要求があつております、この追加資料についてちょっとまたご説明させていただきます。

下水道使用料は、前年度の決算特別委員会の中でもご説明いたしましたけど、下水道使用料につきましては、水道事業会計のほうにその徴収事務を委託しております。その分で、下水道使用料の市水分の3月分については、水道事業会計のほうで収納して預かり金として処理しています。それが、4月以降に下水道事業会計のほうに入ってきますので、実質的な収納率は平成19年度分で行きますと、この資料に書いております水道事業の預かり下水道使用料が、平成19年度からそれ以前の分まで含めまして5,603万433円でございます。これは、実質もう収納されたものでございますので、それで計算いたしますと、平成19年度分、現年度分の収納率が97.78%でございます。最終的な全体の収納率が94.68%でございます。これも、水道事業と同じように、出納整理期間がございませんので、市税あたりと同じような比較で、5月31日で比較いたしますと、現年度分の収納率が98.83%でございます。全体の収納率が、95.74%となっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、ここでは平成13年度を513万4,735円を落としてますが、今後平成14年度、努力もしていただいて、平成15年度という形で年々不納欠損で落としていくということになるというのが1点ですね。それから、18ページ、決算書の。現在、この下水道については、国債は買ってないですね。現金として18億8,880万4,807円現金預金があるというふうに受けとめとっていいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） はい、そのとおりでございます。

ちょっと追加させていただきます。

平成19年度決算では18億8,880万円余の現金預金を有しております。平成19年度の補正予算の中で、議会の中でご説明させていただきましたけど、平成19年度、平成20年度、平成21年度3年間に財政融資資金、昔の大蔵省の借金の分の5%以上について繰上償還を一定認められています。これが、平成20年度、平成21年度そのとおりに認められましたら、平成21年度、17億7,000万円ほど繰上償還する予定にしております。今のところ下水道事業会計、事務局では一

括繰上償還して、借りかえは行わないところでしております。ただし、そうなりますと現金預金が4億円ちょっとになりますので、その辺は今後ちょっと慎重にまた、一部借りかえを行うのかも検討していきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、今預かり金として5,603万433円は、この現金預金の中に入っているんですか、含めてないんですか。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 資料要求があっております審査資料の5,603万433円は、水道事業会計の決算上の預かり金の中に入っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、現金預金の中には入っていないということでしょ。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 下水道事業の現金預金の中には入っておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、これが当然歳入に入ってくればね、現金預金ははっきり言って今18億円が少なくとも20億円近くになる可能性もあるなというのと、それから今言ったように、26ページにはこういう形で繰上償還をしましたよと、7%の部分が一挙にずっとたくさんありますが、今後、その次の部分をあけていただくと、28ページ、29ページ。まず、どの辺を繰上償還をしようと思っているんですか。一番金額的にも大きな未償還残高で2億5,000万円とか、利率6.15%なんかがあるんですよ。だから、6%以上というのが上のほうに2件と、それから下のほうに、これは郵政省から借りたのが6.20%というのがあります。この1、2、3件を繰上償還する考え方ですか。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 一部違いますけど、平成20年度に6%台、平成21年度に5%台を繰上償還する予定でございます。ですから、平成21年度末には5%以上の利率のものはすべてなくなる予定でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） その結果、どのくらいの、元利という関係がありますが、繰上償還した後ですね、利息の関係では、最終的には2億円ぐらいの減額になると思うんですが、これだけ大きな金額を繰上償還すればですね、利子だけでも2億円近くの負担が少なくなると思いたが。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 3月議会の建設経済常任委員会の中ではご説明申し上げたと思うんですが、3年間で少し大まかな数字で申しわけございません、資料を持ってきておりませんので。3年間で繰上償還しました、言ってみれば効果が11億円。ただし、平成19年度、平成20年

度分は借りかえをいたしますので、その借りかえ後の利息までを差し引きますと、たしか9億円弱ぐらいの効果がございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） なあ黒字になるやない。

（「いや、将来にわたってというふうに」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかに質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 審査意見書71ページ。

ここに今後の経営に当たっては北谷、内山地区の整備を初めというのがあってですね、実はこれ、自分の目で確認したわけじゃないんで強く言うことはできませんが、北谷地区において川にそのまま工業用水といいますか、廃液が流されているのではないかというそういう話を伺ったことがあります。現実、そういうことが起きているのかどうかというのが一つと、この北谷、内山地区についての整備はいつごろまでに終わる予定なのか、そのことをちょっと聞きたいんですよ。

○委員長（清水章一委員） 施設課長。

○施設課長（大江田 洋） 北谷、内山地区の今下水道整備すべく努力いたしております。北谷地区につきましては、平成19年度から入りまして、平成20、21、22年度ぐらいまでかかるんじゃないかと思っております。内山地区につきましては平成21年度から入っていくということしております。

先ほど言われました工場廃液ということに関しましては、うちのほうでは確認しておりません。環境課のほうで何度かそういう話で現地のほう見に行ったとかという話は聞きましたけども、そのことについてはうちのほうは把握しておりません。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今言われたのは、環境課のほうにそういう話があって現地に行った可能性があるかと。

○委員長（清水章一委員） 施設課長。

○施設課長（大江田 洋） はい。只越池というのがありまして、そこの池の水質が非常に悪くなっているというのは、もう何年前から聞いておりまして、そこに水質調査に行ったという話は聞いております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 私が、今話をした川のほうには、川の件についてはご存じないと。

○委員長（清水章一委員） 施設課長。

○施設課長（大江田 洋） はい、それについては把握しておりません。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号「平成19年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手であります。

したがって、認定第8号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後4時07分〉

○委員長(清水章一委員) 以上、本会議において報告をいたします。

以上で決算特別委員会に付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(清水章一委員) ここでお諮りをいたします。

本会議における決算特別委員会の審査報告は、当委員会が全議員で構成され、具体的な審査内容については後日会議録が作成されることから、要約報告とし、内容につきましては委員長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認め、委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(清水章一委員) これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後4時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年11月21日

太宰府市決算特別委員会委員長 清 水 章 一